

**横浜市が耐震改修工事費用の一部を補助します！**

**－ 横浜市木造住宅耐震改修促進事業 －**

# 申請の手引き

**－ 改訂第3版 －**

**(事業者向け)**

昭和56年5月以前建築の  
木造住宅



平成 26 年 10 月 改訂

横浜市建築局企画部建築防災課

## はじめに

横浜市では、地震に対する木造住宅の耐震性の向上及び震災に強いまちづくりに寄与することを目的として、昭和56年5月末日以前に建築確認を得て着工した、木造個人住宅の耐震改修費用の一部を補助し、木造住宅の耐震改修を促進する、「横浜市木造住宅耐震改修促進事業」を平成11年7月1日より実施しています。

また、耐震改修工事の設計・施工を行うことができる事業者を市長が登録することにより、耐震改修を実施しようとする市民が、安心して信頼できる事業者に工事の設計・施工を依頼できるようにすることを目的とした、「設計・施工事業者登録制度」を平成16年6月1日より実施しています。

事業者のみなさまには、「設計・施工事業者登録制度」の趣旨をご理解いただき、登録事業者又は一時登録事業者の責務を果たし、「横浜市木造住宅耐震改修促進事業」の利用を推進していただきますようお願いいたします。

## 改訂第3版（平成26年10月改訂）での主な変更点

従来の横浜市木造住宅耐震改修促進事業との主な変更点は、以下のとおりです。

- ◇ 耐震改修工事に係る工事費用のみが補助対象になり、耐震改修工事に係る設計費用は補助対象外になります。それに伴い、【耐震設計】計画承認申請と【補強工事】計画承認申請を一つにまとめ、「耐震改修工事計画承認申請」とし、工事着工前の申請を一回とします。
- ◇ 現況の耐震診断及び計画の耐震改修設計に使用できる耐震診断の方法を、一般財団法人日本建築防災協会発行「2004年版木造住宅の耐震診断と補強方法」又は「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」による精密診断法1とします。
- ◇ 従来の制度では、耐震改修工事計画に関して、市独自の審査基準を設けていましたが、今回の制度では、申請者と設計者の合意のうえで立案された設計計画を尊重し、それらの審査基準を廃止します。耐震改修工事に係る設計及び工事監理は設計者の責任で行ってください。
- ◇ 補助金額は、「木造住宅に係る耐震改修工事費」、「補助限度額」及び「耐震改修工事に係る標準的な費用の合計額」のいずれか最も低い額で千円未満を切り捨てて得た額とします。
- ◇ 中間検査は、原則として基礎工事、耐力壁工事及び屋根工事それぞれ一回ずつ実施します。

## 本手引きについて

本手引きは、「横浜市木造住宅耐震改修促進事業」において、事業者が申請書類の作成及び申請の手続き等を適確かつ適正に行い、円滑に事業を実施することを目的としたものです。

「横浜市木造住宅耐震改修促進事業」の申請にあたっては、本手引きに従ってください。

また、耐震改修工事計画の立案にあたっては、「木造住宅の耐震診断と補強方法（2004年版又は2012年改訂版）」に従うほか、原則として、「既存木造住宅の耐震改修工事・施工マニュアル平成21年版-第2刷」に従って施工ができるようにしてください。（ただし、本手引き及び「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」と「既存木造住宅の耐震改修工事・施工マニュアル平成21年版-第2刷」に相違がある場合は、本手引き及び「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」の記載内容を有効とします。）

なお、その他、以下のものも参考としていただけます。

- ◇ 一般社団法人横浜市建築士事務所協会：「既存木造住宅の耐震設計マニュアル改訂版」
- ◇ 一般財団法人日本建築防災協会：「木造住宅の耐震補強の実務—リフォームにあわせた耐震補強のすすめ—」
- ◇ 一般財団法人住宅金融普及協会：「木造住宅工事仕様書」

## **新要綱、本手引き及び新様式の施行について**

新要綱、本手引き及び新様式は、平成 26 年 10 月 1 日以降に提出された耐震改修工事計画承認申請について適用します。平成 26 年 9 月 30 日までに【耐震設計】計画承認申請を行ったものについては、当該申請後すべての手続きにおいて、従前の要綱、手引き及び様式を適用します。

## **横浜市木造住宅耐震改修促進事業に係る要綱について**

本事業は以下の要綱に基づき実施しています。

- ◇ 横浜市木造住宅耐震改修促進事業 計画承認要綱
- ◇ 横浜市木造住宅耐震改修促進事業 補助金交付要綱
- ◇ 横浜市木造住宅耐震改修促進事業 設計・施工事業者登録制度実施要綱

# 目次

## 第1章 横浜市木造住宅耐震改修促進事業について

### I 横浜市木造住宅耐震改修促進事業のフローについて

1	申請までのフロー	5
2	申請以降のフロー	6
	【注意：申請及び承認の取り下げとして扱う場合について】	8
3	変更のフロー（耐震改修工事計画承認通知以降）	9

### II 補助対象及び補助金額について

1	補助対象建築物	10
2	補助対象者	12
3	補助の設計・施工を行うことができる事業者	12
4	補助金額	13
5	耐震改修工事に係る標準的な費用と補助対象工事	13

### III 設計・施工事業者登録制度について

1	目的	16
2	登録事業者と一時登録事業者	16
3	登録事業者の登録要件	16
4	登録事業者の責務及び同意事項	17
5	登録事業者の情報の公開	19
6	登録事業者の登録内容の変更	19
7	登録事業者の登録の取消し	19
8	登録事業者の登録の抹消	19
9	一時登録事業者の登録要件	19
10	一時登録事業者の責務及び同意事項	20
11	一時登録の申請	21
12	一時登録事業者の再度の一時登録申請の禁止	23

### IV 申請にあたっての注意点

1	申請手続きの注意点	24
2	申請者への対応	24
3	その他	27

### V 申請書類について

1	耐震改修工事計画承認申請書類一覧	29
2	耐震改修工事計画承認申請書類の詳細事項	31
3	変更の手続き	49
4	計画変更報告の書類	52
5	名義変更届の書類	52
6	計画変更承認申請の申請書類	53
7	消費税報告兼計画変更報告の書類	53

8	検査申請の書類	54
9	工事完了報告の書類	54
10	補助金交付申請の申請書類	57
11	工事完了日の取扱い	58
12	収支決算書の書類	58
13	耐震改修計画取下げ・取止め届の書類	59
14	申請書類の入手方法	59
15	申請書類の提出先	59
16	横浜市建築局建築防災課の所在地	60
17	横浜市建築局建築情報課の所在地	60

## 第2章 耐震改修工事計画承認申請に係る建築基準法関係法令等への適合について

1	建築基準法関係法令等	61
2	建築基準法第43条（敷地等と道路との関係）及び第44条（道路内の建築制限）	61
3	建築基準法第47条（壁面線による建築制限）	68
4	建築基準法第52条（容積率）	69
5	建築基準法第53条（建ぺい率）	71
6	建築基準法第56条（建築物の各部分の高さ）、建築基準法第58条（高度地区）	71
7	その他特に必要な関係法令等	72

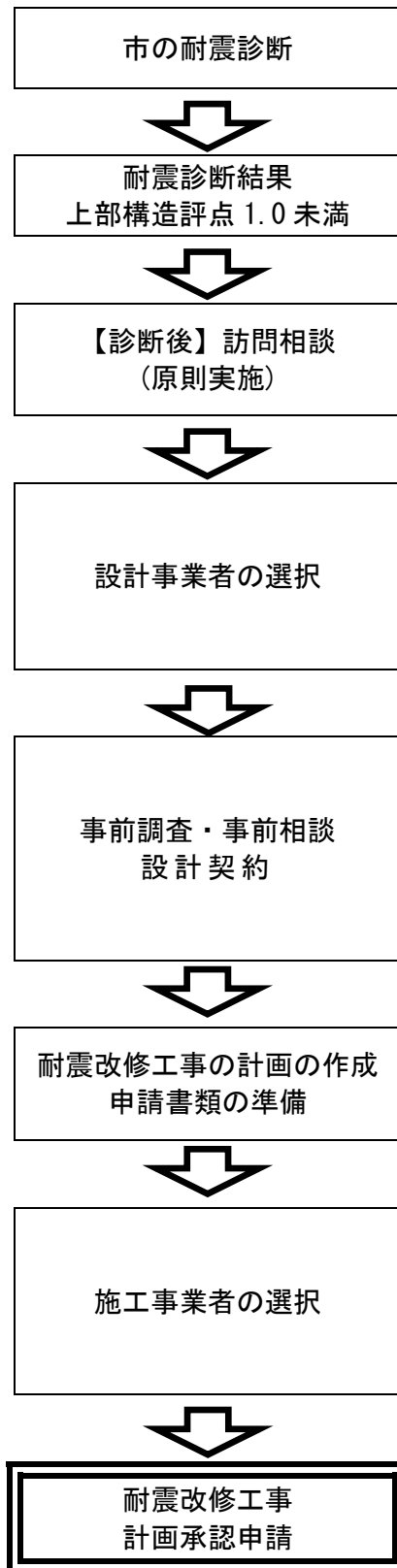
## 第3章 記入要領について

耐震改修工事計画承認申請書（第1号様式）	75
耐震改修工事承諾届出書	76
世帯員確認書	78
横浜市税の納税状況を調査することについての同意書	79
工事費の見積書（参考様式）	80
検査申請書（第6号様式）	81
工事工程表	82
耐震改修工事完了報告書（第7号様式）	83
工事検査シート	85
補助金交付申請書（第1号様式）	87
補助金請求書（第4号様式）	89
耐震改修工事等収支決算書（第5号様式）	90

# 第1章 横浜市木造住宅耐震改修促進事業について

## 1 横浜市木造住宅耐震改修促進事業フローについて

### 1 申請までのフロー



◇ 耐震診断の対象となる住宅に、市が耐震診断士を派遣し、一般診断法での耐震診断を行い、後日耐震診断報告書を郵送します。

◇ 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満の場合に、相談員が自宅に訪問し、耐震診断結果の説明、耐震改修の概算費用、一般的な耐震改修工事の方法等について説明を行います。

◇ 申請者が登録事業者名簿から設計者を選択します。また、申請者が、登録事業者でない設計者を選択する場合は、一時登録事業者の要件を満たしているか確認します。

◇ 申請者が市の耐震診断を受診しない場合は、この項目からの開始になります。これ以降のフローは同じです。

◇ 設計者は、補助対象建築物及び補助対象者であることを事前調査してください。この際に、事前調査の費用及び申請についての説明を必ず行ってください。(設計契約前に事前調査を行う場合)

◇ 設計者は、必要に応じて市への事前相談を行ってください。

◇ 設計者は、補助対象建築物及び補助対象者であることを確認してから、設計契約を行ってください。

◇ 耐震改修工事計画承認申請の書類一式を準備してください。

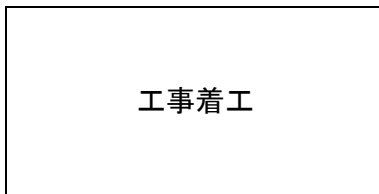
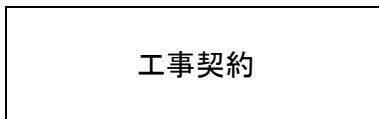
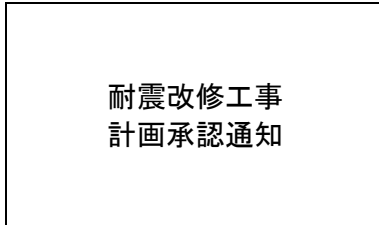
◇ 精密診断法1により、現況の耐震診断を行い、耐震改修工事の計画を作成してください。

◇ 申請者が登録事業者名簿から施工者を選択します。また、申請者が、登録事業者でない施工者を選択する場合は、一時登録事業者の要件を満たしているか確認します。

◇ 工事契約は、市から耐震改修工事計画承認通知書が発行された後となりますので、それまで契約は行わないでください。

◇ 「2 申請以降のフロー」へ

## 2 申請以降のフロー



次のページ  
「中間検査」へ

- ◇ 受付は一般社団法人横浜市建築士事務所協会で行います。耐震改修工事計画承認申請の書類一式を持参又は郵送してください。
- ◇ 審査は横浜市建築局建築防災課又は市委託先が行います。
- ◇ 主に、補助対象建築物及び補助対象者であるか及び耐震改修工事費等について、審査を行います。

- ◇ 耐震改修工事計画承認通知書は申請者に直接郵送します。
- ◇ 計画承認通知で補助区分及び補助予定額を通知します。(補助金額の確定は耐震改修工事完了報告後であり、当該工事が完了しない場合には補助金の交付は行いません。)
- ◇ 中間・完了検査及び検査員氏名についてお知らせします(計画承認通知とあわせて郵送します)。

- ◇ 耐震改修工事計画承認の通知日から 30 日以内に工事契約を行ってください。
- ◇ 契約者は申請者と同一としてください。

- ◇ 工事契約後、速やかに工事着手してください。
- ◇ 工事工程が定まり次第、検査員に連絡をとり、検査員に工事工程表を渡してください。
- ◇ 工事着手後、申請の内容に変更が生じた場合は手続きが必要となります。詳しくは、P. 49 を参照してください。

- ◇ 中間検査を受検する 5 日前までに、一般社団法人横浜市建築士事務所協会に検査申請書一式を持参又は郵送で提出してください。
- ◇ 中間検査申請書の提出がない場合には、中間検査を実施しませんので、注意してください。



## 中間検査

- ◇ 検査員に連絡をし、検査予約をし、以下の工程で中間検査を受検してください。（事前に工程表を検査員に提出してください。）

### 【中間検査を行う工程】

- ◇ 配筋完了時（基礎工事を行う場合）
- ◇ 面材・軸組・金物等設置完了時（耐力壁工事を行う場合）
- ◇ 既存屋根撤去完了時（屋根工事を行う場合）
- ◇ その他市長が必要と認める工程
- ◇ 耐力壁工事については、検査を行う工事箇所数を市が指定するので、原則として、一回で全ての検査を行うことのできる工事箇所を、検査員と相談のうえ選択し、検査を受検してください。（一回の検査で指定した数の工事箇所を検査することが難しい場合は、検査員と相談のうえ、複数回の検査を受検してください。）
- ◇ 基礎工事及び屋根工事については、それぞれ一回の検査を受検してください。
- ◇ 検査日の直前の検査予約は対応できません。余裕を持って予約をしてください。
- ◇ 検査を受検する前に、代表となる設計者（※）による検査を行ってください。また、検査には、代表となる設計者（※）が立ち会ってください。
  - ※ やむを得ない理由がある場合は、当該事業者に所属する建築士の立会いでも可。
- ◇ 中間検査を受検する際には、工事検査シートを用意してください。
- ◇ 中間検査の内容は記録に残し、検査員から指示がある場合には従ってください。
- ◇ 中間検査を行う箇所について変更がある場合については、「3変更のフロー（耐震改修工事計画承認通知以降）」を参照してください。

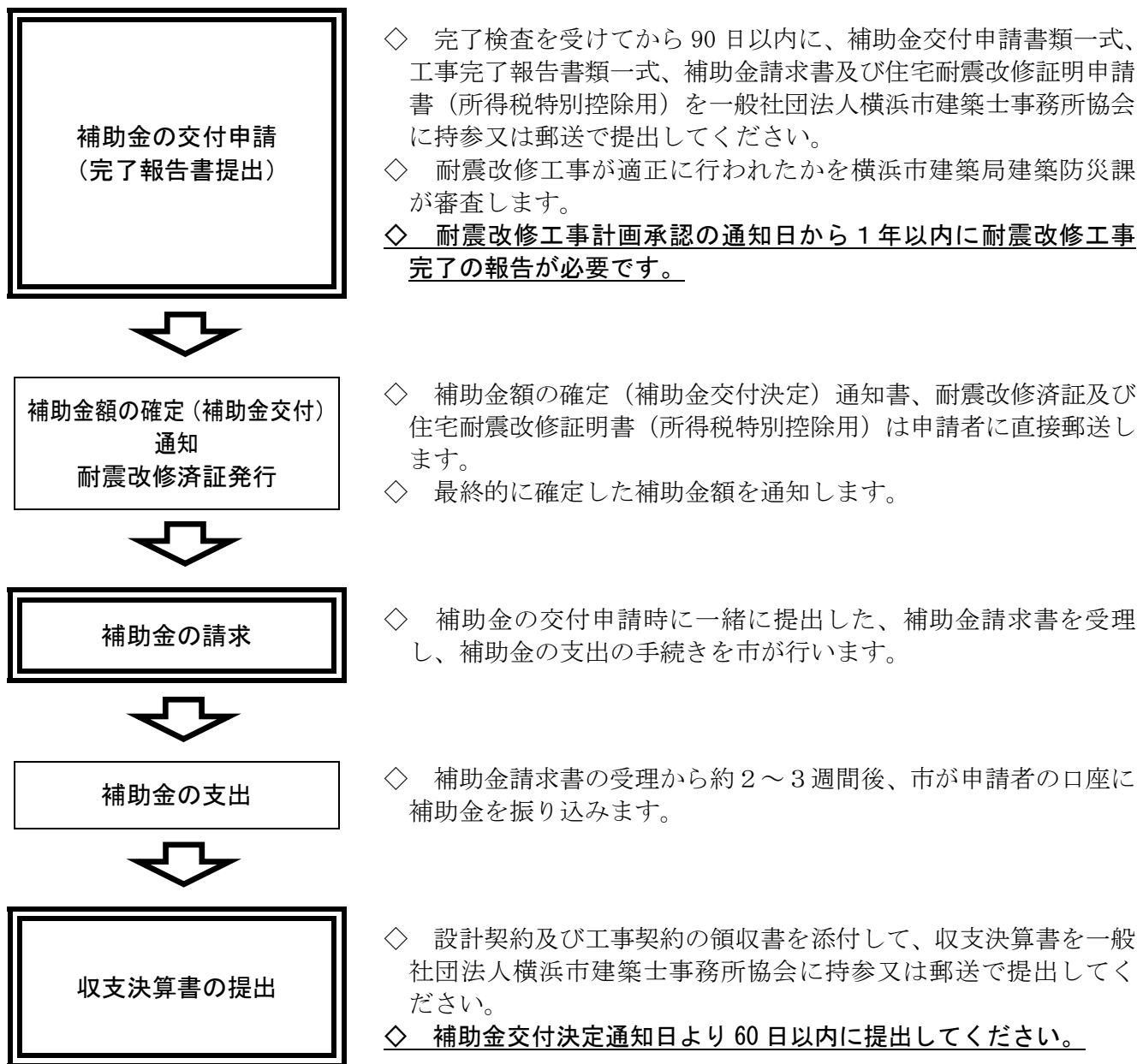


## 工事完了 完了検査

- ◇ 補助対象外工事を含む、全ての工事が完了したら検査員に連絡をし、検査予約をし、工事完了から 30 日以内に完了検査を受けてください。
- ◇ 検査日の直前の検査予約は対応できません。余裕を持って予約をしてください。
- ◇ 完了検査を受検する前に、代表となる設計者（※）による検査を行ってください。また、検査には、代表となる設計者（※）が立ち会ってください。
  - ※ やむを得ない理由がある場合は、当該事業者に所属する建築士の立会いでも可。
- ◇ 工事検査シートを用意し、完了検査を受けてください。
- ◇ 現地の出来形をもとに検査を行います。検査員からの指示がある場合は、それに従ってください。
- ◇ 法令違反・既存不適格の是正工事が必要な場合は、是正内容を検査します。
- ◇ 工事が適正に行われたことが確認されると、検査員が工事検査シートに署名及び押印を行います。
- ◇ 確認申請が必要であった場合は、別途、建築基準法上の完了検査を受検し、検査済証を取得してください。
- ◇ 代表となる設計者（工事監理者）は、耐震改修工事の完了確認後、速やかに「耐震改修に伴う固定資産税の減額措置に必要な証明書」を申請者に発行してください。







**【注意：申請及び承認の取り下げとして扱う場合について】**

本事業の申請の手続きには期間が定められています。次の期間を超えた場合には、申請の取り下げとして扱う場合があります。

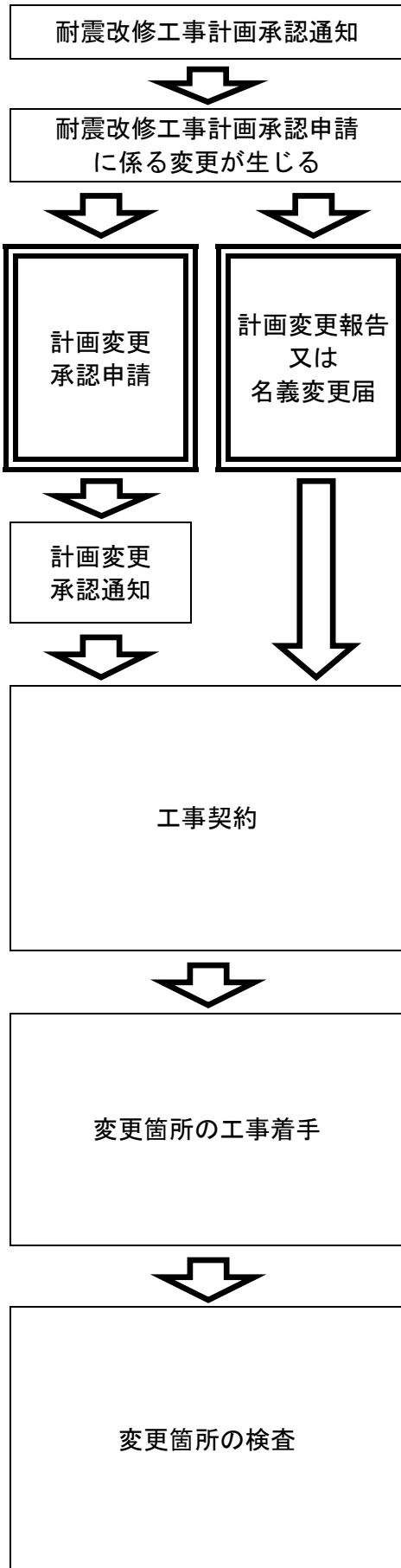
- ① 耐震改修工事計画承認申請（審査開始日）から、耐震改修工事計画承認通知まで 180 日以内
- ② 耐震改修工事計画承認通知から、工事契約締結まで 30 日以内
- ③ 耐震改修工事計画承認通知から、耐震改修工事完了報告まで 1 年以内
- ④ 工事完了から、完了検査を受けるまで 30 日以内
- ⑤ 完了検査を受けてから、耐震改修工事完了報告及び補助金交付申請まで 90 日以内
- ⑥ 補助金交付申請（審査開始日）から、補助金額の確定通知まで 180 日以内

**【事業者登録の取り消しに関する注意事項】**

上記の【注意：申請及び承認の取り下げとして扱う場合について】の①～⑥に掲げる期限を超えた場合には、申請者に起因する場合を除き、事業者登録を取り消す（再度の一時登録申請を認めない）場合があります。

また、本事業に係る手続きにおいて、市長が当該登録事業者書類の追加提出又は訂正を求めた後に、90 日以上書類の追加提出又は訂正がされない場合は、事業者登録を取り消す（再度の一時登録申請を認めない）場合があります。ただし、当該事業の申請者に起因する場合は除きます。

### 3 変更のフロー（耐震改修工事計画承認通知以降）



◇ 耐震改修工事計画承認通知以降のフローです。

◇ ここでいう変更とは、計画変更承認申請、計画変更報告及び名義変更届が必要な場合をいいます。

◇ 受付は一般社団法人横浜市建築士事務所協会で行います。耐震改修工事計画変更承認申請、計画変更報告又は名義変更報告の書類一式を持参又は郵送してください。

なお、計画変更報告については、横浜市建築局建築防災課に直接持参又は郵送してもかまいません。

◇ 審査は横浜市建築局建築防災課が行います。

◇ 計画変更承認通知書は申請者に直接郵送します。

◇ 計画変更承認通知で、変更後の補助区分及び補助予定額を通知します。

◇ 変更後の工事契約は、必ず計画変更承認通知後、又は、計画変更報告書・名義変更届の提出以降としてください。

ただし、変更契約であり、かつ、補助対象外である、耐震改修工事以外の工事費の変更契約については、契約後の計画変更報告も可とします。

◇ 契約者は申請者と同一としてください。

◇ 契約後、速やかに、契約書の写しを一般社団法人横浜市建築士事務所協会に持参又は郵送してください。

◇ 計画変更承認申請の場合は、変更箇所の工事着工（中間検査の受検を含む）は、計画変更承認通知後としてください（契約金額に変更がない場合を含む）。

◇ 計画変更報告の場合は、変更箇所の工事着手する前に、必ず横浜市建築局建築防災課への相談が必要です。相談を行わず、工事施工が行われた場合は、補助金の交付ができない場合がありますので、注意してください。

◇ 耐震改修工事計画承認申請に係る計画変更報告の場合は、当該変更箇所について、横浜市建築局建築防災課への相談を行っていない場合には、中間検査を中止する場合がありますので、注意してください。

◇ 完了検査を受検する前（工事検査シートの工事監理者確認日より前）に、全ての変更の手続きを終了させていることが必要です。完了検査時に、変更手続きが行われていないことが分かった場合には、完了検査を中止します。

## II 補助対象及び補助金額について

### 1 補助対象建築物

補助の対象となる建築物は、以下の全てに該当するものです。

- ① 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を得て着工された、木造在来軸組構法の 2 階建て以下の住宅
- ◇ 建築基準法施行前に着工された建築物も対象とします。
  - ◇ 建築確認の履歴が不明の場合は、横浜市建築局建築防災課に相談してください。
  - ◇ 昭和 56 年 6 月 1 日以降に増築工事が着工され、増築部分の延べ面積が、現況及び耐震改修工事完了時の延べ面積の 2 分の 1 を超えるものは対象外です。
  - ◇ 混構造の建築物は対象外です。
  - ◇ 構造上 3 階建てとなるものは対象外です。ただし、構造上 3 階となる部分が、建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 8 号の規定により階数に算入されない場合で、かつ、当該部分の安全性を耐震改修工事の計画をたてる設計者が確認した場合を除きます。
  - ◇ 小屋裏物置等があり、現況が 3 階建てであっても、工事完了後に 2 階建てとなるものは対象とします。
  - ◇ 住宅の用途がない建築物は対象外です。
  - ◇ 意匠上一体のものは、全て安全性を確認する（木造在来軸組構法の場合は、上部構造評点を 1.0 以上にすることとします）。
  - ◇ 同一建築敷地内に複数の建築物（用途が住宅のもの）がある場合（母屋と離れ等の場合）は、原則として、全て安全性を確認する（木造在来軸組構法の場合は、上部構造評点を 1.0 以上にすることとします。ただし、やむを得ない事情がある場合は、1 棟のみを補助対象建築物とすることができることとします（ただし、離れのみを補助対象とすることはできません）。この場合、補助対象建築物にしなかった建築物は、今後、本事業を利用して補助を受けることはできません。
  - ◇ 長屋や、同一建築敷地内にある複数の建築物（用途が住宅のもの）がある場合（母屋と離れ等の場合）であっても、本事業の申請は 1 件として取扱います（2 件以上として、申請することはできません）。
- ② 耐震診断の結果、上部構造評点又は総合評点が 1.0 未満であると診断された住宅
- ◇ 具体的には、以下のアからエのいずれかに該当する住宅をいいます。

<p><b>ア 市が実施した耐震診断の結果、上部構造評点又は総合評点が 1.0 未満と診断された住宅</b></p> <p><b>イ 市が平成 19 年 8 月以前に実施した耐震診断の結果、総合評点が 1.0 以上であったが、精密診断法で耐震診断の結果、上部構造評点が 1.0 未満となった住宅</b></p> <p><b>ウ 市の耐震診断を受診したことがない住宅で、精密診断法で耐震診断の結果、上部構造評点が 1.0 未満となった住宅</b></p> <p><b>【注意】</b> 市が平成 19 年 9 月以降に実施した一般診断法による耐震診断の結果、上部構造評点が 1.0 以上となった住宅は、補助対象建築物にはなりません。</p>
---
  - ◇ 「上部構造評点」とは、一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める、一般診断法又は精密診断法での耐震診断の結果を表す指標値です。

- ◇ 「総合評点」とは、財団法人日本建築防災協会(当時)発行の「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」に定める、「わが家の耐震診断表」による耐震診断の結果を表す指標値です。
- ◇ ここでいう「精密診断法」とは、一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法(2004年版又は2012年改訂版)」に定める、「精密診断法1」をいいます。
- ◇ 市の耐震診断は、平成19年8月以前に実施したものは、財団法人日本建築防災協会(当時)発行の「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」に定める「わが家の耐震診断表」で、平成19年9月1日以降に実施したものは、一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法で行っています。

### ③ 上部構造評点(精密診断法による)が1.0以上となる耐震改修工事を行う住宅。

- ◇ 一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法(2004年版又は2012年改訂版)」に定める、「精密診断法1」による耐震診断を用いて、建築物全体の上部構造評点が1.0以上となる耐震改修工事を行う住宅が対象です。
- ◇ 一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法(2004年版又は2012年改訂版)」に定める、「一般診断法」による耐震診断を用いて耐震改修工事を行う住宅は対象外です。

### ④ 所有者等が自己の居住の用に供する住宅

- ◇ 「所有者等」とは、「所有者、所有者の配偶者若しくは一親等の親族(所有者の両親、所有者の子、所有者の配偶者の両親、所有者の子の配偶者)」のことをいいます。
- ◇ 補助対象となる住宅は、『「一戸建ての住宅」、「多世帯住宅」、「事務所及び店舗等非住宅部分を所有者等が経営(利用)している併用住宅」、「長屋」及び「共同住宅」』(※)です。ただし、住戸が複数ある場合は、全ての住戸について、当該住戸の所有者等が自己の居住の用に供している住宅が対象です。

なお、1世帯が居住するのは1住戸のみとして取扱います。

※ 「建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例(編集:日本建築行政会議)」等を参照してください。

- ◇ 貸家・空家等の部分がある住宅は対象外です。
- ◇ 耐震改修工事完了の報告までに「所有者又は所有者の配偶者若しくは一親等の親族が自己の居住の用に供する住宅」となる住宅は対象となります。

### ⑤ 建築基準法関係法令等に適合する住宅

- ◇ 具体的な項目については、P. 61を参照してください。
- ◇ 耐震改修工事と同時に増築を行う場合は、工事完了後の状態が建築基準法関係法令等に適合する必要があります。
- ◇ 耐震改修工事と同時に増築を行うにあたり、建築確認申請が必要な場合は、耐震改修工事完了の報告までに検査済証の写しの提出が必要となります。

## ⑥ 過去に市の耐震改修に係る補助を受けていない住宅

### 2 補助対象者

補助の対象者となるものは、次の全てに該当する者とする。

#### ① 1の「補助対象建築物」の所有者等のうち、当該住宅に居住している者で、自己の居住の用に供するため耐震改修を行う者

◇ 「所有者等」とは、「所有者、所有者の配偶者若しくは一親等の親族(所有者の両親、所有者の子、所有者の配偶者の両親)」のことをいいます。

◇ 申請者は、以下のとおりとします。

##### ア 「補助対象建築物」に所有者本人が居住している場合

⇒ 居住している所有者本人を申請者とします。

※ 居住している所有者が複数いる場合は、そのうち代表者が申請者となります。

##### イ 「補助対象建築物」に所有者本人が居住しておらず、「所有者の配偶者若しくは一親等の親族」が居住している場合

⇒ 居住している「所有者の配偶者若しくは一親等の親族」を申請者とします。

※ 居住している所有者の配偶者若しくは一親等の親族が複数いる場合は、そのうち代表者が申請者となります。

##### ウ 「補助対象建築物」に現在居住しておらず、耐震改修工事完了の報告までに居住する場合

⇒ 耐震改修工事完了の報告の時点で、アに該当する場合は、アに従い、イに該当する場合は、イに従います。

◇ 長屋等で、各住戸が区分所有されており、かつ、耐震改修工事の契約を区分所有者(住戸)ごとに行う場合は、「各住戸の上記アからウに該当する者」が連名で申請してください。(この場合、耐震改修工事計画承認書を提出する前に市にご相談ください。)

◇ 所有者が複数いる場合は、申請者以外の所有者からの耐震改修工事承諾届出書(様式あり)の提出が必要となります。

#### ② 「1 補助対象建築物」に居住する世帯の世帯員全員に市税の滞納がないこと

#### ③ 耐震改修工事終了後、原則として、「1 補助対象建築物」に5年間居住する者

### 3 補助の設計・施工を行うことができる事業者

#### ① 設計・施工事業者登録制度により登録された事業者(登録事業者)

#### ② 申請者から、設計・施工を委託したいと申出があった登録事業者ではない事業者(一時登録事業者)

◇ 一時登録事業者は、当該申請のみ設計・施工を行うことができ、登録事業者名簿には記載されません。

◇ 一時登録事業者には、一時登録要件及び責務があります。詳しくは、P. 19を参照してください。

## 4 補助金額

- ◇ 平成 26 年 10 月 1 日以降に耐震改修工事計画承認申請を行った場合の補助金限度額は以下のとおりです。

	一般世帯（課税区分）	非課税世帯※（非課税区分）
補助金限度額	750,000円	1,150,000円

※ 補助対象建築物に居住している全ての方の過去 2 年分の課税（非課税）証明書の提出が必要です。

- ◇ 補助金額は、「耐震改修工事費（耐震改修工事以外の工事費を除く、実際に耐震改修工事に要す費用）」、「補助金限度額」、「耐震改修工事に係る標準的な費用の合計額（次項参照）」のうち、最も低い額で千円未満を切り捨てて得た額となります。

## 5 耐震改修工事に係る標準的な費用と補助対象工事

### ア 耐震改修工事に係る標準的な費用

「耐震改修工事に係る標準的な費用」とは、補助対象建築物の規模により耐震改修工事に係る標準的な費用を算出し、当該工事の費用の適性を測るために設けた費用のことをいいます。

耐震改修工事に係る標準的な費用の合計額は、基礎工事、耐力壁工事及び屋根工事のうち実施する工事に応じて、以下の①～③に規定する費用を合計した額とします。

#### ① 基礎工事

建築物本体の建築面積（㎡） × 9,500（円／㎡） = 基礎工事に係る標準的な費用

#### ② 耐力壁工事

建築物本体の延べ面積（㎡） × 14,000（円／㎡） = 耐力壁工事に係る標準的な費用

#### ③ 屋根工事

当該施工面積（実長に基づく面積）（㎡） × 12,100（円／㎡） = 屋根工事に係る標準的な費用

### イ 補助対象工事

補助対象工事は以下のとおりです。ただし、「ウ 補助対象外工事」に記載のある工事を除きます。

#### ① 基礎工事

以下の(1)及び(2)に掲げる補助対象の基礎工事について、当該基礎工事に伴う「仮設、土工事、はつり・撤去処分、躯体工事、及び床復旧工事等一式（全て周辺部を含む）」に係る費用を補助対象工事費とします。

##### (1) 布基礎新設・布基礎補強

- ◇ 基礎Ⅱ仕様の基礎（無筋コンクリート造の布基礎・柱脚に足固めを設けた玉石基礎・束石基礎）を、基礎仕様Ⅰ（鉄筋コンクリート造の布基礎）の基礎にする基礎工事は補助対象です。
- ◇ 基礎Ⅲ仕様の基礎（柱脚に足固めのない玉石基礎・束石基礎等）を基礎Ⅱ仕様の基礎（柱脚に足固めの有る玉石基礎・束石基礎）又は基礎Ⅰ仕様の基礎（鉄筋コンクリート造の布基礎）にする基礎工事は補助対象です。
- ◇ 布基礎新設工事（既存基礎を撤去し、新設する場合を含む）は、「鉄筋コンクリート造の布基礎」を新設する場合のみが補助対象です。
- ◇ 補助対象ではない耐力壁工事の箇所で行う基礎新設工事は補助対象外です。
- ◇ 基礎工事は、原則として補強を行った部分は補助対象としますが、補修が目的と認められる工事は補助対象外です。（ただし、「②ひび割れ補修」に該当するものを除く。）
- ◇ 数量は、新設・補強ともに柱芯での施工延長とします。

##### (2) ベタ基礎新設・ベタ基礎補強

- ◇ 地盤の長期許容支持力が 30kN/㎡未満の地盤に設けるベタ基礎の新設及び耐震改修工事が

補助対象です（地盤の長期許容支持力が 30kN/m<sup>2</sup>以上の場合は補助対象外です）。

- ◇ ベタ基礎の新設及び耐震改修工事を補助対象工事とする場合は、地盤の長期許容支持力が 30kN/m<sup>2</sup>未満であることが確認できる地盤調査資料の写しの提出が必要です。

## ② 基礎ひび割れ補修工事

- ◇ 上部構造評点を向上させるための基礎ひび割れ補修は補助対象です。
- ◇ 上部構造評点に影響のない基礎ひび割れ補修は補助対象外です。

## ③ 耐力壁工事

以下の(1)及び(2)に掲げる補助対象の耐力壁工事について、当該耐力壁工事に伴う「仮設、撤去処分、壁・床・天井・建具・戸袋復旧工事、補強金物取り付け工事、設備機器（空調・衛生・照明・配線・メータ等）撤去・移設・復旧工事及び雨水樋等）の撤去・移設・復旧工事等一式（全て周辺部を含む）」に係る費用を補助対象工事費とします。

なお、耐力壁工事のための撤去及び復旧工事として補助対象とできるのは、おおむね耐力壁の外周 45 cm の範囲までです。それ以上の部分について行う工事（クロス貼り工事、外壁塗装等）は、補助対象外工事とします（耐力壁工事を行うためにやむを得ない範囲を除く）。

また、設置不良の筋かいを取り替える工事（補強後の筋かいの基準耐力が 2.4kN/m 以上のものに限る）は、筋かいの新設工事と扱い、補助対象工事です。（設置状況が良好な筋かいを同じ仕様で取り替える工事は、補助対象外です。ただし、同じ仕様での取替えであっても、平成 12 年建設省告示第 1460 号に適合する金物（筋かい金物、柱頭・柱脚金物及び仕口・継手に設置する金物）を設置する場合は、補助対象となります。）

### (1) 壁新設工事

- ◇ 「既存の有開口壁に、無開口壁（特殊な工法等で精密診断法 1 による耐震診断の計算において、構造上、無開口壁として扱うものを含む）を新設する工事」は補助対象です。ただし、壁新設後の基準耐力が両面ともに 2.4kN/m 未満で、かつ、軸組（筋かい・土塗壁等）の基準耐力が 2.4kN/m 未満である場合は補助対象外です。
- ◇ 増築工事及び法令違反・既存不適格の是正工事に伴う減築工事により新設する耐力壁は補助対象外です。

### (2) 既存壁の補強工事

- ◇ 壁の両面を撤去し、かつ、壁の両面を基準耐力が 2.4kN/m 以上になるように補強する工事は補助対象です。
- ◇ 壁の両面又は片面を撤去し、かつ、壁の片面を基準耐力が 2.4kN/m 以上になるように補強する工事は補助対象です。
- ◇ 壁の両面又は片面を撤去し、かつ、軸組（筋かい・土塗壁等）の基準耐力が 2.4kN/m 以上になるように補強する工事は補助対象です。
- ◇ 壁の両面又は片面を撤去し、かつ、壁の片面を基準耐力が 2.4kN/m 以上になるように、さらに、軸組（筋かい・土塗壁等）の基準耐力が 2.4kN/m 以上になるように補強する工事は補助対象です。
- ◇ 現況の壁仕様（面材及び軸組材の仕様）はそのまま、平成 12 年建設省告示第 1460 号に適合する金物（筋かい金物、柱頭・柱脚金物（C P L 金物以上）及び仕口・継手に設置する金物）を設置する工事は補助対象です。ただし、金物補強後の基準耐力が両面ともに 2.4kN/m 未満で、かつ、軸組（筋かい・土塗壁等）の基準耐力が 2.4kN/m 未満である場合は補助対象外です。

## ④ 屋根工事

以下の(1)及び(2)に掲げる補助対象の屋根工事について、当該屋根工事に伴う「仮設、撤去・処分、野地板、ルーフィング及び軒樋工事等一式」に係る費用を補助対象工事費とします。

**(1) 屋根の軽量化工事**

屋根の軽量化を目的として行う、屋根の葺替え工事を補助対象です。また、補助対象とする面積は、水平投影面積ではなく、計画の実長に基づく面積です。

**(2) 2階減築に伴う1階屋根新設工事**

2階を減築した箇所に設置する1階の屋根の新設工事は補助対象です。この場合、現況の2階の屋根が重いか軽いかは問いません。また、補助対象とする面積は、現況の2階の屋根の水平投影面と計画の1階屋根の水平投影面が重なる部分の計画の実長に基づく面積（水平投影面積ではない）です。

**⑤ 「①基礎工事」、「②基礎ひび割れ補修工事」、「③耐力壁工事」及び「④屋根工事」を施工するために必要な工事**

上記の基礎工事、基礎ひび割れ補修工事、耐力壁工事及び屋根工事を施工するために必要な、建具取替え工事、配管移設・復旧工事及び造作物等の撤去・復旧工事は補助対象です。ただし、施工上必要な最低限の撤去及び復旧を補助対象とするほか、復旧を現況と異なる仕様で行う場合には、現況と同等の仕様のもの又は耐久性上必要最低限の仕様を補助対象とします。

**⑥ 床剛性を向上させるための耐震改修工事**

撤去及び下地の復旧までを対象とし、仕上げは補助対象外とするほか、1階の床剛性を向上させるための耐震改修工事は補助対象外とします。

**⑦ 腐朽部材（土台、柱、梁）の撤去・入れ替え工事**

撤去処分及び腐朽部分の部材の入替えまでを対象とし、復旧工事は補助対象外とします。

**⑧ その他、必要と認められる耐震改修工事**

上記以外の工事を補助対象工事とする場合は、耐震改修工事計画承認申請をする前までに、必ず横浜市建築局建築防災課に相談をしてください。

**ウ 補助対象外工事**

以下のもの及び以下のものに付随する工事は、補助対象外工事です。当該工事費は、「耐震改修工事（補助対象工事）の見積書」に算入できません。「耐震改修工事費以外の工事費（補助対象外工事費）の見積書」に算入してください。

- ◇ 増築工事（ただし、1階より2階が突出している場合に、2階の突出部分の外壁の直下に1階の壁（壁及び軸組の基準耐力が2.4kN/m以上のもの）を新設する場合を除く。）
- ◇ 耐力壁新設・補強を伴わない建具取替え、床張替え及び外壁仕様の変更（外壁仕様の変更により、上部構造評点が向上する場合は除く。）等のリフォーム工事
- ◇ 既存部材の防蟻処理
- ◇ 床下防湿コンクリート工事
- ◇ 擁壁工事等の外構工事
- ◇ 法令違反・既存不適格部分の是正工事
- ◇ 有開口壁のままの耐力壁工事（ただし、特殊な工法等で精密診断法1による耐震診断の計算において、構造上、無開口壁として扱うものを除く）
- ◇ 補強前の状態で、上部構造評点が1.0以上の場所を補強する工事（ただし、構造上必要と認められる部分はこの限りではない）
- ◇ 補強後の上部構造評点を1.5よりも大きく向上させる耐震改修工事（ただし、上部構造評点を1.5まで向上させるために必要な耐震改修工事は補助対象とする）
- ◇ 工事後の壁又は軸組の基準耐力が2.4kN/m未満となる耐力壁工事
- ◇ 耐震改修工事ではなく、補修及び維持管理に関する工事（ただし、補修により上部構造評点が向上する場合は除く）
- ◇ 2階の増築により増加する、1階の耐力壁工事
- ◇ 地盤改良工事
- ◇ その他、必要な耐震改修工事と認められないもの



### Ⅲ 設計・施工事業者登録制度について

#### 1 目的

横浜市木造住宅耐震改修促進事業による耐震改修工事の設計・施工を行うことができる事業者を市長が登録することにより、耐震改修を実施しようとする市民が、安心して信頼できる事業者により工事の設計・施工を依頼できるようにすることを目的としています。

#### 2 登録事業者と一時登録事業者

横浜市木造住宅耐震改修促進事業の耐震改修工事に係る設計（工事監理を含む）又は施工は、原則として設計・施工事業者登録制度において、設計区分（※）又は施工区分に登録された事業者（以下、「登録事業者」という。）のみが行えます。ただし、申請者から、登録事業者ではない事業者により設計又は施工を委託したいと申出があった場合には、当該申請に限り、当該事業者（一時登録事業者）が耐震改修工事に係る設計・施工を行えるものとします。

登録事業者への登録は、年に1度（通常4月ごろに）募集を行いますので、その際に応募してください。

また、一時登録事業者は、計画承認申請書類一式を提出する際に、あわせて一時登録申請書類一式を提出してください。

※ 耐震改修を行おうとする木造住宅が耐震改修促進法附則第3条第1項又は同法第7条第3号に掲げる建築物（耐震診断が義務付けされる建築物）に該当する場合は、補助事業に基づく木造住宅の設計は、設計区分での登録を受けた登録事業者に所属する建築士のうち、耐震改修促進法施行規則第5条第1号又は第2号に該当する建築士のみが行うことができます。

#### 3 登録事業者の登録要件

登録を受けることができる事業者は、次に掲げる全ての要件を満たす事業者です。

##### ア 設計区分・施工区分ともに共通の登録要件

- ① 耐震改修工事の設計・施工を自ら行う市内事業者（横浜市契約規則第7条に規定する一般競争入札有資格者名簿における所在区分が市内である者、法人登記簿における本店又は主たる事務所の所在地が市内である者並びに主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記簿に登録されていない団体をいう。以下同じ。）であること。
- ② 登録事業者の責務を遵守することを宣誓した事業者であること。
- ③ 市長が行う登録事業者講習会を受講すること。
- ④ 過去に、再度の一時登録申請の禁止されたことがない事業者であること。
- ⑤ 登録の禁止を受けていない事業者であること。

##### イ 設計区分の登録要件

- ① 一般財団法人日本建築防災協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」の内容を理解し、同「木造住宅の耐震診断と補強方法」に規定する「精密診断法1」を用いて耐震補強計画を作成することができること。また、それを証明するために、設計・施工事業者登録申請時に、市長が求める方法及び様式で「精密診断法1」による耐震診断の計算書等を提出することができること。
- ② 建築士法第23条に規定する建築士事務所登録を行っていること。
- ③ 過去に、代表となる設計者として、「精密診断法1」を用いて木造住宅の耐震改修工事の計画をたて、かつ、当該計画に基づき耐震改修工事の工事監理業務を行った実績のある建築士が、当該事業者により所属していること。

- ④ 当該事業者にも所属する建築士が建築士法第 10 条第 1 項の規定による業務停止命令を受けていないこと。
- ⑤ 建築士法第 26 条第 2 項の規定による建築士事務所の閉鎖を命じられていないこと。

#### ウ 施工区分の登録要件

- ① 建築工事業に関する建設業法第 3 条に規定する建設業の許可を得ていること。
- ② 過去に、木造住宅の耐震改修工事を施工した実績のある者が当該事業者にも所属していること。
- ③ 建設業法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止命令を受けていないこと。

### 4 登録事業者の責務及び同意事項

登録事業者は、次に掲げる事項を遵守して業務にあたるものとします。

#### ア 設計区分・施工区分ともに共通の責務及び同意事項

- ① 本事業にかかる業務において、市民の信頼を損なうことのないようにすること。
- ② 本事業の利用を推進すること。
- ③ 本事業において、横浜市木造住宅耐震改修促進事業計画承認要綱及び横浜市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱に規定する手続きを、両要綱に規定する期間内に、適正かつ速やかに実施すること。
- ④ 市長が指定する講習会に参加し、知識や技術力の向上に努めること。
- ⑤ 耐震改修及び本事業の手続きにかかる知識及び技術力を当該事業者にも所属する者で共有し、円滑に耐震改修及び本事業の手続きを行うこと。
- ⑥ 当該事業者の、登録事業者として依頼を受けた業務、広告・啓発活動、耐震改修にかかる実績、所属する建築士、建築士法第 23 条第 1 項に規定する建築士事務所登録及び建設業法第 7 条に規定する建設業許可等について、市長が報告を求めた際には、市長が定める期間内に報告すること。
- ⑦ 当該事業者の登録の内容が変更になった場合には、速やかに市長に当該変更内容について報告し、必要な手続きを行うこと。
- ⑧ 市民が複数の事業者から見積書を徴収することに異議を唱えないこと。
- ⑨ 市長が発行する本事業にかかる手引きを熟読し、理解すること。
- ⑩ 本事業において市長に提出した書類一式（写真等を含む）と同一のものを、当該事業の申請者に提出し、その内容について申請者が理解できるように説明を行うこと。
- ⑪ 市長が本事業の申請者に対し、当該登録事業者についてのアンケートを実施し、その結果を公序良俗に反するものを除き公表することに同意すること。
- ⑫ 市長がこの要綱及び本事業の目的を達成するために必要と認めるときは、登録事業者は、市長が登録事業者に対して行う調査、報告の請求又は聴聞に協力すること。
- ⑬ 登録事業者の責務又は同意事項に反していると認められ、検討委員会に諮ったうえで、市長が登録を取り消した場合に、市長が当該事業者の再登録の禁止又は事業者名の公表を行うことに異議を唱えないこと。

#### イ 設計区分の責務及び同意事項

- ① 耐震診断、耐震改修及び本事業にかかる業務を良心的かつ誠実に行うこと。
- ② 所属する建築士又は建築施工管理技士が建築 C P D（継続職能/能力開発）情報提供制度において情報提供されている講習会等に参加し、建築 C P D を 1 年間に 12 単位以上取得し、建築に関する知識や技術力の向上に努めること。
- ③ 本事業において、市長が定める方法に従い耐震補強計画を作成し、工事監理業務を適切に行うこと。
- ④ 本事業において、市長が別に指定する「木造住宅耐震診断プログラム（N 値又は変換 N 値計算

を含む)」を用いて、耐震補強計画を作成するように努めること。

- ⑤ 本事業にかかる工事監理業務においては、原則として当該申請の代表となる設計者が、市長が実施する中間検査及び完了検査に立会い、適切に受検すること。ただし、やむを得ない理由がある場合は、当該事業者が所属する建築士の立会いでも可とする。
- ⑥ 本事業にかかる設計契約を締結する場合、又は、本事業に先行して補助対象外の業務として、対象建築物の調査、耐震診断及び見積書の作成等を請け負う場合は、当該業務を実施する前に当該事業の申請者（発注者）に重要事項説明を行うこと。
- ⑦ 本事業の対象建築物について、「精密診断法1」に基づき、現地調査を詳細に行い、写真及び図面にて調査結果を正確に記録し、現況の保有耐力を正確に評価すること。
- ⑧ 本事業に基づく木造住宅の耐震改修にかかる設計業務は全て当該事業者のみで行い、地盤調査を除き、他のものへ当該業務を請け負わせないこと。
- ⑨ 本事業にかかる耐震改修工事後、速やかに当該事業の申請者に当該耐震改修工事を行った建築物の固定資産税の減額に必要な書類（平成25年3月30日国土交通省告示466号別表の書式）を発行すること。

※ 所得税の特別控除に必要な書類は市長が発行します。

#### 【市長が指定する木造住宅耐震診断プログラム】

- ① 「2004年版木造集宅の耐震診断と補強方法」による精密診断法1を用いたプログラム
    - ◇ 一般財団法人日本建築防災協会の木造住宅耐震診断プログラム評価を受けているもの
      - ア ソフト名：House-DOC Ver.2.2  
会社名：株式会社構造システム
      - イ ソフト名：ホームズ君耐震診断 pro Ver.3.1  
会社名：株式会社インテグラル
      - ウ ソフト名：安心精密診断2004 Ver.2.00  
会社名：株式会社東京デンコー
    - ※ ヴァージョンについては、古いヴァージョンのものも使用可としますが、評価の有効期限が過ぎたものとなりますので、上記のヴァージョンを使用するように努めてください。
  - ◇ その他市長が認めるもの
    - ソフト名：改修くん Ver404  
団体名：横浜木の建築倶楽部
    - ※ 使用する場合には横浜木の建築倶楽部へ連絡をしてください。  
[http://www.geocities.jp/kaishukun\\_hama/](http://www.geocities.jp/kaishukun_hama/)
    - ※ 最新のヴァージョンを使用するようにしてください。
- ② 「2012年改訂版木造集宅の耐震診断と補強方法」による精密診断法1を用いたプログラム
    - ◇ 一般財団法人日本建築防災協会の木造住宅耐震診断プログラム評価を受けているもの
      - ア ソフト名：木住協耐震診断プログラム2012 ver.1.0  
会社名：一般社団法人日本木造住宅産業協会
      - イ ソフト名：安心精密診断2012 ver.2.0  
会社名：株式会社東京デンコー
      - ウ ソフト名：HOUSE-DOC ver.3.0  
会社名：株式会社構造システム
      - エ ソフト名：ホームズ君耐震診断 pro Ver.4.1  
会社名：株式会社インテグラル
    - ※ ヴァージョンについては、古いヴァージョンのものも使用可としますが、評価の有効期限が過ぎたものとなりますので、上記のヴァージョンを使用するように努めてください。

#### ウ 施工区分の責務及び同意事項

- ① 耐震改修及び本事業にかかる業務を良心的かつ誠実にを行うこと。

- ② 本事業において、市長が定める方法及び耐震補強計画に従い工事を行い、市長が実施する中間検査及び完了検査を適切に受検すること。
- ③ 本事業にかかる工事契約を締結する場合は、工事内容に変更が生じた場合の取扱い及び工事を中止した場合の取扱い等を説明し、当該事業の申請者と合意のうえで契約を締結すること。
- ④ 本事業にかかる工事施工業務を一括して他のものに請け負わせないこと。

## 5 登録事業者の情報の公開

登録された事業者の名簿及び事業者登録票を市民に公開します。登録事業者名簿は、横浜市建築局建築防災課（窓口・ホームページ）、各区役所広報相談係、ハウスクエア横浜で閲覧できます。

## 6 登録事業者の登録内容の変更

登録事業者は、登録内容に変更があった場合は、登録事項変更届（第14号様式）に関係書類（登録申請時に提出した書類のうち、変更となったもの全て）を添えて横浜市建築局建築防災課に提出してください。変更内容は登録事業者名簿に反映されます。

また、申請から収支決算書の提出までの間に、設計事業者又は施工事業者の名称・住所・代表者名等を変更する場合には、名義変更届（様式あり）を提出してください。

## 7 登録事業者の登録の取消し

登録事業者が、次のいずれかの要件に該当する場合には、検討委員会に諮ったうえで、登録を取り消すことがあります。また、登録の取消しの理由によっては、再登録を認めないほか、事業者名の公表を行うことがあります。

- ① 登録要件を欠いた場合
- ② 登録事業者の責務及び同意事項に反していると認められる場合
- ③ 本事業にかかる手続きにおいて、市長が当該登録事業者に書類の追加提出又は訂正を求めた後に、90日以上書類の追加提出又は訂正がされない場合。ただし、当該事業の申請者に起因する場合は除く。
- ④ 本事業において、横浜市木造住宅耐震改修促進事業計画承認要綱及び横浜市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱の、規定又は規定に基づく条件に違反した場合。ただし、当該事業の申請者に起因する場合は除く。
- ⑤ 横浜市木造住宅耐震改修促進事業設計・施工事業者登録制度実施要綱又は本事業に規定する手続きにおいて、虚偽の申請、届出又は報告等を行った場合。

## 8 登録事業者の登録の抹消

登録事業者は、登録の抹消を申し出る場合には、事業者登録抹消申出書（第14号様式）を市長に提出してください。

なお、登録を抹消した場合は、登録事業者名簿からも抹消します。

## 9 一時登録事業者の登録要件

一時登録を受けることができる事業者は、次に掲げる全ての要件を満たす事業者です。

### ア 設計区分・施工区分ともに共通の一時登録要件

一時登録事業者の責務及び同意事項を遵守することを宣誓した事業者であること。

## イ 設計区分の一時登録要件

- ① 建築士法第 23 条に規定する建築士事務所登録を行っていること。
- ② 当該事業者にも所属する建築士が建築士法第 10 条第 1 項の規定による業務停止命令を受けていないこと。
- ③ 建築士法第 26 条第 2 項の規定による建築士事務所の閉鎖を命じられていないこと。
- ④ 一般財団法人日本建築防災協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」の内容を理解し、同「木造住宅の耐震診断と補強方法」に規定する「精密診断法 1」を用いて耐震補強計画を作成することができること。
- ⑤ 耐震改修工事の設計等を自ら行う市内事業者であること。ただし、本事業の設計にかかる事業費が 100 万円未満（消費税を含む）の場合は、この限りではない。
- ⑥ 耐震改修を行おうとする木造住宅が耐震改修促進法附則第 3 条第 1 項又は同法第 7 条第 3 号に掲げる建築物（耐震診断が義務付けされる建築物）に該当する場合は、本事業に基づく木造住宅の設計は、当該一時登録事業者にも所属する建築士のうち、耐震改修促進法施行規則第 5 条第 1 号又は第 2 号に該当する建築士が行うこと。

## ウ 施工区分の一時登録要件

- ① 耐震改修工事の施工等を自ら行う市内事業者とする。（ただし、耐震補強計画の工法の特殊性により、市内事業者により施工を行うことが難しいと認める場合は、この限りでない。）
- ② 建設業法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止命令を受けていないこと。
- ③ 本事業にかかる工事契約を締結する場合は、工事内容に変更が生じた場合の取扱い及び工事を中止した場合の取扱い等を説明し、当該事業の申請者と合意のうえで契約を締結すること。
- ④ 本事業にかかる工事施工業務を一括して他のものに請け負わせないこと。

## 10 一時登録事業者の責務及び同意事項

一時登録事業者は、次に掲げる事項を遵守して業務にあたるものとします。

### ア 設計区分の責務

- ① 本事業にかかる業務において、市民の信頼を損なうことのないようにすること。
- ② 本事業において、横浜市木造住宅耐震改修促進事業計画承認要綱及び横浜市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱に規定する手続きを、両要綱に規定する期間内に、適正かつ速やかに実施すること。
- ③ 市長が発行する本事業にかかる手引き及びマニュアル等を熟読し、理解すること。
- ④ 本事業において市長に提出した書類一式（写真等を含む）と同一のものを、当該事業の申請者に提出し、その内容について申請者が理解できるように説明を行うこと。
- ⑤ 当該事業者の一時登録の内容が変更になった場合には、速やかに市長に当該変更内容について報告し、必要な手続きを行うこと。
- ⑥ 市長がこの要綱及び本事業の目的を達成するために必要と認めるときは、一時登録事業者は、市長が一時登録事業者に対して行う調査、報告の請求又は聴聞に協力すること。
- ⑦ 一時登録事業者の責務又は同意事項に反していると認められ、検討委員会に諮ったうえで、市長が一時登録事業者の再度の一時登録申請を認めないとした場合に、当該決定に異議を唱えないこと。
- ⑧ 耐震診断、耐震改修及び本事業にかかる業務を良心的かつ誠実に行うこと。
- ⑨ 本事業において、市長が定める方法に従い耐震補強計画を作成し、工事監理業務を適切に行うこと。
- ⑩ 本事業において、市長が別に指定する「木造住宅耐震診断プログラム（N 値又は変換 N 値計算を含む）」を用いて、耐震補強計画を作成するように努めること。（「4 登録事業者の責務及び同意事項」を参照）

- ⑪ 本事業にかかる工事監理業務においては、原則として当該申請の代表となる設計者が、市長が実施する中間検査及び完了検査に立会い、適切に受検すること。ただし、やむを得ない理由がある場合は、当該事業者に所属する建築士の立会いでも可とする。
- ⑫ 本事業の対象建築物について、「精密診断法1」に基づき、現地調査を詳細に行い、写真及び図面にて調査結果を正確に記録し、現況の保有耐力を正確に評価すること。
- ⑬ 本事業に基づく木造住宅の耐震改修にかかる設計業務は全て当該事業者のみで行い、地盤調査を除き、他のものへ当該業務を請け負わせないこと。
- ⑭ 本事業にかかる設計契約を締結する場合は、当該事業の申請者に重要事項説明を行った上で契約を締結すること。
- ⑮ 本事業にかかる耐震改修工事の完了後、速やかに当該事業の申請者に当該耐震改修工事を行った建築物の固定資産税の減額に必要な書類（平成25年3月30日国土交通省告示466号別表の書式）を発行すること。

## イ 施工区分の責務

- ① 本事業にかかる業務において、市民の信頼を損なうことのないようにすること。
- ② 本事業において、横浜市木造住宅耐震改修促進事業計画承認要綱及び横浜市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱に規定する手続きを、両要綱に規定する期間内に、適正かつ速やかに実施すること。
- ③ 市長が発行する本事業にかかる手引き及びマニュアル等を熟読し、理解すること。
- ④ 本事業において市長に提出した書類一式（写真等を含む）と同一のものを、当該事業の申請者に提出し、その内容について申請者が理解できるように説明を行うこと。
- ⑤ 当該事業者の一時登録の内容が変更になった場合には、速やかに市長に当該変更内容について報告し、必要な手続きを行うこと。
- ⑥ 市長がこの要綱及び本事業の目的を達成するために必要と認めるときは、一時登録事業者は、市長が一時登録事業者に対して行う調査、報告の請求又は聴聞に協力すること。
- ⑦ 一時登録事業者の責務又は同意事項に反していると認められ、検討委員会に諮ったうえで、市長が一時登録事業者の再度の一時登録申請を認めないとした場合に、当該決定に異議を唱えないこと。
- ⑧ 耐震改修及び本事業にかかる業務を良心的かつ誠実に行うこと。
- ⑨ 本事業において、市長が定める方法及び耐震補強計画に従って工事を行い、市長が実施する中間検査及び完了検査を適切に受検すること。
- ⑩ 本事業にかかる工事契約を締結する場合は、工事内容に変更が生じた場合の取扱い及び工事を中止した場合の取扱い等を説明し、当該事業の申請者と合意のうえで契約を締結すること。
- ⑪ 本事業にかかる工事施工業務を一括して他のものに請け負わせないこと。

## 11 一時登録の申請

一時登録の申請を行う場合は、耐震改修工事計画承認申請書類一式を提出する際に、あわせて一時登録申請書類一式（下記を参照）を一般社団法人横浜市建築士事務所協会に提出してください。

また、申請から収支決算書の提出までの間に、設計事業者又は施工事業者の名称・住所・代表者名等を変更する場合には、名義変更届（様式あり）を提出してください。

### 【一時登録申請に必要な書類】

設計と施工の両方の登録をする場合は、「設計・施工事業者一時登録申請書」、「事業者一時登録票」及び「市内事業者であることを証する書類」は1つとなります。ただし、それ以外の書類については、それぞれ提出が必要です。

#### ① 設計・施工事業者一時登録申請書（第9号様式）

- ・ 一時登録の申請を行う区分に○をしてください。
- ・ 申請者の住所、事業者名、代表名は、代表権があるものとしてください。（支店及び営業所等で登録申請をする場合で、支店及び営業所等に代表権がない場合は、本社等の代表権があるものを記入してください。）
- ・ 印は法人の場合は法人代表印を、個人事業者の場合は個人印を押印してください。

**② 事業者一時登録票（第 10 号様式）**

支店又は営業所等で一時登録をする場合（登記上の所在地と事務所の所在地が異なる場合を含む。）は、上段の欄は支店又は営業所等について、下段の『支店等での登録の場合』の欄は、本社等について記入してください。

なお、この場合も、設計・施工事業者一時登録申請書、宣誓書及び計画承認申請書等に記載する一時登録の申請者の住所、事業者名、代表名は、代表権があるものとしてください。

**③ 宣誓書（設計区分・一時登録：第 11 号様式）（施工区分・一時登録：第 12 号様式）**

- ・ 設計区分の一時登録申請を行う場合は第 11 号様式を、施工区分の一時登録申請を行う場合は第 12 号様式の提出が必要です。また、両方の区分に登録申請を行う場合は、第 11 号様式及び第 12 号様式の両方を提出してください。
- ・ 宣誓書に記載された登録事業者の責務及び同意事項を熟読してください。
- ・ 住所、事業者名、代表名及び代表印は、代表権があるものとしてください。（支店及び営業所等で登録申請をする場合で、支店及び営業所等に代表権がない場合は、本社等の代表権があるものを記入してください。）
- ・ 印は法人の場合は法人代表印を、個人事業者の場合は個人印を押印してください。

**④ 市内事業者であることを証する書類（ただし、設計についての一時登録事業者で、本事業の設計にかかる事業費が 100 万円未満（消費税を含む）の場合を除く。）**

次のいずれかのものを提出してください。

**ア 横浜市一般競争有資格者名簿に登録されている場合**

横浜市のホームページ（次のアドレスを参照）に掲載された横浜市一般競争有資格者名簿から、当該事業者を検索し、当該事業者が表示されたものを印刷して提出してください。

<http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/info.html>

**イ アに該当しない場合、かつ、法人の場合**

当該事業者（法人）の履歴事項全部証明書（原本・計画承認申請日より 3 か月以内のもの）（法務局で取得できます。）を提出してください。

**ウ ア及びイに該当しない場合（個人事業者等）**

納税証明書（原本）（ただし、当該事業者の事業者名及び所在地が記載されたものに限る。）、その他ご相談ください。

**⑤ 建築士法第 23 条に規定する建築士事務所登録を証する書類**

- ・ 設計区分の一時登録申請を行う場合は、建築士事務所登録申請書の写し（受付印のあるもの・表紙のみ）及び建築士事務所登録通知書の写しを提出してください。（両方の提出が必要です。）
- ・ 建築士事務所登録の変更を行っている場合は、当該変更に係る書類の写し（表紙のみ）も併せて提出してください。

**⑥ 建築工事業に関する建設業法第 3 条に規定する建設業の許可を証する書類**

- ・ 施工区分の一時登録申請を行う場合は、建築工事業に関する建設業許可申請書の写し（受付印のあるもの・表紙のみ）、及び建設業許可通知書の写しを提出してください。（両方の提出が必要です。）
- ・ 建設業許可の変更を行っている場合は、当該変更に係る書類の写し（表紙のみ）も併せて提出してください。

**⑦ 当該補助事業の代表となる設計者が、耐震改修促進法施行規則第 5 条第 1 号又は第 2 号に該当する建築士であることを証する書類（設計区分の一時登録申請を行う場合で、かつ、耐震改修を行おうとする木造住宅が耐震改修促進法附則第 3 条第 1 項又は同法第 7 条第 3 号に掲げる建築物（耐震診断が義務付けされる建築物）に該当する場合）**

建築士免許証の写し及び国土交通大臣の認定がある講習会（※）を受講した際の受講証の写しを提出してください。

※ 「登録資格者講習と同等以上の内容を有すると国土交通大臣が認める講習に係る認定について（技術的助言）（平成 26 年 2 月 10 日国住指第 3842 号）」を参照してください。

なお、木造住宅については、一般財団法人日本建築防災協会が平成 16 年度以降に実施した「木造住宅の耐震診断と補強方法講習会」等が国土交通大臣の認定がある講習会が該当します。

## ⑧ その他市長が必要と認める書類

## 12 一時登録事業者の再度の一時登録申請の禁止

一時登録事業者が、次のいずれかの要件に該当する場合は、検討委員会に諮ったうえで、一時登録事業者の再度の一時登録申請を認めないことがあります。

- ① 一時登録事業者の責務及び同意事項に反していると認められる場合
- ② 本事業にかかる手続きにおいて、市長が当該一時登録事業者に書類の追加提出又は訂正を求めた後に、90 日以上書類の追加提出又は訂正がされない場合。ただし、当該事業の申請者に起因する場合は除く。
- ③ 本事業において、横浜市木造住宅耐震改修促進事業計画承認要綱及び横浜市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱の、規定又は規定に基づく条件に違反した場合。ただし、当該事業の申請者に起因する場合は除く。
- ④ 横浜市木造住宅耐震改修促進事業設計・施工事業者登録制度実施要綱又は補助事業に規定する手続きにおいて、虚偽の申請、届出又は報告等を行った場合。



## IV 申請にあたっての注意点

### 1 申請手続きの注意点

申請手続きにあたって、特に注意が必要な点は以下のとおりです。その他の注意点は、本手引きを参照してください。

なお、登録事業者又は一時登録事業者の責務に反する行為があったと認められる場合には、登録の取消し又は再度の一時登録申請を認めない場合がありますので、そのようなことがないようにしてください。

- ① 耐震改修工事計画承認通知の前に耐震改修工事の契約を締結したり、工事に着手したりすると補助は受けられません。
- ② 申請内容に変更があった場合に、適切に変更手続きを行わずに、変更契約の締結及び変更部分の工事着手を行うと補助が受けられない場合があります。
- ③ 補助金の支払いは、耐震改修工事の完了後となります。計画の承認通知を受けていても、耐震改修工事を取り止めた場合等は、補助金は支払われません。
- ④ 計画の承認通知書は、補助金の支払いをお約束するものではありません。耐震改修工事が行われなかった場合や、計画に基づいた適正な耐震改修工事が行われなかった場合、その他要綱に違反した場合等は、補助金は支払われませんので注意してください。
- ⑤ 中間検査を受検する5日前までに、一般社団法人横浜市建築士事務所協会に検査申請書一式を持参又は郵送で提出してください。中間検査申請書の提出がない場合には、中間検査を実施しませんので、注意してください。
- ⑥ 中間検査を行う箇所について変更がある場合は、当該変更について横浜市建築局建築防災課への相談を行っていない場合には、原則として中間検査を実施しません。
- ⑦ 本事業の申請の手続きには期間が定められています。次の期間を超えた場合には、申請の取り下げとして扱う場合があるほか、申請者に起因する場合を除き、事業者登録を取り消す（再度の一時登録申請を認めない）場合があります。
  - ア 耐震改修工事計画承認申請（審査開始日）から、耐震改修工事計画承認通知まで180日以内
  - イ 耐震改修工事計画承認通知から、工事契約締結まで30日以内
  - ウ 耐震改修工事計画承認通知から、耐震改修工事完了報告まで1年以内
  - エ 工事完了から、完了検査を受けるまで30日以内
  - オ 完了検査を受けてから、耐震改修工事完了報告及び補助金交付申請まで90日以内
  - カ 補助金交付申請（審査開始日）から、補助金額の確定通知まで180日以内

### 2 申請者への対応

本事業は市民の方（申請者）、事業者、市が三位一体となって耐震改修工事を進めることが不可欠であり、特に事業者の申請者への対応が非常に重要です。それぞれの段階で、申請者の立場にたち、申請者が安心して耐震改修工事を行えるように、登録事業者又は一時登録事業者として注意する点等は以下のとおりです。

なお、登録事業者又は一時登録事業者の責務に反する行為があったと認められる場合には、登録の取消し又は再度の一時登録申請を認めない場合がありますので、そのようなことがないようにしてください。

## ● 耐震改修工事の依頼を受けたときの注意点

### ① 市民の方から連絡があった場合は、良心的かつ誠実に相談に応じてください。

- ◇ 市民からの依頼があった際に、なんらかの理由をつけて初めから断ることは、登録事業者、本事業への信頼を損ないかねません。市民からの相談を受けた場合には、特段の理由がない限り断らずに相談に応じてください。

### ② 不安を与えるような言動・行動は慎んでください。

- ◇ 市民の方の多くは建築に関する知識が豊富ではなく、事業者に期待をもって依頼しますので、不安を与えるような言動や行動は慎んでください。

### ③ 依頼を受けたらていねいに説明・報告をしてください。

- ◇ 市民の方は、費用がいくらかかるのか、いつ工事が始められるのか、工期はどのくらいかかるのか、工事中に生活にどのような影響があるか等の様々のことを疑問に思っています。依頼を受けた場合には、市民の方が納得のいくまで、耐震改修工事計画、見積り金額及び工事工程等を説明してください。
- ◇ 工事が完了して補助金が支出されるまで、適宜市民の方に対して、事前調査、申請続き、工事及び検査等の進捗状況を逐次報告してください。

### ④ 補助金が受けられるか否かの正確な調査を行わないうちに、補助金が受けられないと市民の方に伝えないでください。

補助対象建築物及び補助対象者となるかどうかは、正確な調査を行わなければ分かりません。例えば、一見して建築基準法関係法令等に適合していない場合でも、耐震改修工事完了までに是正できれば、補助対象建築物となる可能性があるほか、既存不適格扱いができ、補助対象建築物となる場合があります。調査方法及び判断方法については、P. 61 以降を参照し、判断が難しい特殊な事例の場合は、必ず横浜市建築局建築防災課に相談を行ってから、市民の方に調査結果を伝えるようにしてください。

### ⑤ 設計契約前に補助対象建築物及び補助対象者か否かの事前調査を行う場合や、見積書を作成する場合等は、必ずその費用等について説明を行い、市民の方の了解を得てから業務を行ってください。

市民の方の中には、「補助金を使えるのであれば、耐震改修工事をしたい」という方や、「見積書を見てから、耐震改修工事を行うかどうか決めたい」という方が多くいらっしゃいます。よって、補助対象建築物及び補助対象者か否かの事前調査の結果や、見積書の内容や金額及び耐震改修工事の方法等によっては、耐震改修工事を見合わせる場合があります。その際に、トラブルにならないよう、あらかじめ、各段階に応じて要する業務とそれに対する費用（無料と有料の範囲をはっきりさせて）を適正な金額で見積もり、できる限り書面により市民の方に説明し、了解をとったうえで業務を行ってください。

## ● 耐震改修工事の計画を作成するときの注意点

### ① 現況の建築物の耐震性を把握し、申請者が理解できるようにていねいに説明を行い、申請者の要望をよく聴いたうえで、耐震改修工事の方向性を決定してください。

- ◇ 市の耐震診断は、一般診断法によるものですので、設計者は必ず再度調査を行い、精密診断法で耐震診断を行い、現況の建築物の耐震性を把握してください。（市の耐震診断報告書や、【診断後】訪問相談の資料のみを参考にして、耐震改修工事の計画を作成することはしないでください。）
- ◇ 現況の建築物の耐震診断の結果について、なぜその上部構造評点になっているのか、壁の強さ、壁の配置、金物の設置状況、基礎形式、劣化状況、地盤・地形、建築物の重さ等を踏まえて、申請者が理解できるように専門用語を避け、ていねいに説明してください。また、どのようにすれば、上部構造評点を向上させることができるかも、あわせて説明してください。
- ◇ 申請者の資金計画や、希望する耐震性等をよく聴き、耐震改修工事の方向性を決定してください。

### ② 耐震改修工事後に、大地震が発生した場合の被災の可能性や損傷程度について十分に説明してください。

一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める、「精密診断法」による耐震診断は、大地震時に建築物が「倒壊」する可能性を診断するものです（「損傷しない」と同意ではありません。）。

### ③ 作成した耐震改修工事の計画について、工事の内容・方法、費用、生活への影響・工期・計画変更の可能性等についてていねいに説明を行い、申請者が計画を理解したうえで、計画の了解を得てください。

- ◇ 補強する位置や補強方法について、専門用語を避け、ていねいに説明し、申請者がその必要性を理解できるようにしてください。
- ◇ 耐震改修工事の費用について、何にいくらかかるのか、なぜその工事又は費用が必要なのかをていねいに説明してください。
- ◇ 新築工事に比べ、工事の条件などの制約が多く、又、申請者が生活しながらの工事となる場合が多いため、工事中の状況（住戸への出入り、工事中の音、工事中に使用できない部分とその期間、工期、工事時間、近隣への配慮、車両の出入り及びシックハウス・アスベスト対策等）を十分に説明してください。
- ◇ 建築物の設計図書が十分でない場合や、目視調査が困難である場合には、ある程度想定して計画をせざるを得ないことが多々あります。そのため、工事着工後に初めて分かること（部材の腐朽、筋かいの有無及び壁仕様の違い等）も多く、工事の変更が発生する可能性があることを申請者に説明してください。

## ● 耐震改修工事を行うときの注意点

- ① 工事着工にあたり、工事の状況や、その日の工事の内容、箇所、時間等について適宜申請者に説明をしてください。また、近隣の方へ事前説明を行うようにしてください。

工事着工後は、申請者が現在の工事の状況はどうなっているか、これからどのような工事を行うのか、生活にどのような影響があるのか等を把握できるように、適宜申請者に説明を行ってください。

- ② 工事着工にあたり、事前に近隣の方に、どのような工事を行い、どのような影響があるかを説明し、理解を得るようにしてください。

工事着工後も、近隣の方へ影響が出る工程がある場合は、その工程に着手する前に、近隣の方への説明を行ってください。

- ③ 工事着工後、変更を行う場合は、変更理由及び変更内容について、当該変更箇所に着手する前に、申請者にていねいに説明をしてください。

- ◇ 工事着手後に、どのようなことが判明し、なぜ変更が必要になったのか、又、どのように変更をするのかを、申請者が理解できるように専門用語を避け、ていねいに説明してください。
- ◇ 必ず当該変更箇所に着手する前に、申請者に説明をし、変更について了解を得てください。なお、別途申請の変更手続きが必要となりますので、注意してください。

## ● 耐震改修工事完了後の注意点

工事完了後に、工事施工写真等の施工状況が分かる資料一式を申請者に渡して工事の報告をしてください。

工事施工写真等は、補助金申請のためだけのものではなく、申請者に適切に耐震改修工事が施工されたことを報告するためのものです。工事完了後には、工事施工写真等の施工状況が分かる資料一式をまとめ、申請者に工事の報告を行ってください。

## 3 その他

その他、本事業において以下の点に注意してください。

### ● 設計事業者の注意点

建築士法を順守し、業務を行ってください。

- ◇ 設計契約（工事監理を含む）の際には、建築士免許若しくは建築士免許証明書を提示のうえ、重要事項説明を行ってください。
- ◇ 設計契約書（工事監理を含む）は、「四会連合協定 建築設計・監理等業務委託契約書類」を参考にすることができます。
- ◇ 重要事項説明では、『四会推奨標準様式「重要事項説明書」』を参考にすることができます。
- ◇ 上記二つについては、一般社団法人日本建築士事務所協会連合会のホームページを参照してく

ださい。

<http://www.njr.or.jp/>

- ◇ 設計・施工事業者登録制度では設計事業者が工事監理業務を行うこととなっていますので、必ず設計事業者（原則として当該申請の代表となる設計者）が工事監理を行い、検査に立ち会うようにしてください。
- ◇ 設計者は、工事監理を終了したときは、直ちに、工事監理結果を文書（法定様式あり）で申請者に報告してください。
- ◇ その他、建築士法を順守し、業務を行ってください。

## ● 横浜市建築局建築防災課に事前相談が必要なもの

### ① 混構造

建築物の一部に鉄骨や鉄筋コンクリート等がある場合は、原則として、補助対象建築物とはなりません。在来軸組構法の木造住宅として、一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める精密診断法による耐震診断により、上部構造評点が1.0以上となる耐震改修工事を行うことが可能なものは、補助対象建築物とすることができる場合があります。市民の方から相談を受けた建築物の一部に鉄骨や鉄筋コンクリート等がある場合は、必ず耐震改修工事計画承認申請を行う前に、できる限り早い段階で建築局建築防災課に相談してください（市の耐震診断を受診している場合を含む）。

### ② 市の耐震診断報告書に「詳細な調査が必要」や「市に相談が必要」と書かれている場合

市が行った耐震診断の報告書に、「詳細な調査が必要」や「市に相談が必要」と記載されている場合は、本事業を利用にあたり、詳細な調査のうえ、「補助の対象となるか否か」等について市に相談が必要であることを示しています。

このような記載がある場合には、必ず耐震改修工事計画承認申請を行う前に、できる限り早い段階で建築局建築防災課に相談してください。

### ③ その他

その他、補助対象建築物又は補助対象者となるかどうか判断に迷う場合には、耐震改修工事計画承認申請を行う前に、できる限り早い段階で建築局建築防災課に相談してください。

特に、市の耐震診断を受診していない場合には、補助対象建築物又は補助対象者となるかどうか注意が必要です。

## V 申請書類について

### 1 耐震改修工事計画承認申請書類一覧

耐震改修工事計画承認申請に必要な書類は以下のとおりです。提出は1部で、両面印刷は不可です。

詳細については、次項の「2 耐震改修工事計画承認申請書類の詳細事項」を確認してください。

番号	書類名	必ず提出	場合により提出	様式	記入要領
①	耐震改修工事計画承認申請書（第1号様式）	○		有	P. 75
②	補助予定額算出シート	○		有	
③	提出書類チェックリスト	○		有	
④	委任状	○		有	
⑤	一時登録申請書類一式		○	一部有	
⑥	建物の登記事項証明書（全部事項証明）（申請日から3か月以内のもの）	○			
⑦	補助対象建築物に関する所有権の確認届出書		○	有	
⑧	建物の課税台帳登録事項証明書（物件証明書） （申請日から3か月以内のもの）		○		
⑨	売買契約書の写し		○		
⑩	戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）（申請日から3か月以内のもの）		○		
⑪	耐震改修工事承諾届出書		○	有	P. 77
⑫	住民票の写し（申請日から3か月以内のもの）	○			
⑬	世帯員確認書	○		有	P. 78
⑭	横浜市税の納税状況を調査することについての同意書	○		有	P. 79
⑮	課税（非課税）証明書（過去2年間市民税・県民税が非課税であることを確認）		○		
⑯	誓約書		○	有	
⑰	経営者等が確認できる書類		○		
⑱	建築物概要書	○		有	
⑲	案内図・配置図・平面図・立面図・断面図・ 求積図・求積表	○ (断面図以外)	○ (断面図)		
⑳	プランニングシート （耐力壁工事・基礎伏図・屋根伏図）	○ (耐力壁工事)	○ (基礎伏図 ・屋根伏図)	有	
㉑	耐力壁工事仕様書	○		有	
㉒	現地調査シート	○		有	
㉓	精密診断法による耐震診断の計算書（現況・計画）	○			
㉔	特殊な工法の資料		○		

番号	書類名	必ず提出	場合により提出	様式	記入要領
②5	現況写真 (建築物外観、道路、敷地、外構(塀・擁壁等)等の状況が分かるもの)	○			
②6	工事箇所写真(工事箇所番号ごと、写真位置も添付)	○			
②7	工事費の見積書(施工事業者作成の見積書を添付)	○		有 (参考)	P. 80
②8	確認済証の写し		○		
②9	木造住宅の耐震診断報告書の写し (市の耐震診断を受診している場合は必ず提出)		○		
③0	位置指定図の写し・開発登録簿の写し等		○		
③1	狭あい道路拡幅整備事業の協議書の写し(協議済のもの)・ 狭あい道路敷実測図の写し		○		
③2	2項道路の道路後退線の位置を確認できる資料		○		
③3	建築敷地を確認できる資料		○		
③4	建築確認通知書(確認済証)の写し又は建築確認申請台帳記載証明書	○			
③5	新築時・増築時・リフォーム工事時の図面一式		○		
③6	その他、市長が必要と認める書類		○		
③7	申請書類チェックリスト	○		有	

## 2 耐震改修工事計画承認申請書類の詳細事項

耐震改修工事計画承認申請に必要な書類の詳細については以下のとおりです。提出は1部で、両面印刷は不可です。

なお、★印があるものは、各項目に記載されている事項に該当する場合に必要となります。

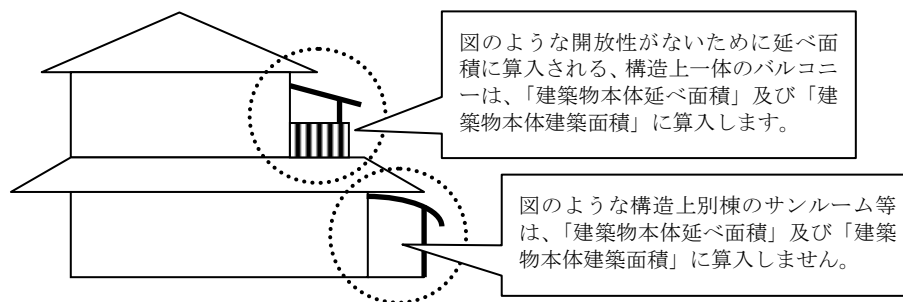
### ① 耐震改修工事計画承認申請書（第1号様式）【記入要領P. 75】

- ◇ 記入要領に従い記入してください。
- ◇ 第2面の「建築物本体延べ面積」と、建築物概要書の「(D)のうち建築物本体延べ面積」の計画の面積は同じになりますので、不整合のないようにしてください。

また、「建築物本体延べ面積」は、耐震改修工事を行う建築物のみの延べ面積で、構造上別棟となる物置、車庫及びサンルーム等の面積は除きます（下図参照）。

なお、この扱いは、建築物概要書の「(F)のうち建築物本体建築面積」についても同様です。

【図 建築物本体延べ面積の取扱い】



- ◇ 第2面の「代表となる設計者（工事監理者） 資格・氏名」には申請者が本事業に係る手続きを委任する建築士の資格及び氏名を記入してください。この欄に記入する資格・氏名と、委任状の「委任する者（代表となる設計者・工事監理者） 資格・氏名」に記入する資格・氏名は同一となります。
- ◇ 「代表となる設計者（工事監理者）」以外に担当者がある場合は、第2面の「その他の担当者氏名」に当該担当者の氏名を記入してください。
- ◇ 第2面の「工事費予定額」及び「①のうち耐震改修工事費予定額」が工事費の見積書と不整合のないようにしてください。
- ◇ 第2面の「①のうち耐震改修工事費予定額」及び「耐震改修工事に係る標準的な費用の合計額」が、補助予定額算出シートと不整合のないようにしてください。

### ② 補助予定額算出シート

- ◇ 補助予定額算出シートの市様式はExcel形式で作成されています。
- ◇ ここで算出した「耐震改修工事に係る標準的な費用の合計額」を耐震改修工事計画承認申請書の第2面に転記してください。
- ◇ 補助予定額算出シートの作成方法は以下のとおりです。

#### 【補助予定額算出シートの作成方法】

以下の手順で作成してください。

- 1 「耐震改修工事に係る標準的な費用」に今回耐震改修工事を行う項目に入力します。

- ◇ 基礎工事を行う場合は「1 基礎工事」に建築物本体の建築面積を入力してください。

なお、「建築物概要書」に記載する【計画（工事完了時）】の建築物本体建築面積と不整



合のないようにしてください。

- ◇ 耐力壁工事を行う場合は「**2 耐力壁工事**」に建築物本体の延べ面積を入力してください。  
なお、「**建築物概要書**」に記載する【計画（工事完了時）】の建築物本体延べ面積と不整合のないようにしてください。
  - ◇ 屋根工事を行う場合は「**3 屋根工事**」に屋根工事の施工面積を入力してください。  
なお、プランニングシートに記載する施工面積と不整合のないようにしてください。
- 2 「**課税区分ごとの補助金限度額**」には、一般世帯の場合は「課税」に、非課税世帯の場合は「非課税」に「1」を入力してください。
- 3 「**工事見積額（耐震改修工事）**」には、工事費の見積書から耐震改修工事費（補助対象）を入力してください。  
なお、金額は消費税込みのものを入力してください。
- 4 1～3を入力すると、自動的に「**補助予定額**」が表示されます。

### ③ 提出書類チェックリスト

チェックリストを使用し、書類の不足がないことを確認してから提出してください。

### ④ 委任状

- ◇ 様式があるので、利用してください。（委任事項の追加は不可とします。）
- ◇ 「委任する者（代表となる設計者・工事監理者） 資格・氏名」には申請者が本事業に係る手続きを委任する建築士の資格及び氏名を記入し、建築士印を押印してください。この欄に記入する資格・氏名と、耐震改修工事計画承認申請書の第2面の「代表となる設計者（工事監理者） 資格・氏名」は同一となります。
- ◇ 委任者の氏名は自署してください。
- ◇ 申請者以外の方からの当該申請に係る市への問い合わせは、原則として、この委任状にて申請者より委任をされた代表となる設計者（登録事業者又は一時登録事業者）が行うことができます。

### ★⑤ 一時登録申請書類一式

- ◇ 登録事業者でない事業者が設計又は施工を行う場合に、設計区分又は施工区分の一時登録申請書一式の提出が必要です。また、当該事業者が設計及び施工を行う場合には、設計区分及び施工区分の両方の一時登録申請書一式（一部の書類は兼ねられます）の提出が必要です。
- ◇ 一時登録申請書一式の詳細については、P. 21 を参照してください。

### ⑥ 建物の登記事項証明書（全部事項証明）（申請日から3か月以内のもの）

- 不動産登記法第51条の規定により、建物の登記事項に変更がある場合（本事業に係る工事又は本事業と同時に行う工事により、変更となる場合を含む。）には、耐震改修工事完了の報告までに変更登記を行ってください。
- ◇ 補助対象建築物の増築の登記がされていないために、登記事項証明書の床面積と現況の面積が異なる場合、又は、本事業に係る工事又は本事業と同時に行う工事により床面積が変更となる場

合は、耐震改修工事完了の報告までに工事完了時の面積で登記を行い、建物の登記事項証明書（全部事項証明）を提出する必要があります。この場合、誓約書の提出が必要になります。

なお、耐震改修工事を行わない付属建築物等については、当該申請においては登記の必要はありません。

- ◇ 補助対象建築物の登記事項証明書に記載された所在地と、実際の所在地が異なる場合は、耐震改修工事完了の報告までに実際の所在地に変更登記を行い、建物の登記事項証明書（全部事項証明）を提出する必要があります。この場合、誓約書及び実際の所在地の確認ができる資料（公図の写し、地積測量図等）の提出が必要になります。
- ◇ 権利部（甲区）の所有者の住所・氏名が住民票と異なる場合は、耐震改修工事完了の報告までに変更登記を行い、建物の登記事項証明書（全部事項証明）を提出する必要があります。この場合、誓約書の提出が必要になります。ただし、次のア及びイの場合は申請においては登記の必要はありませんが、他の理由で登記を行う場合には、あわせて変更登記を行ってください。
  - ア 住居表示が開始されたために所有者の住所が変更になった場合
  - イ 住民票の写しに記載されている所有者の旧住所（転居前の住所）が、登記された所有者の住所である場合
- ◇ 相続、贈与及び売買等の影響で、権利部（甲区）の登記（所有権の登記）が現在の所有と異なる場合は、耐震改修工事完了の報告までに権利部（甲区）の登記（所有権の登記）を行い、建物の登記事項証明書（全部事項証明）を提出する必要があります。この場合、誓約書及び「補助対象建築物に関する所有権の確認届出書」の提出が必要となります。また、相続及び売買の場合の注意点は次のとおりです。

#### 【相続の場合（登記されている所有者が亡くなられた場合）】

- ◇ 相続が確定していないと、所有者が定まらず、結果、補助対象建築物及び補助対象者であるか否かが確定しませんので、必ず相続が確定してから申請を行ってください。また、全ての所有者（相続人を含む）の耐震改修工事承諾届出書の提出が必要となるため、相続の確定が必要です。

なお、所有者の配偶者若しくは一親等の親族が申請者となる場合も、所有者が確定しないと補助対象建築物及び補助対象者であるか否かが確定しませんので、相続の確定が必要です。

- ◇ 遺産分割協議書の提出は必要ありませんが、耐震改修工事完了の報告までに所有権の登記が完了しない場合は、補助対象建築物及び補助対象者となりませんので、注意してください。

#### 【売買の場合】

- ◇ 売買を行い、耐震改修工事計画承認申請の時点で権利部（甲区）の登記（所有権の登記）を行っていない場合には、売買が行われたことを証するものとして、売買契約書の写しを提出してください。
- ◇ 売買契約が行われていても、引渡しを受けていない場合には、耐震改修工事計画承認申請を提出することはできません。

- ◇ 建物の登記がされていない場合の提出書類及び注意点は次のとおりです。

#### 【建物の登記がされていない場合】

- ◇ 耐震改修工事完了の報告までに権利部（甲区）の登記（所有権の登記）を行い、建物の登記事項証明書（全部事項証明）を提出する必要があります。
- ◇ 誓約書、「補助対象建築物に関する所有権の確認届出書」及び「建物の課税台帳登録事項証明書（物件証明書）（各区役所の税務課で発行）」の提出が必要です。

**★⑦ 補助対象建築物に関する所有権の確認届出書**

建物の登記の権利部（甲区）の登記（所有権の登記）が現在の所有と異なる場合、又は、建物の登記がされていない場合に、全ての所有者の届出が必要です。氏名は自署してください。

**★⑧ 建物の課税台帳登録事項証明書（物件証明書）（申請日から3か月以内のもの）**

- ◇ 建物の登記がされていない場合に提出が必要です。
- ◇ 当該建築物の所有者が複数いる場合は、「家屋共有者氏名表」が添付された建物の課税台帳登録事項証明書（物件証明書）を提出してください。
- ◇ 現年度分のを提出してください。
- ◇ 各区役所で発行されます。

**★⑨ 売買契約書の写し**

- ◇ 補助対象建築物の売買契約をし、建物の権利部（甲区）の登記（所有権の登記）が完了していない場合に提出が必要です。
- ◇ 引渡しを受けたことが分かるものを提出してください。

**★⑩ 戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）（申請日から3か月以内のもの）**

- ◇ 申請者が補助対象建築物の所有者本人ではなく、所有者の配偶者若しくは一親等の親族の場合に、提出が必要です。申請者と補助対象建築物の所有者との関係を確認できるものを提出してください。

**★⑪ 耐震改修工事承諾届出書【記入要領P. 77】**

- ◇ 記入要領に従い記入してください。
- ◇ 補助対象建築物の所有者（相続人を含む）が複数いる場合に、申請者を除く全ての所有者（相続人を含む）の耐震改修工事承諾届出書の提出が必要です。
- ◇ 申請者が所有者でない場合に提出が必要です。

**⑫ 住民票の写し（申請日から3か月以内のもの）**

- ◇ 補助対象建築物に居住する者全てが記載されている住民票の写しが必要です。
- ◇ 世帯分離をしている場合は、それぞれの住民票の写しを提出してください。
- ◇ 耐震改修工事完了後に入居する場合は、現在居住している場所（市外を含む）の住民票の写しを添付してください。また、耐震改修工事完了の報告までに、補助対象建築物に申請者が居住を開始し、異動後の住民票の写しを提出する必要があります。この場合、誓約書の提出が必要となります。

**⑬ 世帯員確認書【記入要領P. 78】**

記入要領に従い記入してください。

#### ⑭ 横浜市税の納税状況を調査することについての同意書【記入要領P. 79】

補助対象建築物に居住している18歳以上の方全員（現在市外居住しており、耐震改修工事完了後に補助対象建築物に入居する場合は、入居する補助対象建築物の所有者全員）について、横浜市税の納税状況の調査を実施します。同意書は一人一枚ずつ自署してください。この調査により滞納（延滞金を含む。）があると確認されたときは、補助対象者とはなりません。ただし、滞納されていた市税の納付（延滞金を含む。）が確認できる書類（納税証明書）の提出があれば、補助対象者となります。

なお、調査する税目は次のとおりです（延滞金を含む）。

- |   |                    |
|---|--------------------|
| ア | 市民税                |
| イ | 固定資産税・都市計画税（土地・家屋） |
| ウ | 固定資産税（償却資産）        |
| エ | 軽自動車税              |
| オ | 特別土地保有税            |

#### ★⑮ 課税（非課税）証明書（過去2年間市民税・県民税が非課税であることを確認）

- ◇ 「非課税区分」の補助金限度額で申請を行う場合に提出が必要です。
- ◇ 補助対象建築物に居住している全ての方（現在別の建築物に居住しており、耐震改修工事完了後に補助対象建築物に入居する場合は、入居する全ての方）の過去2年分の課税（非課税）証明書の提出が必要です。
- ◇ 各区役所で発行します。
- ◇ 申請日に応じて、どの年の課税（非課税）証明書を提出するかが異なりますので、以下を参照してください。

なお、耐震改修工事計画承認通知後に、計画変更承認申請にて、「課税区分」から「非課税区分」に変更する場合は、当初の耐震改修工事計画承認申請日より、いつの課税（非課税）証明書を提出するかを判断します。

##### 【申請日が1月1日から6月30日までの場合】

申請する年の2か年前と3か年前の各々1年間分（1月1日から12月31日）の証明書  
（例）平成26年1月1日～6月30日の申請の場合  
平成25年度（平成24年分）と平成24年度（平成23年分）の証明書

##### 【申請日が7月1日から12月31日までの場合】

申請する年の1か年前と2か年前の各々1年間分（1月1日から12月31日）の証明書  
（例）平成26年7月1日～12月31日の申請の場合  
平成26年度（平成25年分）と平成25年度（平成24年分）の証明書

#### ★⑯ 誓約書

- ◇ 次に該当する場合に提出が必要です。誓約書の内容（報告が必要な事項等）を確認し、申請者が自署してください。

### 【誓約書の提出が必要な場合】

- ア 補助対象建築物の登記が必要な場合。
- イ 申請者が補助対象建築物に耐震改修工事完了後に入居する場合。
- ウ 補助対象建築物について、建築基準法関係法令等への抵触に係る是正工事が必要な場合。
- エ 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する確認申請が必要な場合（工事完了後に、同法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証を取得する必要があります）。
- オ その他市長が耐震改修工事完了の報告までに報告を求める事項がある場合。

◇ 「誓約書」は、該当する事項全てに○をつけてください。また、アの場合については、登記を行う事項を記載してください。

### ⑰ 経営者等が確認できる書類

補助対象建築物に、店舗及び事務所等の非住宅部分（住宅以外の用途の部分）がある場合は、所有者又は所有者の配偶者・一親等の親族が経営（利用）していることが分かる書類（営業に係る許可証の写し、加盟店契約書の写し、その他ご相談ください。）を出してください。

### ⑱ 建築物概要書

- ◇ 建築基準法関係法令等に「不適合」又は「既存不適格」の場合は、「4(5) その他」に、その内容と対応方法を記載してください。
- ◇ 誓約書の提出が必要な場合は、「5 承認対象建築物及び補助対象建築物とするために、耐震改修工事完了の報告までに行うこと」に、その内容を記載してください。

### ⑲ 案内図・配置図・平面図・立面図・断面図・求積図・求積表

次の図面を全て提出してください。図面は全て現況の図面を提出し、耐震改修工事完了後に、現況から図面に記載された事項が変更になる場合は、計画の図面も提出してください。各図面には、以下の事項を記載し、耐震改修工事に係る内容（補強を行う位置、壁仕様、筋かいの位置、設置する金物等）は記入しないでください。

なお、提出する図面のサイズはA4又はA3としてください。

### 【提出する図面と記載事項】

#### ● 案内図

- ◇ 敷地の場所、敷地の形状、方位が分かるように記載してください。

#### ● 配置図

- ◇ 次の内容を記載してください。

- ・ 建築基準法道路種別
- ・ 道路幅員（公道の幅員及び建築基準法の道幅員）
- ・ 道路中心線、道路後退線（建築基準法42条2項道路及び第43条ただし書き空地の場合）

- ・ 建築基準法の道路位置（公道の幅員と建築基準法の道路幅員が異なる場合）
- ・ 公道杭、公道境界線、民杭、隣地境界線
- ・ 敷地、隣地及び道路の高低差
- ・ 敷地内通路の幅員及び延長（敷地内通路がある場合）
- ・ 方位（真北方向）
- ・ 道路斜線及び高度地区の検討位置及び距離
- ・ 軒先線、軒高線及び屋根形状（屋根伏図）
- ・ 敷地内の工作物及び建築物等（物置、カーポート、地下車庫、ベランダ、バルコニー、テラス、擁壁及び塀等の位置、柱、屋根、寸法及び高低差等）
- ・ 擁壁及びびがけの安全性についての所見（擁壁及びびがけがある場合）
  - ※ 擁壁及びびがけの安全性に疑義があり、地震時に建築物に影響が出ると思われる場合は、安全策について検討してください。
- ・ 外壁後退最短距離（壁面線指定地区の場合）
- ・ 是正（撤去）範囲及び方法（「不適合」及び「既存不適格」があるために、耐震改修工事完了までに是正が必要な場合）
  - ※ 道路斜線及び高度地区に係る是正を行う場合は、立面図だけでなく、屋根伏図（配置図）にも是正（撤去）範囲及び方法を記載してください。
- ・ その他補助対象建築物であることを確認するために必要な事項

## ● 平面図

- ◇ 原則として、配置図とは別に作成してください。
- ◇ 建築物と一体のベランダ、バルコニー、テラス及びサンルーム等がある場合は、柱・壁・屋根の位置及び寸法を記載してください。
- ◇ 過去に増築されている場合は、増築部分が分かるように図示し、増築部分の着工時期を記載してください。
- ◇ 耐震改修工事完了までに是正が必要な場合は、是正（撤去）範囲及び方法を記載してください。
- ◇ 地階がある場合は、地階となることが確認できる図面等（平均地盤面の算定図及び算定式、地階の判定図等）が別途必要です。

## ● 立面図

- ◇ 東西南北の4方面全て提出してください。
- ◇ 道路斜線及び高度地区の斜線及び検討式を記載してください。
- ◇ 道路斜線及び高度地区の検討距離を記載してください。
- ◇ 階高、軒高、最高高さ及び屋根勾配を記載してください。
- ◇ 道路境界線、隣地境界線、道路幅員等を記載してください。
- ◇ 耐震改修工事完了までに是正が必要な場合は、是正（撤去）範囲及び方法を記載してください。

- ◇ 平均地盤面を算定した場合は、平均地盤面を記載してください。

### ★ 断面図

- ◇ スキップフロア等の特殊な構造の場合や、建物に影響のある擁壁やがけ等がある場合に提出してください。
- ◇ スキップフロアの場合は、それぞれの階高を全て記載してください。
- ◇ がけの状況、高低差、擁壁の仕様、安息角等を記載してください。

### ● 求積図・求積表（建築物及び敷地）

- ◇ 物置、カーポート、地下車庫、ベランダ、バルコニー、テラス、小屋裏物置及び出窓等は、高さ、柱位置、開放性、平均地盤面等を確認し、建築面積及び延べ面積が正確に計算されているかを確認してください。
- ◇ 「神奈川県建築基準法取扱基準一面積、高さ、階数等の算定方法一」及び「横浜市建築基準法取扱基準集」を参考にしてください。
- ◇ 昭和 56 年 6 月 1 日以降に着工した増築部分がある場合は、昭和 56 年 5 月 31 日までに着工した部分と、昭和 56 年 6 月 1 日以降に着工した部分の延べ面積を記載してください。
- ◇ 建築物概要書の「4 容積率・建ぺい率」と不整合のないようにしてください。

### ★ その他補助対象建築物であることを確認するために必要な図面

- ◇ 必要事項が記載されていないために審査が行えない場合には、再度、市から設計者に図面等の提出を求め、提出があつてから審査を開始することとなりますので、そのようなことがないように注意してください。

### ⑩ プランニングシート（耐力壁工事・基礎伏図・屋根伏図）

- ◇ プランニングシートには以下に記載された事項のみを記載し、それ以外の情報は市から記載を求めた場合を除き記載しないでください（本事業用の図面として作成してください。）。

なお、プランニングシート以外に図面が必要と設計者（工事監理者）が判断する場合は、別途図面を作成してください。ただし、原則としてプランニングシート以外の耐震改修工事に係る図面は提出不要です（補助対象建築物であることを確認するための図面（⑩のもの）等又は市から提出を求めた図面等を除きます）。

#### 【プランニングシート（耐力壁工事）の作成方法】

以下の手順で作成してください。

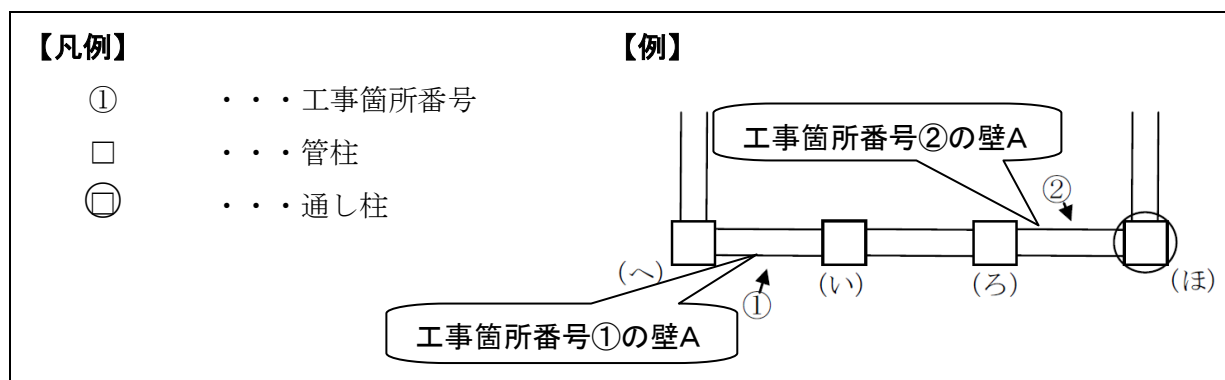
- 1 市の様式、設計者が作成した図面又は木造住宅耐震診断プログラム（計算ソフト）から出力された図面を用意してください。用紙はA4又はA3サイズとします。

なお、設計者が作成した図面又は計算ソフト出力図面を使用する場合も、下記の2及び3以外の情報は記載しないようにしてください。

- 2 補助対象工事とする、基準耐力が 2.4kN/m 以上の面材または軸組の仕様で耐力壁工事を行う箇所（柱間ごと）に工事箇所番号を凡例に従い、矢印付きで記載してください。ここで番号を

記載した側（矢印で指示した側）が耐力壁工事仕様書の壁Aに該当します。（他の工事箇所番号と重複しないようにしてください。）

なお、基準耐力が 2.4kN/m 未満の仕様で耐力壁工事を行う箇所には、工事箇所番号を記載しないでください。



3 プランニングシート（耐力壁工事）には工事箇所番号のほか、以下の内容を凡例に従って記載してください。

- ・ 平面図（間取り）
  - ※ 木造住宅耐震診断プログラム（計算ソフト）から出力された計算書の平面図と、プランニングシートの通り芯番号の付番及び位置をそろえてください。
- ・ 室名
- ・ 通し柱の位置（通し柱の管柱の別）
- ・ 設置する柱頭・柱脚金物（柱頭と柱脚で金物が異なる場合は分かるように両方記載）
  - ※ 計算書との整合に注意してください。
  - ※ 柱頭・柱脚金物は、平成 12 年建設省告示第 1460 号表三の呼称（いろはにほへと・・・）での記載、一般名称（かすがい打、CPL、CPT・VP、羽子板ボルト・短冊金物（スクリー釘なし）、羽子板ボルト・短冊金物（スクリー釘なし）、HD-B10、HD-B15・・・）での記載又は具体的な名称（製品名）で記載をしてください。（製品名で記載する場合には、当該製品のカタログ（Z マーク表示金物、同等認定金物、性能認定品の金物、性能試験済みの金物の別及び許容（基準）引抜耐力が分かるもの）を添付してください。）
- ・ 補助対象とする設備工事（配管移設・復旧等）の位置（補助対象である耐力壁工事箇所を縦断・横断又は貫通するもの）（必要に応じて配管図）

上記及び工事箇所番号以外の壁仕様等の情報は記載しないでください（市から記載を求め場合を除きます）。

### 【プランニングシート（基礎伏図）の作成方法】

基礎工事を行う場合に以下の手順で作成してください。

1 市の様式を使用するか、設計者が図面を作成してください。

なお、新設の基礎工事を行う場合は、現況のプランニングシートと計画のプランニングシートをそれぞれ作成してください。



- 2 基礎の仕様ごとに凡例を作成してください。
- 3 現況の基礎位置を基礎形式ごとに記載してください。
- 4 補強する基礎位置を基礎形式ごとに記載し、現況と計画の仕様を記載してください。  
【例】現況：無筋コンクリート布基礎、計画：ツイン基礎補強
- 5 補強する布基礎の施工長さ（柱芯での長さとしします。）を記載してください。また、ベタ基礎での補強の場合は、ベタ基礎の施工面積（柱芯での面積としします。）を記載してください。また、同じ仕様の基礎工事が複数箇所ある場合は、仕様ごとの施工長さ又は施工面積の合計を記載してください。
- 6 ひび割れ補修を行う場合は、当該工事を行う箇所に○をつけ、ひび割れ補修を行う旨を記載してください。
- 7 補助対象とする設備工事（配管移設・復旧等）がある場合で、かつ、当該設備が補助対象である基礎工事箇所を縦断・横断又は貫通する場合は、当該設備工事（配管移設・復旧）の位置を記載してください。（必要に応じて配管図）

### 【プランニングシート（屋根伏図）の作成方法】

屋根の軽量化又は2階の減築を行う場合に以下の手順で作成してください。

- 1 市の様式を使用するか、設計者が図面を作成してください。  
なお、屋根の形状（大きさ又は勾配等）が現況と計画で異なる場合は、現況のプランニングシートと計画のプランニングシートをそれぞれ作成してください。
- 2 屋根の仕様ごとに凡例を作成してください
- 3 現況の屋根を仕様ごとに記載してください。
- 4 葺替え又は新設する屋根を仕様ごとに記載し、寸法を記載してください。
- 5 現況と計画の仕様を記載してください。  
【例】現況：焼成粘土瓦、計画：化粧スレート
- 6 補助対象となる屋根の葺替え工事（2階を減築する箇所に設置する1階の屋根の新設工事を含む）の施工面積の算定式を記載してください。施工面積は水平投影面積ではなく、実長に基づく面積です。

## ②1 耐力壁工事仕様書

- ◇ 市様式は Excel 形式で作成されており、パソコン上で作成するタイプの様式（パソコン入力専用様式）と、手書きで記入するタイプの様式（手書き専用様式）と2通りのものがあります。

このうち、パソコン入力専用様式は、入力する部分の多くが選択（プルダウン）で入力できるほか、耐力壁工事仕様書（第1面）を作成すると、自動的に耐力壁工事仕様書（第2面）及び（第3面）が入力されるようになっています。

書類の作成及び審査の省力化を図るためにも、できる限りパソコン入力専用様式を使用するようにしてください。

なお、パソコン入力専用様式を使用する際には、保護されているセル（入力できないように設定されている部分）には入力を行わないでください。また、印刷後の手書き等での修正は行わないでください。

- ◇ パソコン入力専用様式と手書き専用様式は併用できません。
- ◇ パソコン入力専用様式を用いる場合は、提出を行うシートを同時に一括して印刷をしてください。これは変更の手続きを行う場合に、入力に変更がないシートがある場合も同様です。
- ◇ 耐力壁工事仕様書はA3サイズで出力してください。
- ◇ パソコン入力専用様式の場合は、補強箇所及び補強方法の変更等を行う場合に、変更の前のExcelファイルが残っていると、変更の書類が早く作成できますので、工事完了までは入力したファイルを保存しておいてください。
- ◇ 補助対象工事については、全てのものについて耐力壁工事仕様書の作成が必要です。
- ◇ 基準耐力 2.4kN/m 未満の面材及び軸組による仕様は記載しないでください。
- ◇ 耐力壁工事仕様書は以下のように作成してください。

### 【耐力壁工事仕様書の作成方法（パソコン入力専用様式の場合）】

耐力壁工事仕様書（パソコン入力専用様式）は、A3サイズで1枚に50箇所の耐力壁工事が入力できるようになっています。各工事箇所に施工する仕様を、シート左側の「①面材仕様一覧」及び「②軸組仕様一覧」に入力し、その後に「③耐力壁工事仕様入力」で工事箇所番号ごとに面材仕様及び軸組仕様を一覧から選択します。

詳細な作成手順は以下のとおりです。

- 1 「①面材仕様一覧」に今回施工する基準耐力 2.4kN/m 以上の面材の補強方法を入力します。基準耐力が 2.4kN/m 未満の面材仕様及び現況の面材仕様は入力しないでください。

面材仕様ごとに、**工法の種類**（「材料」及び「張り方」）、「断面等」、「釘等」及び**釘の本数または間隔**（「打ち方」及び「釘ピッチ」）を入力します。これらの項目は、「（2004年版又は2012年改訂版）木造住宅の耐震診断と補強方法」の精密診断法1に記載されている基準耐力と基準剛性の表を参照し、入力を行ってください。また、2004年版の精密診断法1と2012年改訂版の精密診断法1で扱いが異なるので、注意してください。

なお、すべての項目において任意の入力を行うことが可能ですが、使用頻度が高いと想定されるものは、プルダウンにて選択できるようになっています。また、「断面等」及び「釘ピッチ」の単位（mm）の入力は不要です。

特殊な工法を用いる場合は、「材料」に工法名を、「張り方」に詳細な仕様を入力してください。「断面等」、「釘等」、「打ち方」及び「釘ピッチ」の入力は不要です。下記の【例】を参照してください。

「数量」には、「①面材仕様一覧」～「③耐力壁工事仕様入力」の入力が終了すると、自動的に各補強方法の数量（m）が表示されます。見積書の数量と齟齬のないようにしてください。

【例】

記号	工法の種類		断面等 (mm)	釘等	釘の本数または間隔	
	材料	張り方			打ち方	釘ピッチ (mm)
あ	構造用合板	大壁	9	釘N50	四周打ち	150
い	△△△壁	A1				

特殊工法名

詳細な仕様

- 2 「②軸組仕様一覧」に今回施工する基準耐力 2.4kN/m 以上の軸組の補強方法を入力します。基準耐力が 2.4kN/m 未満の軸組仕様及び現況の軸組仕様は入力しないでください。

軸組仕様ごとに「材料」及び「施工方法」を入力します。使用頻度が高いと想定されるものはプルダウンにて選択できるようになっています。

筋交いを新設及び取替える場合は、「材料」に筋かい寸法を、「施工方法」に「片筋交い」又は「たすき筋かい」をプルダウンから選択し、入力してください。

土塗り壁を施工する場合には、「材料」に「土塗り壁」と入力し、「施工方法」に塗厚を入力してください。塗厚の単位は（mm）とし、単位は省略して記入してかまいません。

特殊な工法を用いる場合は、「材料」に工法名を、「施工方法」に詳細な仕様を入力してください。

- 3 シート右側の「③耐力壁工事仕様入力」には、プランニングシート（耐力壁工事）に記載した工事箇所番号ごとに今回施工する内容を入力します。基準耐力 2.4kN/m 未満の面材仕様及び軸組仕様並びに既存の面材及び軸組等は入力しないでください。

「長さ」には、耐力壁の長さ（柱間）を入力ください。入力する際には、切上げ、切捨て、四捨五入は行わないでください。また、単位は入力不要です。

「面材仕様」は、「①面材仕様一覧」の「あ」～「そ」の中から選択し、入力します。「壁 A」にはプランニングシート（耐力壁工事）で工事箇所番号を記載した側（矢印で指示した側）の壁の入力を行ってください。

「軸組」の「仕様」は、「②軸組仕様一覧」の「A」～「J」の中から選択し、入力します。「軸組」の「金物」は、筋かい金物を設置する場合は「有」を、設置しない場合は「無」を選択し、入力します。

現況の筋交いに金物を設置することで、基準耐力を 2.4kN/m 以上にする場合には、「軸組」の「仕様」は空欄にし、「軸組」の「金物」に「有」を選択し、入力してください。

- 4 面材仕様の数量は、「①面材仕様一覧」の右端の「数量」の列に自動的に表示されます。軸組の数量についても「④軸組の数量」に「30×90 筋かい」、「45×90 筋かい」及び「90×90 筋かい」の数量（本数）が自動的に表示されるようになっています。これら以外の軸組を使用する場合は、「④軸組の数量」に「②軸組仕様一覧」の「材料」欄に記入した材料名とその「数量」及び「単位」を入力してください。

- 5 別シートの「耐力壁工事仕様書（第 2 面）及び（第 3 面）」には、1～3 で行った入力が自動的に反映されます。作成にあたり、入力する箇所はありません。この耐力壁工事仕様書は、中間検査の際に検査員が使用しますので、必ず提出してください。ただし、使用する工事箇所番号が 26 を超えない場合は、第 3 面の提出は不要です。

なお、「0」と表示されている箇所がある場合には、「①面材仕様一覧」、「②軸組仕様一覧」又は「③耐力壁工事仕様入力」の入力が適切に行われていない可能性があるため、確認してください。

### 【耐力壁工事仕様書の作成方法（手書き専用様式の場合）】

耐力壁工事仕様書（手書き専用様式）は、A3 サイズで 1 枚に 15 箇所の耐力壁工事が記入できるようになっています。プランニングシート（耐力壁工事）に記載した工事箇所番号の数に応じて、必要枚数を印刷して作成してください。

プランニングシート（耐力壁工事）に記載した工事箇所番号ごとに「長さ」、「壁Aの仕様」、「軸組の仕様」及び「壁Bの仕様」を記載してください。今回施工する基準耐力 2.4kN/m 以上の工事箇所のみ記載し、基準耐力が 2.4kN/m 未満の面材仕様及び軸組仕様並びに既存の面材仕様及び軸組仕様は記載しないでください。

なお、「壁A」とはプランニングシート（耐力壁工事）で工事箇所番号を記載した側（矢印で指示した側）の壁のことです。

詳細な作成手順は以下のとおりです。

- 1 「工事箇所番号」には、プランニングシート（耐力壁工事）に記載した工事箇所番号を番号順に記載してください。
- 2 「長さ」には、耐力壁の長さ（柱間）を記入してください。記載する際には、切上げ、切捨て、四捨五入は行わないでください。また、単位（m）は不要です。
- 3 「壁Aの仕様」及び「壁Bの仕様」には工法の種類（「材料」及び「張り方」）、「断面等」、「釘等」及び釘の本数または間隔（「打ち方」及び「釘ピッチ」）を記載します。また、「断面等」及び「釘ピッチ」の単位の記載は不要です。

なお、これらの項目は「（2004年版又は2012年改訂版）木造住宅の耐震診断と補強方法」の精密診断法1に記載されている基準耐力と基準剛性の表を参照し、記載してください。また、2004年版の精密診断法1と2012年改訂版の精密診断法1で扱いがことなるので、注意してください。

特殊な工法を用いる場合は、「材料」に材料名を、「張り方」に詳細な仕様を記載してください。「断面等」、「釘等」、「打ち方」及び「釘ピッチ」の記載は不要です。下記の【例】を参照してください。

【例】

工事箇所番号	長さ	壁A（プランニングシートに工事箇所番号の記載がある側）の仕様					
		材料	張り方	断面等（mm）	釘等	打ち方	釘ピッチ（mm）
1	1.365	構造用合板	大壁	9	釘N50	四周打ち	150
2	0.91	△△△壁	A1				

特殊工法名

詳細な仕様

- 4 「軸組の仕様」には、「材料」、「施工方法」及び「金物」を記載します。

筋交いを新設及び取替える場合は、「材料」に筋交いの厚みを記載し、「施工方法」に「片筋かい」もしくは「たすき筋かい」と記載してください。「金物」は、筋かい金物を設置する場合は「有」を、設置しない場合は「無」を選択し、○で囲んでください。

現況の筋かいに金物を取り付けることで基準耐力 2.4kN/m 以上にする場合には、「名称」及び「張り方」は空欄で、「金物」の「有」を○で囲んでください。

土塗り壁の場合には「材料」に「土塗り壁」と記載し、「施工方法」に塗厚を記載してください。厚さの単位は（mm）とし、単位は省略してかまいません。

特殊な工法を用いる場合は、「材料」に材料名を、「施工方法」に詳細な仕様を記載してください。

## 22 現地調査シート

- ◇ 現況と計画をあわせて1つのみ提出してください。
- ◇ 現地調査及び申請者等のヒアリングをもとに作成してください。

## 23 精密診断法による耐震診断の計算書（現況・計画）

- ◇ 現況及び計画の精密診断法による耐震診断の計算書を提出してください。
- ◇ 現況及び計画の計算書の表紙には、代表となる設計者の建築士氏名を記載し、建築士印を押印してください。
- ◇ 補強計画の計算書にはN値計算又は変換N値計算の計算書を添付してください。
- ◇ 現況及び計画で用いる精密診断法1は、「2004年版木造住宅の耐震診断と補強方法」または「2012改訂年版木造住宅の耐震診断と補強方法」のどちらかで統一してください。
- ◇ 設計者が自ら現地調査を行い、現況の精密診断法による耐震診断の計算書を作成し、それをもとに、耐震改修工事の計画を立て、当該計画の精密診断法による耐震診断の計算書を作成してください。
- ◇ 登録事業者及び一時登録事業者の責務として、市長が指定する「木造住宅耐震診断プログラム」を用いて、計算書を作成するよう努めてください。
- ◇ 階及びX・Y方向ごとの壁保有耐力及び剛性の一覧に、プランニングシート（耐力壁工事）に記載した工事箇所番号を、当該工事箇所に該当する行に記載してください。
- ◇ プランニングシート及び耐力壁工事仕様書と不整合がないようにしてください。
- ◇ 現況と補強計画とで、既存部分の不整合がないようにしてください。  
【不整合の例】現況の筋かいを残すはずが、計画の計算書で当該筋かいの入力がない。

## ★24 特殊な工法の資料

- ◇ 特殊な工法（一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に記載のない工法）での補強を行う場合には、「一般財団法人日本建築防災協会の住宅等防災技術評価」、又は、「建築基準法施行令第46条第4項表1（八）に定める国土交通大臣の認定」を取得したものである必要があります。（一部精密診断法1では使用できない工法があります。）
- ◇ 「一般財団法人日本建築防災協会の住宅等防災技術評価」の場合には、基準耐力の評価をそのまま採用することができます。  
なお、評価を受けたものの一覧は、一般財団法人日本建築防災協会のホームページに記載されています。
- ◇ 「建築基準法施行令第46条第4項表1（八）に定める国土交通大臣の認定」の場合には、性能評価書をもとに、壁基準耐力及び剛性を算出する（※）必要があります。算出方法については、一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」を参照してください。
- ◇ 特殊な工法で耐震改修工事を行う場合は、その技術評価書又は大臣認定証、資格証・受講証（設計・施工にあたり、資格や講習会の受講が必要な場合）及び当該工事で使用する仕様、基準耐力及び基準剛性が分かる書類を添付してください。

## 25 現況写真（建築物外観、道路、敷地、外構（塀・擁壁等）等の状況が分かるもの）

- ◇ 敷地の周囲、建築物の外観（四方面全て）及び敷地内のその他の建築物・工作物の状況が分かる写真を提出してください。
- ◇ 建築基準法 42 条第 1 項第 1 号以外の道路は、道路（法第 43 条ただし書き空地を含む）の幅員が分かるように、メジャーテープを当てた写真（近景及び遠景）を提出してください。
- ◇ 敷地内通路がある場合は、その幅員及び延長が分かるように、メジャーテープを当てた写真（近景・遠景）を提出してください。

## 26 工事箇所写真（工事箇所番号ごと、写真位置も添付）

- ◇ プランニングシート及び耐力壁工事仕様書の工事箇所番号ごとに、耐震改修工事を行う箇所の写真を全て提出してください。
- ◇ 補助対象工事とする箇所の写真は全て必要です。
- ◇ 「設備工事」、「建具取替え」及び「その他工事（腐朽部材の撤去・入れ替え工事等）」等を補助対象工事とする場合は、当該工事が必要であることが分かる写真を提出してください。
- ◇ 写真の位置を表記した平面図もあわせて提出してください。

## 27 工事費の見積書（施工事業者作成の見積書を添付）【参考様式・記入要領 P. 81】

- ◇ 工事費の見積書作成の注意点は以下のとおりです。  
なお、市作成の参考様式がありますので、参考にしてください。

### 【工事費の見積書の作成の注意点】

- ◇ 以下の項目を必ず記載してください。
  - ア 見積書を作成した日付
    - ※ 申請日より前の日付となります。
  - イ 依頼主氏名（申請者）
  - ウ 工事の名称
    - 【例】〇〇邸耐震改修工事
  - エ 工事を行う建築物の所在地
    - 【例】横浜市〇〇区〇〇 1-2-3
  - オ 施工事業者名・代表者名
    - ※ 登録事業者又は一時登録事業者の事業者名・代表者名と同一としてください。  
なお、法人の場合で、やむを得ず登録している事業者名及び所在地等と違う名称及び所在地等で見積書を作成する場合（事業者の登録は営業所だが、見積書は本社で作成する等の場合）は、登録している事業者と見積もりを作成するものが同一法人と確認できる組織表等を提出してください。
    - ※ 社印又は代表印を必ず押印してください（担当者印のみは不可）。
- ◇ 耐震改修工事費（補助対象）と、耐震改修工事以外の工事費（補助対象外）は別々に計上するか、別々に見積書を作成してください。

※ 耐震改修工事費（補助対象）及び耐震改修工事以外の工事費（補助対象外）の詳細については、P. 13以降を参照してください。

◇ 耐震改修工事費（補助対象）と耐震改修工事以外の工事費（補助対象外）ごとに分けて小計（消費税込のもの）を記載してください（別々に見積書を作成する場合を除く）。

◇ 耐震改修工事以外の工事を行う場合は、直接仮設、共通仮設、現場管理費、一般管理費、経費及び消費税等は、耐震改修工事費（補助対象）と耐震改修工事以外の工事費（補助対象外）で案分してください。

◇ 耐震改修工事費の見積りは、内訳書の明細まで作成してください（仕様・種類及び寸法等を明記してください）。特に、耐力壁工事は「耐力壁工事仕様書」で記載されている各材料名（面材、軸組）と当該材料の数量を記載し、「耐力壁工事仕様書」の数量と見積りの数量で齟齬のないようにしてください。

なお、一式計上を避け、適切に数量を計算した上で、材料費及び労務費まで明記してください（数量・単価を明記）。

◇ 耐震改修工事計画承認申請の受付日時点で有効期限内のものとしてください。

◇ 値引きを行う場合は、耐震改修工事費（補助対象）からの値引きと、耐震改修工事以外の工事費（補助対象外）からの値引きに分け、全体の工事費からの値引きはしないでください。また、消費税額の算出は、値引き後の工事費から行ってください。

◇ 見積書の工期は、耐震改修工事計画承認申請の受付日以降とし、当該期間と、適用される消費税率に齟齬がないようにしてください。

なお、耐震改修工事計画承認申請から、同計画承認通知を行うまでの間に、消費税率が変更された場合は、再度新消費税率での見積書を提出する必要があります。

◇ 工事費については、「工事が一括して完了した日」を基準に消費税率が適用されます。工事費に複数の消費税率を適用させる場合には、あらかじめ税務署で当該工事費に適用される消費税率を確認してください。

◇ 工事監理費は補助対象外です。

## ★28 確認済証の写し

建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する確認申請が必要な場合は、確認済証の写しを提出してください。

## ★29 木造住宅の耐震診断報告書の写し

◇ 市の耐震診断を受診している場合は、木造住宅の耐震診断報告書の写し（プランニングシート、計算書等を含む全て）を提出してください。

## ★30 位置指定図の写し・開発登録簿の写し等

◇ 補助対象建築物の建築敷地が建築基準法第42条第1項第5号道路（位置指定道路）に接している場合は、指定幅員及び建築敷地の場所が分かるように位置指定図の写しを提出してください。

- ◇ 補助対象建築物の建築敷地が建築基準法第 42 条第 1 項第 2 号道路のうち都市計画法の開発許可による道路に接している場合は、開発道路幅員及び建築敷地の場所が分かるように開発登録簿の写しを提出してください。
- ◇ 位置指定図の写し及び開発登録簿の写しは、横浜市建築局建築情報課で取得できます。

### ★③① 狭あい道路拡幅整備事業の協議書の写し（協議済のもの）及び狭あい道路敷実測図の写し

- ◇ 狭あい道路の整備促進路線に指定されている場合は、事前に横浜市建築局建築防災課狭あい道路担当との協議を済ませ、「協議書の写し（協議済のもの）」及び「狭あい道路敷実測図の写し（測量を行った場合）」を提出してください。

### ★③② 2項道路の道路後退線の位置を確認できる資料

- ◇ 補助対象建築物の建築敷地が建築基準法第 42 条第 2 項道路に接している場合は、2項道路の道路後退線の位置を確認できる資料を提出してください。ただし、③①の「狭あい道路拡幅整備事業の協議書の写し（協議済のもの）及び狭あい道路敷実測図の写し」を提出する場合には、原則として提出の必要はありません。
- ◇ 資料としては、建築計画概要書（補助対象建築物及び周囲の建築物の道路後退線を確認：横浜市建築局建築情報課で発行）、建築確認申請台帳記載証明書（検査済証取得の有無：横浜市建築局建築情報課で発行）、「道路区域線図（公道の区域を確認：市ホームページで閲覧・道路局道路調査課で発行）」、「道水路等境界明示図・復元図（公道の区域を確認：各土木事務所で発行）」等があります。

### ★③③ 建築敷地を確認できる資料

- ◇ 「敷地面積」及び「敷地形状」の現況が、新築当時の確認申請時、又は、最後の増築の確認申請時と異なる場合は、建築敷地の設定の根拠となる資料（面積、形状及び土地の所有者が確認できるもの）を提出してください。
- ◇ 資料としては、建築計画概要書（補助対象建築物及び隣地の建築物の敷地面積及び敷地形状の確認：横浜市建築局建築情報課で発行）、建築確認申請台帳記載証明書（検査済証取得の有無：横浜市建築局建築情報課で発行）、土地の登記事項証明書（登記された土地の面積の確認、土地の所有者の確認）、公図の写し（土地（筆）の位置の確認）、地積測量図（登記された土地の面積及び形状の確認）等があります。
- ◇ 「建築敷地」が増加した部分の土地の所有者が、申請者ではない場合は、土地使用承諾書等の書類を提出していただく場合があります。

### ③④ 建築確認通知書（確認済証）の写し又は建築確認申請台帳記載証明書

- ◇ 補助対象建築物の新築時及び増築時の建築確認通知書（確認済証）の写しを提出してください。
- ◇ 建築確認通知書（確認済証）に添付された図面（副本）の写しも提出してください。
- ◇ 検査済証がある場合は、検査済証の写しも提出してください。



- ◇ 建築確認通知書（確認済証）を紛失している場合は、「建築確認申請台帳記載証明（横浜市建築局建築情報課で発行）」を提出してください。

### ★③⑤ 新築時・増築時・リフォーム工事時の図面一式

- ◇ 建築確認通知書（確認済証）に添付された図面（副本）以外に新築時・増築時・リフォーム工事時の図面がある場合は提出してください。
- ◇ 図面以外にも壁の仕様等が確認できる書類がある場合には提出してください。

### ★③⑥ その他、市長が必要と認める書類

- ◇ 耐震改修を行おうとする木造住宅が耐震改修促進法附則第3条第1項又は同法第7条第3号に掲げる建築物（耐震診断が義務付けされる建築物）に該当する場合で、かつ、登録事業者が本事業に基づく木造住宅の設計を行う場合は、当該事業の代表となる設計者が、耐震改修促進法施行規則第5条第1号又は第2号に該当する建築士であることを証する書類として、建築士免許証の写し及び国土交通大臣の認定がある講習会（※）を受講した際の受講証の写しを提出してください。

※ 「登録資格者講習と同等以上の内容を有すると国土交通大臣が認める講習に係る認定について（技術的助言）（平成26年2月10日国住指第3842号）」を参照してください。

なお、木造住宅については、一般財団法人日本建築防災協会が平成16年度以降に実施した「木造住宅の耐震診断と補強方法講習会」等が国土交通大臣の認定がある講習会が該当します。

- ◇ 補助対象建築物及び補助対象者であることを確認するために、その他の資料の提出が必要となる場合があります。
- ◇ 耐震改修計画が、精密診断法による耐震診断の上部構造評点が1.0以上となる適切な計画であるかを確認するために、その他の資料の提出が必要となる場合があります。
- ◇ 補助対象工事か否か、又、補助対象工事の範囲を確認するために、その他の資料の提出が必要となる場合があります。
- ◇ 「補強後の上部構造評点を1.5よりも大きく向上させる耐震改修工事」は補助対象外です（ただし、上部構造評点を1.5まで向上させるために必要な耐震改修工事は補助対象とする）。  
上部構造評点が1.5以上となる補強計画の場合は、補助対象工事の範囲を確認するため、上部構造評点が1.5となるまで耐震改修工事を行うと仮定した場合の、「精密診断法による耐震診断の計算書（補強計画）」、「耐力壁工事仕様書」及び「工事費の見積書」の提出が別途必要です。
- ◇ 2階の増築工事を行う場合は、「2階の増築により増加する、1階の耐力壁工事」は補助対象外です。補助対象工事の範囲を確認するため、2階の増築工事をしないと仮定した場合の、「精密診断法による耐震診断の計算書（補強計画）」、「耐力壁工事仕様書」及び「工事費の見積書」の提出が別途必要です。  
ただし、「実際の補強後の1階の保有する耐力」が、「2階増築工事を行わない場合の1階の必要耐力」の1.5倍以内である場合には提出は必要ありません。

### ③⑦ 申請書類チェックリスト

- ◇ チェック内容を確認してから耐震改修工事計画承認申請を行ってください。

### 3 変更の手続き

#### ● 変更の手続きが必要な場合

- ◇ 耐震改修工事計画承認通知が発行された後に、耐震改修工事計画承認申請書一式に記載された事項（耐震改修計画）を変更する場合は、変更の手続きが必要になります。
- ◇ 過去に変更手続きを行っている場合は、過去の変更後の耐震改修計画から、今回変更を行う箇所の変更の手続きを行って下さい。
- ◇ 計画承認申請の際に提出した見積書の消費税率と、契約書の消費税率が異なる場合には、変更の手続きが必要です。なお、耐震改修工事完了報告後に工事費（消費税率を含む）の変更はできませんので、領収書のみ消費税率が異なるといったことのないように注意してください。
- ◇ 変更の手続きが適切に行われないうまま、変更に係る契約及び工事施工等が行われた場合には、補助金が交付できない場合がありますので、十分に注意してください。

#### ● 変更内容ごとの手続き

変更を行う場合は、計画変更報告又は計画変更承認申請の手続きを行います。変更の内容によって、手続きが異なりますので、以下を参照してください。

##### 【計画変更報告が必要な場合】

変更手続きが必要な場合で、下記の【計画変更承認申請が必要な場合】及び【名義変更届の提出が必要な場合】に該当しない場合は、計画変更報告が必要となります。（ただし、工事費の消費税率のみを変更する場合には、【消費税率のみを変更する場合】を参照してください。）

具体的な例として次のようなものが挙げられます。

- ◇ 耐震改修工事の内容を変更する場合（壁仕様の変更等）
  - ※ 精密診断法1による耐震診断の計算書（現況及び計画）が変わらない変更（当初計画より強い柱頭・柱脚金物を設置する等）のみの場合については、計画変更報告は不要です。
- ◇ 補助対象外である、耐震改修工事以外の工事費を変更する場合
- ◇ 補助対象である、耐震改修工事費を変更するが、補助予定額に影響がない場合
- ◇ 耐震改修工事計画承認申請の際に記載した、延べ面積等に誤記があった場合
- ◇ 同一の耐震設計事業者内で、申請者が本事業の手続き等を委任する者を変更する場合 等

##### 【名義変更届の提出が必要な場合】

設計事業者の代表者名、所在地若しくは代表となる設計者（資格・氏名）又は施工事業者の代表者名若しくは所在地を変更する場合（ただし、別の事業者に変更する場合を除く）には、「名義変更届」の提出が必要となります。

なお、登録事業者の登録内容の変更の手続きもあわせて必要となります（一時登録事業者を除く）。

## 【計画変更承認申請が必要な場合】

次のアからエの場合には、計画変更申請が必要となります。

### ア 補助の区分（課税区分）の変更

補助の区分「課税区分」と「非課税区分」の変更を行う場合。

### イ 補助予定額に係る変更

- ◇ 補助対象の工事費（耐震改修工事費）を変更することにより、補助予定額が変更になる場合。
- ◇ 補助予定額が変更とならない、工事費の変更の手続きは、計画変更報告となります。ただし、耐震改修工事の計画が、当初計画から著しく変更になる場合（軽微な変更と認められない場合）は、計画変更承認申請が必要となる場合があります。
- ◇ 補助対象外である、耐震改修工事以外の工事費の変更の手続きは、計画変更報告となります。

### ウ 設計及び施工事業者の変更

別の事業者に変更を行う場合

### エ その他市長が必要と認めた変更

上記アからウ以外においても、補助金を交付するうえで重要な事項の変更は、計画変更申請が必要となる場合があります。変更を行う場合には、その手続きについて、横浜市建築局建築防災課に確認してください。

## 【消費税率のみを変更する場合】

工事費の消費税率のみを変更する場合には、手続きの進捗によって、以下のとおり手続きをしてください。

### ① 耐震改修工事計画承認申請書の提出

ここでの工事費の消費税率の変更は、工事見積書の修正で行ってください。



### ② 耐震改修工事計画承認通知書の交付

ここで**工事費**の消費税率のみを変更する場合は、④に「計画変更報告書」(※)及び「消費税率変更後の工事見積書の写し」を添付してください。ただし、消費税率の変更により、補助金額が変更になる場合は、③の前に「変更計画承認申請書」を提出し、計画変更承認通知書の交付を受けてください。

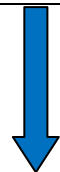
※「消費税報告書兼計画変更報告書」とは別の様式です。



### ③ 工事契約の締結

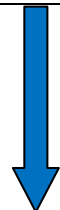
ここで**工事費**の消費税率のみを変更する場合は、④に「計画変更報告書」(※)、「消費税率変更後の工事見積書の写し」及び「工事契約書の写し(当初契約及び変更契約)」を添付してください。ただし、消費税率の変更により、補助金額が変更になる場合は、工事に係る変更契約の前に「変更計画承認申請書」を提出し、計画変更承認通知書の交付を受けてください。

※「消費税報告書兼計画変更報告書」とは別の様式です。



### ④ 検査申請書の提出(工事契約書の写しの提出)

④以降、**工事費**の消費税率のみを変更する場合は、⑤の際に「消費税報告書 兼 計画変更報告書」、「消費税率変更後の工事見積書の写し」及び「工事に係る変更契約書の写し」を提出してください。ただし、消費税率の変更により、補助金額が変更になる場合は、工事に係る変更契約の前に「変更計画承認申請書」を提出し、計画変更承認通知書の交付を受けてください。



### ⑤ 耐震改修工事完了報告書及び補助金交付申請書の提出

## 4 計画変更報告の書類

計画変更報告に必要な書類は以下のとおりです。提出は1部で、両面印刷は不可です。

### ① 計画変更報告書（様式あり）

- ◇ 報告者は申請者です。
- ◇ 「設計事業者 住所・氏名」に、申請者から委任された、設計者（設計事業者）の建築士印を押印してください。
- ◇ 「上部構造評点」、「工事費」、「変更内容」は、変更前後のものを記入してください。

### ② 変更に関係する書類一式

- ◇ 耐震改修工事計画承認申請の必要書類のうち、変更に関わるもの全てを提出してください。
- ◇ 図面、プランニングシート、精密診断法による耐震診断の計算書等については、必ず変更箇所にマーキングをし、分かりやすく表記してください。
- ◇ 見積書は全体金額が変更とならなくても、その内訳を確認する必要がある場合には、提出が必要となります。
- ◇ 見積書は変更部分だけではなく、全体を提出してください。ただし、当初の見積書とは別に増額分又は減額分の変更金額で見積書を作成する場合があります。
- ◇ 精密診断法による耐震診断の計算書（現況及び計画）は、変更箇所だけではなく、全て提出してください。
- ◇ 耐震改修工事の内容を変更する場合について、耐力壁工事仕様書は、変更しないものも含め、全て提出してください。

## 5 名義変更届の書類

名義変更届に必要な書類は以下のとおりです。提出は1部で、両面印刷は不可です。

### ① 名義変更届（様式あり）

- ◇ 届出者は申請者です。
- ◇ 別の事業者に変更する場合には、計画変更承認申請となります。
- ◇ 登録事業者の登録内容の変更の手続きもあわせて必要となります（一時登録事業者を除く）。
- ◇ 代表となる設計者を変更する場合は、再度委任状を提出してください。

### ② 一時登録申請書類一式のうち変更となるもの（一時登録事業者のみ）

- ◇ 一時登録申請書類一式のうち変更になったものを提出してください。
- ◇ 登録事業者については、登録事業者の登録内容の変更の手続きで提出してください。

## 6 計画変更承認申請の申請書類

計画変更承認申請に必要な書類は以下のとおりです。提出は1部で、両面印刷は不可です。

### ① 耐震改修工事計画変更承認申請書（第3号様式）

- ◇ 第2面の「建築物」、「設計事業者」、「施工（予定）事業者」について、変更がある場合は、変更後を記入してください。
- ◇ 第2面の「精密診断上部構造評点」、「工事費」、「変更内容」は、変更前後のものを記入してください。
- ◇ 第2面の「変更理由」については、変更内容ごとに変更理由を記入してください。

### ② 変更に関する書類一式

- ◇ 耐震改修工事計画承認申請の必要書類のうち、変更に関わるもの全てを提出してください。
- ◇ 図面、プランニングシート、精密診断法による耐震診断の計算書等については、必ず変更箇所にマーキングをし、分かりやすく表記してください。
- ◇ 見積書は全体金額が変更とならない場合であっても、その内訳を確認する必要がある場合は提出が必要となる場合があります。
- ◇ 見積書は変更部分だけではなく、全体を提出してください。ただし、当初の見積書とは別に増額分又は減額分の変更金額で見積書を作成する場合があります。
- ◇ 精密診断法による耐震診断の計算書（現況及び計画）は、変更箇所だけではなく、全て提出してください。
- ◇ 耐震改修工事の内容を変更する場合について、耐力壁工事仕様書は、変更しないものも含め、全て提出してください。

## 7 消費税報告兼計画変更報告の書類

消費税報告書兼計画変更報告書にて消費税率のみを変更する場合の必要書類は以下のとおりです。提出は1部で、両面印刷は不可です。

### ① 消費税報告書兼計画変更報告書 第1面及び第2面（様式あり）

### ② ①の第3面（工事費に複数の消費税率が適用される場合）

- ◇ 工事費の全てに単独の消費税率が適用される場合には提出する必要はありません。
- ◇ 工事費に複数の消費税率を適用させる場合には、あらかじめ税務署に当該工事費に適用される消費税率を確認してください。

### ③ 工事費の見積書の写し及び契約書の写し（工事費を変更する場合）

- ◇ 消費税率変更後の見積書の写しと契約書の写しを提出してください。
- ◇ 見積書は変更部分だけではなく、全体を提出してください。

### ④ その他市長が必要と認める書類

## 8 検査申請の書類

検査申請に必要な書類は以下のとおりです。提出は1部で、両面印刷は不可です。

### ① 検査申請書（第6号様式）【記入要領P. 81】

記入要領に従って記入してください。

### ② 工事契約書の写し

◇ 耐震改修工事計画承認通知書が発行された後に締結した、工事の契約書の写しを提出してください。

◇ 耐震改修工事計画承認申請時に提出した見積書に対する全ての契約書を提出してください。

◇ 耐震改修工事計画承認申請時に提出した見積書の内容と不整合のないようにしてください。

なお、契約の内容が、耐震改修工事計画承認申請時に提出した見積書の内容から変更になる場合は、契約を締結する前に変更の手続きが必要です。変更の手続きを行わず、契約が締結された場合には、補助金が交付されない場合がありますので、十分に注意してください。変更手続きについては、P. 49を参照してください。

◇ 契約書に記載する工事施工者名（契約者名）は、登録事業者又は一時登録事業者の事業者名・代表者名と同一としてください。

なお、法人の場合で、やむを得ず登録している事業者名及び所在地等と違う名称及び所在地等で契約書を作成する場合（事業者の登録は営業所だが、契約書は本社で作成する等の場合）は、登録している事業者と契約書を作成するものが同一法人と確認できる組織表等を提出してください。

### ③ 工事工程表【参考様式・記入要領P. 82】

◇ 工事着手から、全ての工事（補助対象外の耐震補強以外の工事を含む）が完了するまでの工事工程表を提出してください。

◇ 中間検査及び完了検査の時期を記載してください。

◇ 市の参考様式の記入要領を参考にしてください。

### ④ その他、市長が必要と認める書類

中間検査及び完了検査を適正に行うために、その他の資料の提出が必要となる場合があります。

## 9 工事完了報告の書類

工事完了報告に必要な書類は以下のとおりです。提出は1部で、両面印刷は不可です。

なお、工事完了報告書類一式と補助金交付申請書類一式は同時に提出してください。

### ① 耐震改修工事完了報告書（第7号様式）【記入要領P. 83】

◇ 記入要領に従い記入してください。

◇ 完了年月日には、「工事検査シート」の第2面の「工事監理書（代表となる設計者）確認欄」に工事監理書（代表となる設計者）が記入した日付を記入してください。

## ② 消費税報告書兼変更報告書（様式あり）

- ◇ 設計費及び工事費に適用された消費税率を報告する書類です。消費税率の変更の有無に関わらず、提出が必要です。
- ◇ この報告書にて設計費又は工事費の消費税率を変更する場合には、設計費又は工事費の見積書の写し及び契約書の写しが必要となります。（「7 消費税報告書兼計画変更報告の書類」を参照してください。）

## ③ 工事検査シート【記入要領P. 85】

- ◇ 記入要領に従い記入してください。
- ◇ 工事監理者（代表となる設計者）及び検査員の署名及び押印があるものを提出してください。

## ④ 工事写真

- ◇ 補助対象工事の全ての工事箇所について以下の写真を提出してください。

**なお、提出の必要のない写真は添付しないでください。ただし、工事完了報告後、市が施工状況の確認を行うために工事写真の提出を求める場合がありますので、「補助金額の確定（補助金交付決定）通知書」及び「耐震改修済証」が交付されるまで必ず保存してください。**

### 【工事完了報告の際に提出する工事写真】

#### ア 耐力壁工事の写真

- ・ 工事箇所ごとに、「工事着手前」、「軸組（筋かい等設置）完了時」、「面材（構造用合板等）設置完了時」及び「工事（仕上げ）完了写真」の写真を原則として各1枚ずつ提出してください。ただし、両面補強の場合は、「面材（構造用合板等）設置完了時」及び「工事（仕上げ）完了写真」は両面分提出してください。
- ・ 写真は当該工事箇所の耐力壁全体（左右の柱及び上下の横架材）が映るように撮影したものを提出してください。遠景からの撮影が難しい場合は、上下2枚に分けて撮影した写真を提出してください。

#### イ 基礎工事の写真

- ・ 工事箇所ごとに、「工事着手前」、「配筋完了時」及び「工事完了時」の写真を原則として各1枚ずつ提出してください。
- ・ 基礎工事を行った箇所の全景が映るように撮影したものを提出してください。1枚で全景を撮影することが難しい場合は、複数枚に分けて撮影した写真を提出してください。

#### ウ 屋根工事の写真

- ・ 工事箇所ごとに、「工事着手前（近景）」、「工事着手前（遠景）」、「既存屋根葺き材撤去完了時」、「野地板設置完了時」、「屋根工事完了時（近景）」及び「屋根工事完了時（遠景）」の写真を原則として各1枚ずつ提出してください。
- ・ 「工事着手前」及び「屋根工事完了時」の遠景写真はできる限り建築物全体が映っているものを提出してください。



## **エ その他工事の写真**

- ・ 「ア 耐力壁工事の写真」～「ウ 屋根工事の写真」以外の工事を補助対象とした場合には、工事箇所ごとに、「工事着手前」、「当該工事の工事施工状況が分かる写真」及び「工事完了時」の写真を提出してください。

## **オ 建築基準法関係法令等の是正工事**

- ・ 建築基準法関係法令等の是正工事がある場合は、「是正前」及び「是正後」の写真提出してください。
- ・ メジャーテープ、下げ振り及びポール型メジャー等を適宜利用し、是正が行われたことが分かるように撮影した写真を提出してください。

## **カ その他市長が必要と認める写真**

その他補助対象工事が適切に行われたことを確認するために上記アからオ以外の写真の提出が必要となる場合がありますので、必ず補助対象工事の全ての工事箇所及び工程についての写真撮影を行うようにしてください。

- ◇ 工事箇所番号ごとに工事着手前から工事完了時までをまとめ、かつ、工事箇所番号順に並べたものを添付してください。（「軸組（筋かい等設置）完了時」のみの写真を工事箇所番号順で並べるなど、工事の段階ごとに並べたものは不可とします。）
- ◇ 写真はA4サイズに4枚入る程度の大きさに提出し、小さすぎないようにしてください。

## **⑤ 計画承認申請時に誓約した報告書類（誓約書を提出した場合）**

- ◇ 補助対象建築物の登記が必要であった場合は、登記後の「建物の登記事項証明書（全部事項証明）」を提出してください。
- ◇ 申請者が補助対象建築物に耐震改修工事完了後に入居した場合は、入居後の「住民票の写し」を提出してください。
- ◇ 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する確認申請が必要であった場合は、同法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する「検査済証の写し」を提出してください。

## **⑥ その他、市長が必要と認めるもの**

- ◇ 補助対象としたもの全てについて、施工状況が分かるものや、成果物等を提出してください。
- ◇ 特殊な工法で耐震改修工事を行った場合は、設計・施工・工事監理仕様書（マニュアル）等で定められた方法で施工状況を確認した資料（施工チェックシート等）を提出してください。

## 10 補助金交付申請の申請書類

補助金交付申請に必要な書類は以下のとおりです。提出は1部で、両面印刷は不可です。

なお、④、⑤及び⑥については、後日提出も可ですが、補助金の支出の迅速化のため、できる限り一緒に提出するようにしてください。

### ① 補助金交付申請書（第1号様式）【記入要領P. 87】

- ◇ 記入要領に従い記入してください。
- ◇ 完了年月日には、「工事検査シート」の第2面の「工事監理書（代表となる設計者）確認欄」に工事監理書（代表となる設計者）が記入した日付を記入してください。

### ② 提出書類チェックリスト（補助金交付申請）

### ③ 耐震改修工事計画承認通知書（第2号様式）の写し

### ④ 計画変更承認通知書（第4号様式）の写し（発行を受けた場合のみ）

### ⑤ 補助金請求書（第4号様式）【記入要領P. 89】

記入要領に従い記入してください。

### ⑥ 通帳又はキャッシュカードの写し

- ◇ 補助金請求書に記入した口座の通帳若しくはキャッシュカードの写しを提出してください。
- ◇ 金融機関名、支店名（又は支店番号）、口座番号及び口座名義人のフリガナの4つの項目全てが分かるものを提出してください。通帳の場合は、見開きのページに4つの項目全てが記載されていれば、当該ページの写しを1枚提出してください。

### ⑦ 住宅耐震改修証明申請書・証明書（所得税特別控除の証明様式）

- ◇ 必ず両面印刷としてください。
- ◇ 工事完了日により様式が異なりますので注意してください。（「11 工事完了日の取扱い」を参照してください。）
- ◇ 耐震改修に係る所得税の特別控除を受ける場合に、申請者の住所（住民票の住所）、電話番号、氏名、家屋の所在地（対象建物の登記上の所在地）のみを申請者が記入し、申請者印を押印のうえ、提出してください。（他の項目は記載しないでください。）  
※ 所得税が非課税の場合等、当該証明書が必要ない場合は提出する必要はありません。
- ◇ 耐震改修済証及び補助金額確定通知書と同時に証明書の発行及び送付を行います。
- ◇ やむを得ない場合で、工事及び工期を完全に分離して耐震改修工事を行い、その一部の耐震改修工事について市に補助申請を行う場合（耐震改修工事計画承認通知発行時に、先行して一部の耐震改修工事が既に完了している場合）は、耐震改修工事の内容を市で把握できないため、市で所得税特別控除の証明書の発行は行いません。この場合、本申請書の提出の必要はありません。（ただし、市に申請している耐震改修工事のみで所得税控除額が限度額以上となる場合は発行を行うことができます。）

なお、耐震改修計画を立てた建築士（代表となる設計者（工事監理者））も当該証明書の発行を行うことができます。

## 11 工事完了日の取扱い

「9 工事完了報告の書類」及び「10 補助金交付申請の申請書類」等に記載する工事完了日を以下のように取り扱います。

### 【工事完了日の取扱い】

「耐震改修工事完了報告書」、「補助金交付申請書」、「耐震改修済証」及び「耐震改修に係る所得税特別控除及び固定資産税の減額措置に必要な証明書」の工事完了日

⇒ 耐震改修工事が承認された耐震改修計画に従い適正に工事が行われ、対象建築物の上部構造評点が1.0以上となったことを工事監理者（設計者）が確認し、工事検査シート第2面の「工事監理者（設計者）確認欄」に署名した日

これにより、以下の点に注意してください。

- ◇ 設計費及び工事費に適用される消費税率は、実際に「設計（工事監理）の役務が一括して完了した日」及び「工事が一括して完了した日」で判断することとなります。  
この「設計（工事監理）の役務が一括して完了した日」及び「工事が一括して完了した日」と「工事監理者（設計者）が工事検査シート第2面の『工事監理者（設計者）確認欄』に署名した日」は原則として同日としてください。
- ◇ 「耐震改修に伴う固定資産税の減額措置に必要な証明書」の発行は、耐震改修計画を立てた建築士（代表となる設計者（工事監理者））が発行してください。（固定資産税の減額措置の手続きは、工事完了日から3カ月以内に各区役所で行う必要がありますが、「耐震改修に伴う固定資産税の減額措置に必要な証明書」は、市で発行する場合、工事監理者が工事完了を確認した後に、検査員による工事完了の確認、建物の登記が必要な場合の登記申請及び耐震改修工事完了報告書・補助金交付申請書の提出がされてから、市での決裁を行った後に発行するため、工事完了から発行までに時間がかかります。）
- ◇ 「耐震改修に係る所得税特別控除に必要な証明書」の発行は、市で発行できます。（耐震改修計画を立てた建築士（代表となる設計者（工事監理者））が発行することも可能です。）

## 12 収支決算書の書類

収支決算書に必要な書類は以下のとおりです。提出は1部で、両面印刷は不可です。

なお、補助金額の確定（補助金交付決定）通知後60日以内に収支決算書が提出されない場合には、補助金の返還を求める場合がありますので、必ず提出してください。

### ① 耐震改修工事等収支決算書（第5号様式）【記入要領P. 90】

- ◇ 記入要領に従い記入してください。
- ◇ 収入欄の費目欄には、「補助金」と「自己資金」をそれぞれ記載してください。
- ◇ 支出欄の費目欄には、「耐震改修工事費用」、「その他工事費用」をそれぞれ記載してください。

### ② 工事費の領収書の写し

申請において提出した、全ての工事の契約についての領収書（補助対象外のものを含む）の写しを提出してください。

### 13 耐震改修計画取下げ・取止め届の書類

やむを得ない事由により計画承認申請を取り下げるとき、又は耐震改修計画を取り止めるときは、速やかに以下の書類を提出してください。提出は1部です。

① 耐震改修計画取下げ・取止め届（第5号様式）

② 耐震改修工事計画承認通知書の原本

既に耐震改修工事計画承認通知書の交付を受けている場合は、原本の返却が必要となります。

③ 耐震改修工事計画変更承認通知書の原本

耐震改修工事計画変更承認通知書の交付を受けている場合は、原本の返却が必要となります。

### 14 申請書類の入手方法

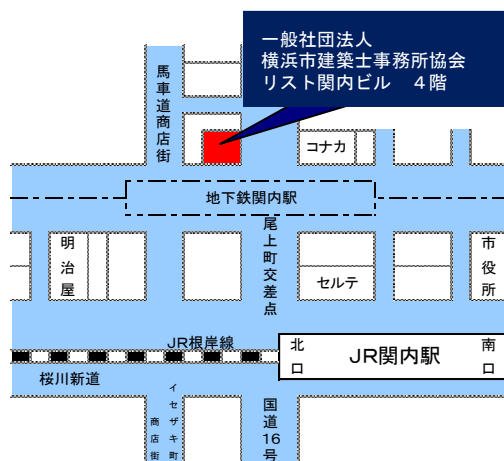
申請書類は、「横浜市建築局建築防災課」、「一般社団法人横浜市建築士事務所協会」及び「ハウスケア横浜」にて配布しているほか、以下の「横浜市建築局建築防災課」のホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/kenbou/bousai/bousai/mokutai/mokukaishu/>

### 15 申請書類の提出先

申請に係る書類は全て市の委託団体である「一般社団法人横浜市建築士事務所協会」に持参又は郵送で提出をしてください。ただし、計画変更報告については、横浜市建築局建築防災課に必要な書類一式を直接持参又は郵送してもかまいません。

**【一般社団法人横浜市建築士事務所協会】**  
〒231-0015  
横浜市中区尾上町4-47 リスト関内ビル4階  
TEL：045-662-2711  
受付時間：平日9時～12時、13時～16時



## 16 横浜市建築局建築防災課の所在地

本事業の所管課である、横浜市建築局建築防災課の所在地は以下のとおりです。本事業についての相談は、こちらをお願いします。

〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1 JNビル4階

横浜市 建築局 **建築防災課**

TEL : 045-671-2943 FAX : 045-641-2756

開庁時間 : 平日 8時45分～17時15分 (12時00分～13時00分を除く)

## 17 横浜市建築局建築情報課の所在地

建築確認申請台帳記載証明書等の発行を行う、横浜市建築局建築情報課の所在地は以下のとおりです。

〒231-0012

横浜市中区相生町3-56-1 JNビル5階

横浜市 建築局 **建築情報課**

TEL : 045-671-4503

開庁時間 : 平日 8時45分～17時15分



## 第2章 耐震改修工事計画承認申請に係る建築基準法関係法令等への適合について

本章では、補助対象建築物の要件のうち、「建築基準法関係法令等に適合する住宅」であることを確認するためのポイントについて記載しています。事前調査を行う際には、本章を参考にしてください。

なお、判断に迷う場合には、建築局建築防災課へ相談してください。

### 1 建築基準法関係法令等

横浜市木造住宅耐震改修促進事業でいう、「建築基準法関係法令等に適合する住宅」とは、次のすべてに適合している住宅のことをいいます。詳細については、次項以降を参照するほか、「神奈川県建築基準法取扱基準一面積、高さ、階数等の算定方法一」、「横浜市建築基準法取扱基準集」及び「建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例（編集：日本建築行政会議）」を参照してください。

- ① 建築基準法第43条（敷地等と道路との関係）
- ② 建築基準法第44条（道路内の建築制限）
- ③ 建築基準法第47条（壁面線による建築制限）
- ④ 建築基準法第52条（容積率）
- ⑤ 建築基準法第53条（建ぺい率）
- ⑥ 建築基準法第56条（建築物の各部分の高さ）
- ⑦ 建築基準法第58条（高度地区）
- ⑧ その他特に必要な関係法令等

#### 【既存不適格及び不適合について】

◇ 既存不適格建築物とは、現行法に適合していないが、最終の建築行為（増築等を含む）を行った時点で、建築基準法に適合していた建築物のことをいいます。上記の①から⑧について、現況及び計画の建築物が建築基準法関係法令等上、既存不適格建築物として扱えるものは補助対象建築物とします。

ただし、今回、既存不適格部分を工事（補助対象外工事を含む）する場合及び増築等の建築行為を行う場合には、現行法に適合するように是正するものを補助対象建築物とします（誓約書の提出要）。

なお、今回の工事で建築行為が発生しない場合であっても、将来、増築等の建築行為が発生する場合には是正が必要となる旨を申請者に説明する必要があります。

◇ 最終の建築行為（増築等を含む）を行った時点で、建築基準法に適合しない部分のある建築物は、耐震改修工事の完了までに適合しない部分を是正するものは、補助対象建築物となります（誓約書の提出要）。

◇ 申請者の方には、補助を受けるためには是正完了が条件であることをよく説明してください。

### 2 建築基準法第43条（敷地等と道路との関係）及び第44条（道路内の建築制限）

敷地は建築基準法上の道路に2m以上接していますか。又、建築物（門及び塀等を含む）や擁壁等が道路に突き出していないですか。

#### ア 接している道路の建築基準法上の道路種別ごとの設計ポイント等

建築敷地は、道路に2m以上接する必要があります。又、道路内に建築物（門及び塀等を含む）や擁壁等が建築又は築造されていない必要があります（生垣や植木鉢は、ここでいう制限の対象ではありませんが、道路法（占用の規定）、道路交通法（道路の使用規定）上できる限り撤去するように努めてください。）。

敷地が、接している道路の建築基準法上の種別によって、設計のポイントや必要な提出書類が異なります。以下に、道路種別ごとに説明します。

① 法第 42 条第 1 項第 1 号～第 4 号

A 設計ポイント

- ◇ 法第 42 条第 1 項第 1 号～第 4 号道路とは、道路幅員が 4 m 以上確保されている公道（法第 42 条第 1 項第 1 号）や、開発等により築造された道路（法第 42 条第 1 項第 2 号）、基準時（昭和 25 年）当時から幅員が 4 m 以上である私道（法第 42 条第 1 項第 3 号）、道路法・都市計画法等により 2 年以内に事業執行予定として特定行政庁が指定する道路（法第 42 条第 1 項第 4 号）のことをいいます。幅員が 4 m 以上確保されていることが前提となりますが、確保されていない場合もありますので注意が必要です。必ず現地で道路の現況幅員や道路境界を確認し、必要であれば道路台帳区域線図等で調査してください。
- ◇ 法第 42 条第 1 項道路、法第 42 条第 1 項第 2 号道路で、道路台帳区域線図及び開発登録簿等がある場合は、その図面上の幅員が現地でも確保されているか確認してください。

B 必要提出書類（現況幅員 4 m 未満、若しくは、道路図面上の幅員が確保されていない場合）

- ・ 公道の場合は、道路台帳平面図、道路台帳区域線図（若しくは、道水路等境界明示図・復元図）
- ・ 私道の場合は、開発登録簿（法第 42 条第 1 項第 2 号）写し、公図の写しや地積測量図（法第 42 条第 1 項第 3 号）
- ・ 現況幅員の現地メジャーテープあて写真（近景及び遠景）（寸法が読み取れるもの）

C 不適合の場合の対処方法

- ◇ 法第 42 条第 1 項（5 号を除く、公道）の場合で、現況幅員が 4 m 未満の場合の対処方法は以下のとおりです。

現況幅員	公道図面の有無※1	公道図面上の幅員※2	道路再判定の要否※3	不適合の場合の対処法
4 m 未満	有	4 m 以上	否	道路境界線を配置図に明示します。道路境界線から突出している建築物（門及び塀等を含む）や擁壁等の支障物がある場合は、それを配置図に明示し、支障物の撤去等を行う旨を記載してください。また、「建築物概要書」に「道路突出が有」とし、工事完了までに支障物を撤去する旨を記入してください。
	有	4 m 未満	要	道路判定結果後、その道路種別に従って設計してください。
	無	不明	要	

※1 「公道図面」とは、「道路台帳区域線図」、「道路台帳平面図」、「道水路等境界明示図・復元図（各土木事務所所管）」です。

※2 「公道図面上の幅員」が「4 m 以上」とは、補助対象建築物の建築敷地の前だけではなく、1 つの路線で一連に幅員 4 m 以上確保されていることをいいます。

※3 横浜市建築局建築道路課に道路相談票を提出して道路種別の再判定を依頼してください。

- ◇ 法第 42 条第 1 項第 1 ～第 2 号道路で、現況幅員は 4 m 以上あるが、道路図面上の幅員は確保されていない場合、図面上の道路形態を確保する必要があります。道路境界線を明確にして配置図に明示し、道路境界線から突出している建築物（門及び塀等を含む）や擁壁等の支障物の撤去等を行う旨を記載してください。また、「建築物概要書」に「道路突出が有」とし、工事完了時までに形態を復元する旨を記入してください。

## ② 法第 42 条第 1 項第 5 号（位置指定道路）

### A 設計ポイント

- ◇ 現況幅員が道路位置指定図上の指定幅員以上確保されているか確認してください。（位置指定道路の幅員と公道の幅員が異なることがありますので、注意してください。）
- ◇ 角地の場合、道路位置指定図どおりの隅切が確保されているか確認してください（隅切部分も位置指定道路の一部です）。

### B 必要提出書類

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 道路位置指定図（横浜市建築局建築情報課で取得できます）</li><li>・ 現況幅員、隅切の現地メジャーテープあて写真（近景及び遠景）（寸法が読み取れるもの）</li></ul> |
|---|

### C 不適合の場合の対処方法

- ◇ 道路位置指定図どおりに道路形態がない場合は、原則として道路位置指定図どおりの形態を復元する必要があります。まずは横浜市建築局建築防災課に相談してください。状況に応じて、復元方法等について横浜市建築局建築道路課への相談が必要となる場合があります。
- ◇ 位置指定道路の復元が必要な場合は、配置図に正しい位置指定道路の位置を示し、位置指定道路の道路境界線から突出している建築物（門及び塀等を含む）や擁壁等の支障物の撤去等を行う旨を記載してください。また、「建築物概要書」に「道路突出が有」とし、工事完了までに支障物を撤去する旨を記入してください。

## ③ 法第 42 条第 2 項（2 項道路）（狭あい道路の整備促進路線以外）

### A 設計ポイント

- ◇ 主に次項以降の方法で 2 項道路の中心線（後退線）等を判断してください。判断に迷う場合には、まずは横浜市建築局建築防災課に相談してください。状況に応じて、横浜市建築局建築道路課への相談が必要となる場合があります。
- ◇ 2 項道路の中心線（後退線）は、公道（査定済みのもの）の場合、通常公道の中心となることが多く、区域線図や、道水路等境界明示図・復元図（査定図）から道路の中心線（後退線）を判断してください。  
ただし、過去の建築確認における 2 項道路中心線が公道中心となっていない場合には注意が必要です。
- ◇ 査定されていない公道や私道の場合には、当該地及び周辺宅地の過去の建築確認の状況、公図の写し、地籍測量図、現地の状況等から 2 項道路の中心線（後退線）を判断します。  
なお、過去の建築確認の状況は建築計画概要書及び建築確認申請台帳記載証明書で確認することができます（年代により建築計画概要書がない場合があります）。
- ◇ 「道路台帳区域線図」や「道水路等境界明示図・復元図」を確認したところ、道路が不整形である場合（反対側に一方的に拡幅されている等）は、旧公道から何らかの理由で道路後退をして、公道移管されている可能性があります。その場合は、公図の写し、後退用地の地積測量図、「道路台帳区域線図」及び「道水路等境界明示図・復元図」等から、旧公道の道路境界を確認し、旧公道の中心線を判断する必要があります。
- ◇ 現況幅員が 4 m より大きい場合は、敷地が道路に接していない可能性があります。上記の方法から 2 項道路の中心線（後退線）を判断し、敷地が 2 項道路に接しているかどうかを確認してください。  
また、路線としてすでに幅員 4 m 以上で公道移管されている場合は、法第 42 条第 1 項第 1 号道路に判定替えできる可能性があります。



## B 必要提出書類

- ・ 現況幅員の現地メジャーテープあて写真（近景及び遠景）（寸法が読み取れるもの）
- ・ 【公道の場合】道路台帳平面図、道路台帳区域線図（ホームページ、若しくは、道路局道路調査課で取得できます。）（道路台帳区域線図がない場合は、各土木事務所にある「道水路等境界明示図・復元図」があるかどうか調査します。）
- ・ その他必要に応じて、道路後退の判断資料等（当該地及び周辺宅地の過去の建築確認の「建築計画概要書」及び「建築確認申請台帳記載証明書」、公図の写し、地積測量図、土地の登記事項証明書等）

## C 不適合の場合の対処方法

- ◇ 配置図に、道路種別、2項道路の道路中心線及び道路後退線、支障地物、道路排水設備（U字溝）、市杭や公道の境界線（公道の場合）を明記し、2項道路の道路後退線から突出している建築物（門及び塀等を含む）や擁壁等の支障物の撤去等を行う旨を記載してください。
- ◇ 「建築物概要書」に「道路突出が有」とし、工事完了までに支障物を撤去する旨を記入してください。
- ◇ 耐震改修工事の完了検査までに支障物を撤去し、道路の中心から2m後退（場合により、片側4m後退）してください。
- ◇ 現況幅員4m以上の場合で、法42条第2項道路境界線（道路の後退線）と敷地の間に第3者所有の土地が存在する場合（＝事実上当該地が2項道路境界線に接していない場合）、必要に応じて2項道路と敷地の間の土地所有者に土地使用の承諾を得る必要があります。その場合は、横浜市建築局建築防災課までご相談ください。配置図には、2項道路の中心線、2項道路境界線、敷地境界線等を明示してください。最終的には、当該地が2項道路境界線に接するように敷地を設定する必要があります。

## ④ 法第42条第2項（2項道路）（狭あい道路の整備促進路線）

### A 設計ポイント

狭あい道路の整備促進路線に接している場合は、「横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例」（横浜市狭あい道路拡幅整備事業）に基づき、横浜市建築局建築防災課狭あい道路担当に協議書を提出してください。耐震改修工事計画承認申請時に、協議が終了したことを証する、協議書の写し（協議済のもの）及び狭あい道路敷実測図の写しを提出してください。

なお、場所によっては協議の必要がない場合があります。（協議の要否についても横浜市建築局建築防災課狭あい道路担当で判断します。）

## B 必要提出書類

- ・ 現況幅員の現地メジャーテープあて写真（近景及び遠景）（寸法の確認できるもの）
- ・ 横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例に基づき協議が終了したことを証する、協議書の写し（協議書の裏面に市長印が押されたものとなります）（横浜市建築局建築防災課狭あい道路担当発行）
- ・ 狭あい道路敷実測図の写し（横浜市建築局建築防災課狭あい道路担当が作成したものがある場合）

## C 不適合の場合の対処方法（道路に突出した支障物がある場合）

工事の完了までに、2項道路の道路後退線から突出している建築物（門及び塀等を含む）や擁壁等の支障物を撤去することが必要です。横浜市狭あい道路拡幅整備事業の協議書に基づき、当該支障物の撤去を行ってください。

なお、横浜市狭あい道路拡幅整備事業の助成金については、横浜市建築局建築防災課狭あい道路担当に問い合わせてください。

## ⑤ 法第 43 条ただし書き道路状空地

### A 設計ポイント

- ◇ 法第 43 条ただし書き道路状空地のみに接道している建築敷地は、建築物を建築（増築を含む）する前に法第 43 条ただし書き許可をとる必要がありますが、建築行為（増築を含む）がない耐震改修工事は許可までとる必要性はありません（増築を行う場合には許可が必要です）。
- ◇ 耐震改修工事と同時に建築行為が発生する場合は、建築確認申請の要・不要を問わず法第 43 条ただし書き許可を取得し、耐震改修工事計画承認申請時に許可通知書の写しを提出してください。
- ◇ 法第 43 条ただし書き許可が必要ないものについては、建築物及び建築物の敷地が法第 43 条ただし書き許可の建築審査会包括同意基準に該当するものを補助対象とします。建築審査会包括同意基準に該当するか否かについては、横浜市建築局建築道路課に相談し、その後に横浜市建築局建築防災課に相談してください。

なお、建築行為が発生する場合は、法第 43 条ただし書き許可の建築審査会包括同意基準 3-3 に該当させる必要がありますが、本事業においては、現況及び耐震改修工事完了後に、同基準のうち以下の基準を満たすものを補助対象とします。ただし、将来的に建築行為が発生する場合には、全ての基準に適合させる必要があることを必ず申請者に説明してください。

#### **【建築審査会包括同意基準 3-3 のうち本事業の補助要件とするもの】**

**※ 明朝体で記載されているものは、建築審査会包括同意基準 3-3 の原文のままです。ゴシック体で記載されているものは解説です。**

3-3 建築基準法施行規則第 10 条の 2 の 2 第 3 号の規定に適合し、かつ、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない建築物は、次の各号の基準に適合する建築物とする。

(1) 平成 11 年 5 月 1 日（以下「基準時」という。）において、既に建築物の敷地として確認済証の交付がされた土地に、当該建築確認と同一の敷地形状とした建築物を建築する場合、又は現に建築物が建ち並んでいること等により、建築基準法（以下「法」という。）第 42 条第 1 項に規定する道路の築造が極めて困難な場合において、次に掲げる要件に該当する道に 2 m 以上接する敷地に建築する建築物であること。

⇒ 下線部については、現在の建築物の敷地が道に 2 m 以上接する敷地であることを補助要件とします。

ア 道の幅員が 1.8 m 以上あり、一般通行の用に供され法第 42 条に規定する道路に接続していること。

イ 敷地の前面の道の中心線から水平距離 2 m 以上の部分（建築主事が基準時以前に別に定めている場合にあつては、その部分。以下「整備敷」という。）が道路状に整備されており、将来にわたり維持、管理する旨の関係権利者の誓約書が提出されていること。なお、整備敷の部分は敷地面積に算入しないこととする。

⇒ 下線部については、補助要件とはしません。又、上記「道路状に整備」については、建築物（門及び塀等を含む）及び擁壁等が整備敷へ突出していないことを補助対象とします（舗装は補助要件とはしません）。

ウ 補助要件としません。

エ 補助要件としません。

(2) 補助要件としません。

(3) 補助要件としません。

(4) みなし道路線から 4 m（建築主事が基準時以前に別に定めている場合又は特定行政庁が別に定める場合にあつては、その距離）外側の線までの土地を法第 42 条に規定する道路とみなし、法第 6 条第 1 項に規定する建築基準関係規定（法第 43 条第 1 項、第 2 項の規定に基づく横浜市建築基準条例及び横浜市建築基準法施行細則第 13 条の適用については、道路とみなさない。）に適合する建築物であること。

⇒ 下線部の建築基準関係規定については、P. 61の「1 建築基準法関係法令等」に記載されている事項に適合していることを補助要件とします。

2 一の建築物のみが利用する道の終端に接する敷地に建築する建築物は、前項の規定にかかわらず、次の各号の基準に適合する建築物であること。

(1) 基準時において、現に建築物の敷地として使用されている土地で、同一の敷地形状であり、現所有者が建て替える建築物であること。

⇒ 下線部に「**現所有者が建て替える建築物であること**」とありますが、**現在の建築物の敷地が基準時と同一の敷地形状であれば支障ありません。**

(2) 次に掲げる要件に該当する道に接する敷地に建築する建築物であること。

ア 道の幅員は1.8m以上2m未満で、かつ、道の延長は15m以下であり、法第42条に規定する道路又は法第43条第1項ただし書の規定による許可における建築審査会包括同意基準に適合する建築物の敷地が接する道に接続していること。

イ 道の終端部に幅員2m以上かつ奥行2m以上の空地（以下「空地」という。）が確保されていること。

ウ 道及び空地の部分が道路状に舗装整備されており、将来にわたり維持、管理する旨の関係権利者の誓約書が提出されていること。なお、道及び空地の部分は敷地面積に算入しないこととする。

⇒ 下線部については、補助要件とはしません。又、「**道及び空地の部分の道路状に舗装整備**」については、**建築物（門及び塀等を含む）及び擁壁等が整備敷へ突出していないことを補助対象とします（舗装は補助要件とはしません）。**

エ 補助要件としません。

オ 補助要件としません。

(3) 補助要件としません。

(4) 空地と敷地との境界線から4m外側の線までの土地を法第42条に規定する道路とみなし、法第6条第1項に規定する建築基準関係規定（法第43条第1項、第2項の規定に基づく横浜市建築基準条例及び横浜市建築基準法施行細則第13条の適用については、道路とみなさない。）に適合する建築物であること。

⇒ 下線部の建築基準関係規定については、P. 62の「1 建築基準法関係法令等」に記載されている事項に適合していることを補助要件とします。

◇ 横浜市建築局建築道路課に相談する場合には、案内図・周辺現況図（現状の道の幅員を明記したもの）、公図の写し、地積測量図、登記事項証明書（道路状の空地部分と、それに接する土地等）、現場の写真、公道に関連する場合には「道路台帳平面図及び道路台帳区域線図」又は「道水路等境界明示図・復元図（各土木事務所で発行）」、その他相談に必要な資料を用意してください。

◇ 建築審査会包括同意基準に該当する場合には、配置図等などの包括同意基準に該当するかを記載してください。

## B 必要提出書類

- ・ 現況幅員や接道幅の現地メジャーテープあて写真（近景及び遠景）（寸法が確認できるもの）
- ・ 【公道の場合】道路台帳平面図、道路台帳区域線図（ホームページ、若しくは、道路局道路調査課で取得できます。）（道路台帳区域線図がない場合は、各土木事務所にある「道水路等境界明示図・復元図」があるかどうか調査します。）
- ・ 公図の写し、地積測量図、土地の登記事項証明書（道路状の空地部分と、それに接する土地等）

- ・ その他必要に応じて、当該地及び周辺宅地の過去の建築確認の「建築計画概要書」及び「建築確認申請台帳記載証明書」、

### C 不適合の場合の対処方法（空地の未確保、形態整備が必要な場合）

- ◇ 現況で建築審査会包括同意基準のうち補助要件となるものに該当しない場合は、工事完了までに基準に該当させる必要があります。  
例として必要な建築審査会包括同意基準に該当させるために、敷地の前面の道の中心線から水平距離 2 m 以内の部分にある建築物（門及び塀等を含む）や擁壁等の支障物の撤去が必要な場合は、耐震改修工事完了までに支障物の撤去を行うことが補助要件となります。
- ◇ 支障物の撤去が必要な場合は、配置図に、道路種別、空地の位置、撤去が必要な支障物、現況地物、市杭や公道の境界線（公道の場合）等を記載し、支障物の撤去を行う旨を記入してください。
- ◇ 「建築物概要書」に、工事の完了までに是正する旨を記入してください。

## ⑥ 否道路

### A 設計ポイント

すでに建築基準法上の道路に該当しないと判断された道です。法第 43 条ただし書き許可の建築審査会包括同意基準に該当するか否かについて横浜市建築局建築道路課に相談をし、その後、横浜市建築局建築防災課に相談してください。（⑤ 法第 43 条ただし書き道路状空地を参照してください。）

## ⑦ 未判定道路

### A 設計ポイント

- ◇ 横浜市建築局建築道路課に道路相談票を提出し、道路判定を依頼してください。（道路相談票は、横浜市建築局建築道路課のホームページからダウンロードできます。）
- ◇ 道路種別確定後、上記の各道路種別の扱いに従ってください。

## イ 接道長さ、敷地形態

### ① 接道長さ

#### A 設計ポイント

建築敷地が道路に 2 m 以上接しているか確認してください。

#### B 必要提出書類

現地メジャーテープあて写真（近景及び遠景）（寸法の確認できるもの）

※ 明らかに建築敷地が、道路に 2 m 以上接道している場合を除いて、敷地内通路形態の敷地、袋路状道路の終端の敷地は配置図だけではなく、現地メジャーテープあて写真も提出してください。

### C 不適合の場合の対処方法

接道幅が 2 m 未満の場合、2 m 接するように隣接地から敷地を貸借し建築物の敷地としての使用承諾を得る必要があります。配置図に貸借した土地を明記し土地使用承諾書を添付してください。

なお、この場合、隣地の建築敷地が減となるので、隣地の建築物についても建築基準法関係法令等のチェックが必要となります。

## ② 敷地内通路形態（横浜市建築基準条例第4条）

### A 設計ポイント

敷地内通路幅員と延長の関係が条例に適合しているか確認してください。

#### 【通路の幅員と延長の規定】

路地上部分の長さ	路地状部分の幅員
15m以下のもの	2 m以上
15mを超え 25m以下のもの	3 m以上
25mを超えるもの	4 m以上

※ 建築時期によっては既存不適格扱いできる場合があります。

### B 必要提出書類

- ・ 通路幅と通路延長の現地メジャーテープあて写真（近景及び遠景）（寸法の確認できるもの）
  - ※ 隣接地も敷地内通路形態の場合は、隣接地も市条例第4条に適合していることが分かるように、隣接地も含めた敷地内通路の幅員の写真を撮ってください。
- ・ 配置図に敷地内通路の幅員と延長を明記してください。

### C 不適合の場合の対処方法

原則は、市条例第4条に適合するように、隣接地から土地を貸借し、建築物の敷地としての土地使用承諾を得る必要があります。配置図に貸借した土地を明記し土地使用承諾書を添付してください。

なお、この場合、隣地の建築敷地が減となるので、隣地の建築物についても建築基準法関係法令等のチェックが必要となります。

### ウ その他

- ◇ 道路と敷地に高低差がある場合は、敷地内に道路に通じる階段や傾斜路等の有効な通路を設けられている必要があります。
- ◇ 接道は、隣接地の接道状況と密接にかかわりをもっています。当該地が適正に接道しているかどうかは、隣接地の接道を確認することではじめて確かめられます。特に敷地内通路で接道している場合や、道路が袋路状形態の場合は、注意が必要です。

## 3 建築基準法第47条（壁面線による建築制限）

指定された壁面線を越えて建築物の壁や柱が存在していませんか。

### A 設計ポイント

壁面線指定地区（マッピーで確認できます）の場合、建築物の壁・柱、高さが2mを越える門・塀が決められた壁面線を超えて建築されていないか確認してください。

### イ 壁面線指定地区の場合

配置図に、指定された壁面線と、最短の外壁後退距離を記入してください。

### ウ 不適合の場合の対処方法

制限の対象となる突出物がある場合は、その位置を配置図に明示し、工事完了までに撤去する旨を記載してください。また、「建築物概要書」に「壁面線突出」が「有」と記入し、工事完了までに撤去する旨を記入してください。

## 4 建築基準法第 52 条（容積率）

延べ面積の敷地面積に対する割合（容積率）は、決められた範囲内ですか。

### ア 設計ポイント

配置図及び平面図に建築物の配置や寸法等を明示し、求積図・求積表を提出してください。

なお、以下のものも床面積に算入されるため注意してください。

- ・ 物置
- ・ 自動車車庫や自転車置き場（その床面積が建築物の各階の床面積の合計の 5 分の 1 以下であれば容積率に算入しません）
- ・ ピロティ、ポーチ（屋内的用途に供する、外気に開放されていないもの）  
（注意）  
外気に開放されていないと判断されるバルコニー、ベランダ

### イ 小屋裏物置等がある場合（床面積算定、階の判断）

「神奈川県建築基準法取扱基準—面積、高さ、階数等の算定方法—」を確認し、階とみなし、床面積に算入されるかを確認してください。

なお、補助対象建築物となるのは「2 階建て以下」なので、3 階建てにならないかを確認してください。（3 階建てとなる場合には、工事完了までに 2 階建てとなるものは補助対象建築物として扱います。この場合、誓約書の提出が必要なほか、「建築物概要書」に、工事完了までに 2 階建てとする旨を記入してください。）

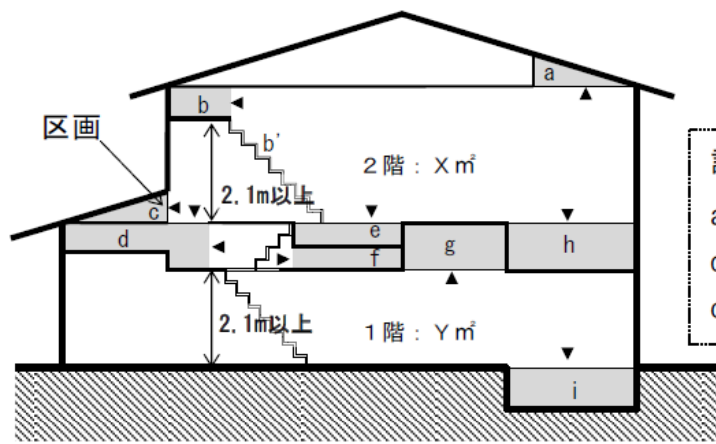
#### 【神奈川県建築基準法取扱基準—面積、高さ、階数等の算定方法—（抜粋）】

##### 6-1-1 小屋裏物置等

###### (1) 基本的な考え方

小屋裏や床下等の部分を利用して設ける物置等（以下「小屋裏物置等」という。）で、次の①から⑤に該当するものについては、階とみなさないこととし、かつ、その部分は、床面積に算入しない。また、小屋裏物置等とは、小屋裏や床下等の余剰空間を内部から利用するものであり、用途については収納に限定される。なお、建築物の用途は特定しない。

- ① 一の階から利用する小屋裏物置等の部分の水平投影面積の合計（共同住宅等にあつては各住戸単位で算定）が、当該小屋裏物置等を利用する階の床面積の  $1/2$  未満であること。また、階の中間に設ける小屋裏物置等の部分の水平投影面積の合計が、その接する上下それぞれの階の床面積の  $1/2$  未満であること。なお、床面に高低差があつて、その床面の差が 1.4m を超える場合は、小屋裏物置等の水平投影面積の算定上は別の階とみなして算定する。
- ② 小屋裏物置等の最高の内法高さが 1.4m 以下であること。また、上下階にそれぞれ小屋裏物置等が存在し、上下に連続する小屋裏物置等にあつては、内法高さの合計が 1.4m 以下であること。（図 6-2）
- ③ 階の中間に設ける小屋裏物置等については、当該部分の直下が居室である場合、当該居室の天井高さは 2.1m 以上であること。
- ④ 小屋裏物置等に窓等を設ける場合は、当該小屋裏物置等の床面積の  $1/20$  以下であること。ただし、当該小屋裏物置等が上下に接する場合には、その水平投影面積の  $1/20$  以下であること。
- ⑤ 図 6-1 の C のように、小屋裏物置等を水平投影した部分が、当該小屋裏物置等を利用する階の床面積に算入されていない場合は、当該小屋裏物置等とその他の部分が、床、天井、壁、戸等で区画されていること。



計算式

$$a+b+b'+c+d+e+h < X/2$$

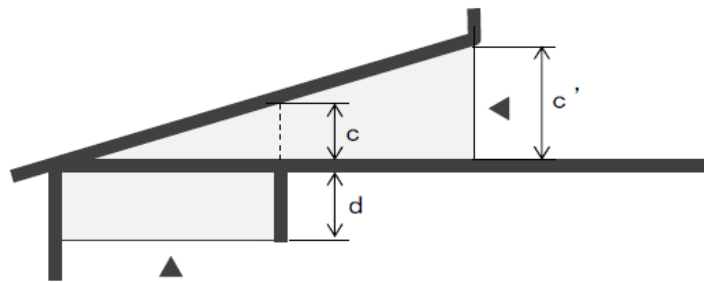
$$d+f+g+i < Y/2$$

$$c+d+e+f+g+h < X/2 \text{ かつ } Y/2$$

- a : 2階小屋裏物置の水平投影面積
- b : 2階ロフトの水平投影面積
- b' : 小屋裏物置等の利用にのみ供する固定階段の水平投影面積
- c : 2階から利用する1階小屋裏物置の水平投影面積
- d : 2階床下物置・階段の踊場から利用する1階小屋裏物置の水平投影面積

- e : 2階床下物置の水平投影面積
- f : 階段の踊場から利用する1階小屋裏物置の水平投影面積
- g : 1階天井裏物置の水平投影面積
- h : 2階床下物置の水平投影面積
- i : 1階床下物置の水平投影面積
- X : 2階の床面積
- Y : 1階の床面積

図6-1 階とみなさない小屋裏物置等の条件



計算式

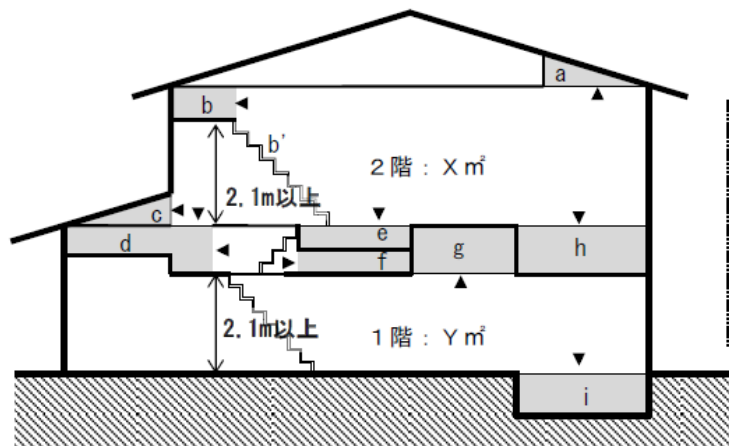
$$c + d \leq 1.4m$$

$$c' \leq 1.4m$$

図6-2 上下に連続する小屋裏物置等における合計の内法高さの算定方法

(2) 小屋裏物置等を利用する階段等

- ① 小屋裏物置等を利用するためのはしご等の設置方法は、特定しない。
- ② 小屋裏物置等の利用にのみ供する固定階段を設置する場合
  - ア 令第23条及び令第25条の規定を満たすこと。
  - イ 階段部分は、当該階段が設置される階の床面積に重複して算入せず、小屋裏物置等の水平投影面積に算入すること。(図6-3)



計算式

$$a+b+b'+c+d+e+h < X/2$$

$$d+f+g+i < Y/2$$

$$c+d+e+f+g+h < X/2 \text{ かつ } Y/2$$

図6-3 小屋裏物置等を利用する階段等

## ウ 不適合の場合の対処方法

容積率の限度を超える場合は、適合するように建築物（物置等を含む）を撤去・減築する必要があります。是正する部分の位置を配置図に明示し、工事完了までに撤去・減築等する旨を記載してください。また、「建築物概要書」に「容積率」が「不適合」と記入し、工事完了までに是正する旨を記入してください。

## 5 建築基準法第 53 条（建ぺい率）

建築面積の敷地面積に対する割合（建ぺい率）は、決められた範囲内ですか。

### ア 設計ポイント

配置図及び平面図に建築物の配置や寸法等を明示し、求積図・求積表を提出してください。  
なお、以下のものも建築面積に算入されるため注意してください。

- ・ 物置
- ・ 柱つきバルコニー
- ・ 屋根つきカーポート
- ・ 床面積に算入する出窓

### イ 不適合の場合の対処方法

建ぺい率の限度を超える場合は、適合するように建築物（物置、カーポート、柱つきバルコニー等を含む）を撤去・減築する必要があります。是正する部分の位置を配置図に明示し、工事完了までに撤去・減築等する旨を記載してください。また、「建築物概要書」に「建ぺい率」が「不適合」と記入し、工事完了までに是正する旨を記入してください。

## 6 建築基準法第 56 条（建築物の各部分の高さ）、建築基準法第 58 条（高度地区）

建物の高さは制限内ですか。

### ア 道路斜線

#### A 設計ポイント

- ◇ 配置図に検討位置及び距離、立面図に検討距離、斜線及び検討式を記載してください。
- ◇ 検討方法は、天空率でも認められます。

#### B 不適合の場合の対処方法

- ◇ 検討の結果、是正が必要な場合は、立面図と屋根伏図（配置図）に斜線から突出している部分を示し、是正方法を記載してください。
- ◇ 「建築物概要書」に「道路斜線」が「不適合」と記入し、工事完了までに是正する旨を記入してください。

### イ 高度地区

#### A 設計ポイント

- ◇ 配置図に真北方向と検討位置及び距離、立面図には検討距離、斜線及び検討式を記載してください。
- ◇ 昭和 48 年 12 月 25 日（横浜市で高度地区が決定した日）以前に、建築確認を得て工事着手した建築物は、既存不適格とみなされる場合があります（昭和 48 年 12 月 25 日以降も、高度地区の変更により、既存不適格扱いができる場合があります）。
- ◇ 既存不適格扱いができるかどうかは、建築局建築防災課に相談してください。



なお、建築（増築を含む）当時の高度地区については、横浜市建築局都市計画課で確認できます。

- ◇ 市街化調整区域の場合は、「9 その他特に必要な関係法令等/ア 市街化調整区域内の建築物の場合」を参照してください。
- ◇ 既存不適格とみなされる場合で、今回の工事（補助対象外工事を含む）で屋根工事を行わない場合は、現況のままで認められますが、屋根工事を行う場合は、現行の規定に適合するように是正する必要があります。

## B 不適合の場合の対処方法

- ◇ 検討の結果、是正が必要な場合は、斜線から突出している部分を、立面図、屋根伏図（配置図）に示し、是正方法を記載してください。
- ◇ 「建築物概要書」に「高度地区」が「不適合」と記入し、工事完了までには是正する旨を記入してください。

## 7 その他特に必要な関係法令等

### ア 市街化調整区域内の建築物の場合

#### A 設計のポイント

まず横浜市建築局建築防災課に相談したうえで、横浜市建築局調整区域課において、都市計画法に適合しているかを確認してください。

#### B 不適合の場合の対処方法

配置図や立面図に是正する部分を明示し、工事完了までに撤去・減築等する旨を記載してください。また、「建築物概要書」に、工事完了までには是正する旨を記入してください。

### イ 擁壁やがけが建築物に隣接している場合

#### A 設計のポイント

擁壁、地下車庫、架台等がある建築敷地は、ひび割れや、はらみがないか確認してください。なにか危険と思われる箇所がある場合は、その補修方法や対応方法を検討してください。

#### B 必要提出書類

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 現場状況写真</li><li>・ がけや擁壁のある場合は、断面図（がけの状況、高低差、擁壁の仕様、安息角を記載）</li><li>・ 配置図にがけや擁壁等に関する所見を記載</li></ul> |
|--|

#### C がけ地防災対策工事の支援制度（がけ地防災対策事業）

がけ崩れ災害の防止を目的として、がけ地防災対策工事費を支援する制度です。条件等の詳細は、横浜市建築局建築防災課がけ防災担当（TEL:045-671-2948）にお問い合わせください。



### 第3章 記入要領について

横浜市木造住宅耐震改修促進事業  
耐震改修工事計画承認申請書

(申請先)  
横浜市長

年 月 日

**※申請者は、当該住宅に居住している所有者  
(複数の場合は、その代表者)となります。  
所有者が居住していない場合は、所有者の  
配偶者又は一親等の親族(複数の場合は  
その代表者)が申請者となります。**

申請者

〒  
住所  
氏名  
電話

( )

印

**※申請者氏名欄は、本人直筆が原則です。(パソコン等  
で入力している場合は、氏名右横に押印をお願いします。)**

横浜市木造住宅耐震改修促進事業計画承認要綱第5条第1項の規定により、次の木造住宅の耐震改修工事に係る計画の承認を受けたいので関係書類を添えて申請します。

No. \_\_\_\_\_

(備考) 自署した場合は押印を省略することができます。

建築物	所在地	<b>登記事項証明書の所在欄にある地名・地番を記入してください。</b>		
	構造及び規模	木造 △ 階建	建築物本体延べ面積(計画)	〇〇.〇㎡
	所有者	<b>所有者全員の氏名を記入してください。</b>	精密診断 上部構造評点	改修前 <b>下記の※へ</b> 改修後
事業	事業者名	株式会社 ○○○○	本市登録事業者	登録No. ○○○
	代表者名	代表取締役 △△ 太郎		一時登録
	所在地	横浜市中区港町○○	電話 045 (671) △△△△ FAX 045 (671) △△△△	
	代表となる設計者 (工事監理者) 資格・氏名 <small>※委任する者</small>	<input checked="" type="radio"/> (一級) 二級・木造) 建築士 (大臣) 登録第○○○○○○号 △△ 太郎 <b>委任状の委任する者(代表となる設計者)と同じになります。</b>		
者計	その他の担当者氏名	<b>代表となる設計者以外に担当者がある場合には記入してください。</b>		
予施 定 事 業 者 工	事業者名	株式会社 ○○工務店	本市登録 事業者	登録No.○○○
	代表者名	代表取締役 △△ 次郎		一時登録
	所在地	横浜市中区尾上町○○	電話 045 (662) △△△△ FAX 045 (662) △△△△	
工事費予定額 (全体)		☆, ☆☆☆, ☆☆☆ 円 ① <b>金額は工事の見積書から転記</b>		
①のうち耐震改修工事費 予定額		☆, ☆☆☆, ☆☆☆ 円 <b>金額は工事の見積書から転記</b>		
標準的な費用の 合計額		☆, ☆☆☆, ☆☆☆ 円 <b>金額は補助予定額算出シートから転記</b>		
世帯の課税区分		<input type="checkbox"/> 課税 ・ <input type="checkbox"/> 非課税 <b>補助の区分を囲む</b>		

(A4)

**※ 設計者の方が行った精密診断の評点を記入してください。**

**※ 支店等での登録を行っている場合は、支店等の「事業者名(支店名等を記載)」、  
「代表者名」及び「所在地」を記載してください。**

**※当該建物に共有者がいる場合、又は、申請者が所有者でない場合は提出してください。**

## 横浜市木造住宅耐震改修促進事業に係る耐震改修工事承諾届出書

年 月 日

(届出先)  
横浜市長

- ※ 申請者以外の所有者全員からの届出が必要です。
- ※ 氏名欄は、本人直筆が原則です。(パソコン等で入力している場合は、氏名右横に押印をお願いします。)
- ※ 一人一枚ずつご提出ください。

届出者 千  
住所  
氏名 ( ) 印  
電話 ( )

下記の建築物に関し、申請者が横浜市木造住宅耐震改修促進事業により耐震改修工事を行うことを承諾します。また、同建物について、申請者と賃貸借関係はありません。

### 1 申請者

住 所	申請者の住所
氏 名	申請者の氏名

### 2 所有する建築物の概要

所在地	登記事項証明書の所在欄にある地名・地番を記入してください	
所有者とその持ち分 (承諾者本人を含む)	〇〇 〇〇	〇分の△
	△△ △△	〇分の□
		分の

**※ 建物登記簿上の所有者全員の氏名とその持ち分を記入してください。**

(備考) 自署した場合は押印を省略することができます。

(A 4)

## 横浜市木造住宅耐震改修促進事業世帯員確認書

### 1 補助対象予定住宅に居住する全員分の住民票の提出

住民登録(住民票)上の世帯主氏名	住 民 票 の 提 出
※ 住民登録上の世帯主氏名を記入してください。また、同じ住宅に住	済 未
民登録上複数の世帯がある場合は、それぞれの世帯主を記入の	済 未
上、すべての住民票を提出してください。	済 未

### 2 一時的居住者の有無

有・無

(有の場合は次の項目を記入してください。)

氏 名	居住開始年月日	申請者との関係
※ 一時的居住者がいる場合は、居		
住開始日と申請者との関係を		
記入してください。		

### 3 単身赴任者等で補助対象予定住宅の居住者と生計を一つとする者の有無

有・無

(有の場合は次の項目を記入してください。)

氏 名	申請者との関係
※ 単身赴任等で生計は一つにしているが、一時的に居住していない場合、同一世帯として見なし、	
非課税区分を確認する対象となります。有りの場合は、氏名と申請者との関係を記入してください。	

### 4 耐震改修工事計画承認申請前3か月以内の補助対象予定住宅からの住民異動者の有無

有・無

(有の場合は次の項目を記入してください。)

氏 名	異動理由(※差し支えない範囲で記入ください)
※ 耐震改修工事計画承認申請前3ヶ月	
以内の異動者がいる場合は、氏名と	
異動理由を簡単に記入してくださ	
い。	

以上の記載事項について事実と相違ありません。また、記載事項について横浜市が調査し、照会があった場合は調査協力することを了承します。

年 月 日

※ 記載事項に間違いがないか再度確認してください。また、横浜市の調査・照会に協力することを確認の上、住所・氏名・電話番号・記入日を記入し、署名してください。  
(氏名はパソコン入力不可)

申請者 住所 〒

氏名 (自署)

電話 ( )

(A 4)

横浜市 長

居住者 住所 〒 **※18才以上の方は、一人一枚ずつご署名をお願いします。**  
(フリガナ) **(氏名はパソコン入力不可)**  
氏名 (自署) **※必ずフリガナを記入してください。**

電話 ( )

### 同意書

私は、横浜市木造住宅耐震改修促進事業計画承認第3条第2号に基づき、横浜市税のうち、次の税目の納税状況について調査することに同意します。

#### 調査に同意する税目

- 1 市民税
- 2 固定資産税・都市計画税(土地・家屋)
- 3 固定資産税(償却資産)
- 4 軽自動車税
- 5 特別土地保有税

( \* 上記1～5は延滞金も含みます。 )

(A4)



# 工事見積書

〇〇 邸改修工事見積書		見 本 書 式					
名 称	内 容	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要	
1	耐震改修工事 (補助対象工事)	1	式		〇,〇〇〇,〇〇〇円	消費税込み	
2	その他の工事 (補助対象外工事)	1	式		△,△△△,△△△円	消費税込み	
工事費合計					□,□□□,□□□円	消費税込み	

※ 補助対象工事と補助対象外工事に分けて消費税を含んだ額で作成してください。

〇〇 邸改修工事見積書		見 本 書 式					
名 称	内 容	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要	
	耐震改修工事 (補助対象工事)						
1	仮設工事	1	式		△,△△△,△△△円		
2	基礎工事	1	式		△,△△△,△△△円	延べ長さ □□ m	
3	耐力壁工事	1	式		△,△△△,△△△円	延べ長さ □□ m	
4	屋根工事		式		円		
5	その他工事	1	式		△,△△△,△△△円		
小計					□,□□□,□□□円		
消費税		5%	1	式	〇,〇〇〇,〇〇〇円		
合計					△,△△△,△△△円		

※ 内訳書の明細は補強箇所ごとに分けて作成する必要はありません。壁と基礎は延べ長さを表記してください。

※ 補助対象工事については見本に内訳書の明細まで作成してください。  
様式は任意ですが、内訳書の明細には単価と数量を記述してください。(一式計上は多用しない)

横浜市木造住宅耐震改修促進事業  
検査申請書

（申請先）  
横浜市長

年 月 日

※申請者は、当該住宅に居住している所有者  
（複数の場合は、その代表者）となります。  
所有者が居住していない場合は、所有者の  
配偶者又は一親等の親族（複数の場合は  
その代表者）が申請者となります。

申請者 干  
住所  
氏名 印  
電話 ( )

※申請者氏名欄は、本人直筆が原則です。（パソコン等  
で入力している場合は、氏名右横に押印をお願いします。）

※関係書類として工事工程表、検査一覧表、  
工事契約書(写し)を添付してください。

横浜市木造住宅耐震改修促進事業計画承認要綱第8条第2項の規定により、関係書類を添  
えて検査を申請します。

No. \_\_\_\_\_

建 築 物	所在地	登記事項証明書の所在欄にある地名・地番を記入してください。		
	構造及び規模	木造 △ 階建	建築物本体 延べ面積（計画）	〇〇〇.〇〇m <sup>2</sup>
	所有者	所有者全員の氏名を記入してください。		
耐震改修工事計画 承認通知書番号		〇〇年〇〇月〇〇日 建建防 第△△△号		

※既に郵送済みの耐震改修工事計画承認通知書(第2号様式)に記入されている  
日付・番号を記入してください。

（備考）自署した場合は押印を省略することができます。

（A4）

# 工事工程表

〇〇 邸 改修工事

〇月 〇日 作成

工事種別	5月			6月			7月			備考
	10	20	30	10	20	30	10	20	30	
1. 仮設工事	仮囲・足場設置			解体・清掃						
2. 土工事	掘削			埋戻し						
3. 基礎工事	はつり			配筋 打設 養生						
4. 外壁補強工事		1階壁		2階壁						
5. 内壁補強工事				2階壁						
6. その他工事				塀撤去・新設						
中間検査		★								
完了検査					★					

※ 工事工程表一覧表は任意様式です。工事工程表には日付及び中間・完了検査のお知らせにある検査工程の予定を入れてください。

工事工程表は任意様式

**※ 本様式とあわせて補助金交付申請書(第1号様式)も一緒にご提出ください。**

第7号様式 第1面 (第9条第3項)

横浜市木造住宅耐震改修促進事業  
耐震改修工事完了報告書

(報告先)  
横浜市長

年 月 日

※ 報告者は、当該住宅に居住している所有者  
(複数の場合は、その代表者)となります。

報告者 〒  
住所  
氏名  
電話 ( )

印

所有者が居住していない場合は、所有者の  
配偶者又は一親等の親族(複数の場合は  
その代表者)が申請者となります。

※ 報告者氏名欄は、本人直筆が原則です。(パソコン等  
で入力している場合は、氏名右横に押印をお願いします。)

横浜市木造住宅耐震改修促進事業計画承認要綱に基づき、承認を受けた耐震改修工事が完了しましたので、同要綱第9条第3項の規定により関係書類を添えて報告します。

No. \_\_\_\_\_

(備考) 自署した場合は押印を省略することができます。

(A 4)

第7号様式 第2面 (第9条第3項)

建築物	所在地	横浜市 区		
	構造及び規模	木造 階建	建築物本体 延べ面積(計画)	m <sup>2</sup>
	所有者		改修後精密診断 上部構造評点	
耐震改修工事計画 承認通知書番号		年 月 日	第	号
耐震改修工事 計画変更承認通知書番号		年 月 日	第	号
完了年月日		年 月 日		

(A4)

- ※ **完了年月日には、「工事検査シート」の第3面の「工事監理者(代表となる設計者)確認欄」に工事監理者(代表となる設計者)が記入した日付を記入してください。**
- ※ **既に郵送済みの耐震改修工事計画承認通知書(第2号様式)に記入されている日付・番号を記入してください。**

※ **工事検査シートは、工事監理者(代表となる設計者)が記入してください。**

(第1面)

## 工事検査シート

### 1. 検査対象物件

※ **工事監理者は、当該申請の代表となる設計者(委任を受けた者)としてください。**

申請者	〇〇 〇〇	※ <b>中間検査及び完了検査の立会人は、原則として、当該申請の代表となる設計者としてください。ただし、やむを得ない理由がある場合は、当該事業者にも所属する建築士の立会いでも可とします。この場合は、「その他の担当者氏名」に中間検査及び完了検査に立ち会う建築士の氏名を記入してください。</b>
No.	〇〇 W △△	
設計事業者 住所・氏名	株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 △△ 太郎	
施工事業者 住所・氏名	株式会社 〇〇工務店 代表取締役 △△ 次郎	※ <b>工事監理者(代表となる設計者)及びその他の担当者氏名には建築士印を押印してください。</b>
工事監理者(代表となる設計者) 事業者名・建築士氏名 ※本シート記入者	株式会社 〇〇〇〇一級建築士事務所 △△ 太郎	(印)
その他の担当者氏名	〇〇 〇〇	

### 2. 中間検査履歴

検査工程	実施日	立会人氏名 (工事監理者または設計事業者のその他の建築士)	工事箇所番号	指摘	指摘番号
基礎工事 (一回実施)	配筋完了時	△/△	△△ 太郎	無・有	
耐力壁工事 (原則一回実施)	筋かい、面材、金物設置時	△/□	△△ 太郎	② ⑦	無・有 1
					無・有
屋根工事 (一回実施)	既存屋根撤去完了時			無・有	
その他工事( )				無・有	

※ **検査工程は耐震改修工事計画承認通知書を発行する際にお知らせします。**  
 ※ **工事区分ごとに1回(耐力壁工事は原則1回)の検査を受検してください。**

※指摘が有の場合は「4. 指摘是正確認」へ

### 3. 完了検査履歴

検査実施日	平成 XX 年△月○日	立会人氏名 (工事監理者または設計事業者のその他の建築士)	△△ 太郎
-------	-------------	----------------------------------	-------

検査項目	※ <b>検査事項の「耐震改修工事の出来形」は、補助対象建築物が承認された耐震改修工事計画と相違がないかを完了検査時に再度確認してください。</b>	
計画全般	耐震改修工事の出来形 建築物等の申請との整合性	※ <b>現況から建物形状及び屋根形状が変化している場合は、計画承認申請時に事前に市に当該工事に係る図面を提出している必要があります。</b>
	道路後退	※ <b>是正工事が必要な場合は完了検査で、是正が適切に行われているか検査してください。</b>
是正工事	容積率・建ぺい率是正	無・有
	建物高さ是正	無・有
		無・有

※指摘が有の場合は「4. 指摘是正確認」へ

4. 指摘是正確認

指摘番号	検査の種類	指摘内容	是正内容	検査員是正完了確認日
1	中間・完了	⑦の筋かいプレート取り付け	プレート撤去、取り付け直し	
	中間・完了	※ 指摘があった項目は必ず内容を記述し、後日検査員の確認を受けてください。 (写真報告・立会は検査員の指示による)		
	中間・完了			

(太枠の中は検査員が記入)

5. 変更履歴

	変更内容	変更の手続き	変更承認通知日・報告日
1	⑥の壁補強仕様の変更(構造用合板→三つ割筋交いたすき)	変更申請・ <b>変更報告</b>	○月△日
2	※ 変更があった場合は概要を記入してください。 変更の手続きについてはP. 49を参照してください。		変更申請・変更報告
3		変更申請・変更報告	

工事監理者(代表となる設計者)確認欄

私は、本耐震改修工事の工事監理を行い、承認された耐震改修工事計画にしたがい、適正に工事が行われていることを確認いたしました。

平成 XX 年 △月 ○日

住 所 横浜市中区港町○○

電 話 045-671-△△△△

事業者名 株式会社○○○○一級建築士事務所

氏 名 △△ 太郎 (印)

報告事項

検査員確認欄

中間検査及び完了検査の内容が適正であることを確認いたしました。

平成 XX 年 △月 XX 日

横浜市木造住宅耐震改修促進事業検査員

住 所 横浜市中区相生町○○

電 話 045-671-□□□□

事務所名 △△建築士事務所

氏 名 ○○ ○○ (印)

備 考

(太枠の中は検査員が記入)

※ 写しではなく原本を提出してください。

※ 訂正をする場合は、訂正箇所には二重線を引き、工事監理者(代表となる設計者)の訂正印を押印し、その上に正しい内容を記載してください。(検査員が記入する部分を訂正する場合は、検査員が記入及び訂正印の押印を行う必要があります。)

**※ 本様式とあわせて補助金請求書(第4号様式)も一緒にご提出ください。**

第1号様式 第1面(第7条)

横浜市木造住宅耐震改修促進事業  
補助金交付申請書

(申請先)  
横浜市長

年 月 日

**※申請者は、当該住宅に居住している所有者  
(複数の場合は、その代表者)となります。  
所有者が居住していない場合は、所有者の  
配偶者又は一親等の親族(複数の場合は  
その代表者)が申請者となります。**

申請者 〒  
住所  
氏名  
電話 ( )

印

**※申請者氏名欄は、本人直筆が原則です。(パソコン等  
で入力している場合は、氏名右横に押印をお願いします。**

横浜市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱第7条の規定により、次の木造住宅の耐震改修について、補助金の交付を受けたいので関係書類を添えて申請します。

(備考) 自署した場合は押印を省略することができます。

(A4)



建築物	所在地	登記事項証明書の所在欄にある地名・地番を記入してください。			
	構造及び規模	木造 △ 階建	建築物本体 延べ面積(計画)	〇〇〇.〇〇m <sup>2</sup>	
	所有者	所有者全員の氏名を記入してください。	精密診断 上部構造評点	改修前	〇〇
完了年月日	〇〇年〇〇月〇〇日				
全体改修工事費	☆,☆☆☆,☆☆☆ 円	①	※ 設計者が行った精密診断の評点を記入してください。		
①のうち耐震改修工事 部分費用	☆,☆☆☆,☆☆☆ 円				
補助金申請額	☆,☆☆☆,☆☆☆ 円				
世帯の課税区分	<input type="checkbox"/> 課税	・	<input type="checkbox"/> 非課税	補助の区分を囲む	

※ 完了年月日には、「工事検査シート」の第3面の「工事監理者(代表となる設計者)確認欄」に工事監理者(代表となる設計者)が記入した日付を記入してください。

※ 補助金交付申請書に記入する各金額は耐震改修工事計画承認申請の第2面及び耐震改修工事計画承認通知書に記載されている額です。

いずれも変更がある場合は変更後のものを記載してください。

**※ 本様式は補助金交付申請書(第1号様式)と一緒にご提出ください。**

第4号様式 (第10条)

横浜市木造住宅耐震改修促進事業  
補助金請求書

(請求先)  
横浜市長

年 月 日

請求者 千  
住所  
氏名 印  
電話 ( )

**※請求書は、必ず押印が必要です。印は鮮明に押印してください。(請求者は申請者と同一です。)**  
**※誤字訂正については訂正箇所に訂正印を押印するか、欄外に捨印を押印してください。**  
**※補助金請求額欄の訂正は出来ません(無効となります)のでご注意ください。**

補助金額の確定(補助金交付決定)通知を受けた横浜市木造住宅耐震改修促進事業 補助金を次のとおり請求します。

No. \_\_\_\_\_

補助金額の確定 (補助金交付決定) 通知書番号	<b>※補助額の確定後に記入しますので記入しないでください。</b> 年 月 日 第 号
-------------------------------	---

木造住宅耐震改修促進 事業補助金請求額	¥	<b>未記入でご提出の場合はこちらで記入します。</b>					.	—
振込先金融機関	金融機関名	銀行						支店
	口座番号	普通 ・ 当座						
	フリガナ	<b>※必ず記入してください。</b>						
	口座名義人	<b>申請者と同一のものに限ります。</b>						

(A4)

**※ 金融機関の通帳又はキャッシュカードのコピーを添付してください。**  
**(金融機関名、支店名(又は支店番号)、口座番号、口座名義人のフリガナが分かるもの)**

横浜市木造住宅耐震改修促進事業  
耐震改修工事等収支決算書

(提出先)  
横浜市長

年 月 日

提出者 千  
住所  
氏名 印  
電話 ( )

※申請者氏名欄は、本人直筆が原則です。(パソコン等で入力している場合は、氏名右横に押印をお願いします。)

※誤字訂正については訂正箇所に訂正印を押印するか、欄外に捨印を押印してください。

横浜市木造住宅耐震改修促進事業 補助金について、次のとおり収支決算しましたので、同事業補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

※ 関係書類とは、領収書(写し)です。(銀行振込の受取書は領収書ではありません。)

申請において提出した、全ての設計及び工事の契約についての領収書(補助対象外のものも含む)の写しを提出してください。

※ 補助金額の確定通知書(第2号様式)の日付・番号を記入してください。

補助金額の確定 (補助金交付決定) 通知書番号	〇〇年〇〇月〇〇日 建建防 第 △△ 号
-------------------------------	----------------------

収 入		支 出	
費 目	金 額	費 目	金 額
補助金		耐震改修工事費	
自己資金		その他工事費	
その他融資	※ご利用の場合、融資額を記入してください。		
計	☆,☆☆☆,☆☆☆ 円	計	☆,☆☆☆,☆☆☆ 円

※ 収入、支出の計は同じ額になります。

(備考) 自署した場合は押印を省略することができます。

(A4)

<参考文献>

- 1 一般財団法人日本建築防災協会：「木造住宅の耐震診断と補強方法」
- 2 一般財団法人日本建築防災協会：「木造住宅の耐震補強の実務—リフォームにあわせた耐震補強のすすめ—」
- 3 一般社団法人横浜市建築士事務所協会：「既存木造住宅の耐震設計マニュアル改訂版」
- 4 一般財団法人住宅金融普及協会：「木造住宅工事仕様書」
- 5 木造軸組工法住宅の許容応力度設計（2008年版）：財団法人日本住宅・木造技術センター
- 6 神奈川県建築行政連絡協議会：「神奈川県建築基準法取扱基準—面積、高さ、階数等の算定方法—」
- 7 横浜市：「横浜市建築基準法取扱い基準集（平成24年版）」
- 8 日本建築行政会議：「建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例」
- 9 横浜市：「横浜市建築基準条例関係集（条例解説付）」
- 10 横浜市：「既存木造住宅の耐震改修工事・施工マニュアル 平成21年版-第2刷」

横浜市が耐震改修工事費用の一部を補助します！

— 横浜市木造住宅耐震改修促進事業 —

申請の手引き（事業者向け）

---

---

平成24年5月 発行

平成25年4月 改訂

平成26年4月 改訂第2版

平成26年10月 改訂第3版

編集・発行 横浜市建築局企画部建築防災課

〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1 JNビル4階

電話：045-671-2943 FAX：045-641-2756

---

---

